

平成23年第1回定例会

市 議 会 会 議 録

平成23年2月24日（開会）

平成23年3月18日（閉会）

垂 水 市 議 会

平成二十三年第一回定例会会議録

(平成二十三年三月)

垂水市議会

第 1 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号（2 月 24 日）（木曜）

1. 開 会	6
1. 市長就任あいさつ	6
1. 開 議	7
1. 会議録署名議員の指名	7
1. 会期の決定について	7
1. 諸般の報告	7
1. 報告第 1 号、報告第 2 号 一括上程	9
報告	
1. 報告第 3 号、報告第 4 号 一括上程	9
説明、質疑、表決（承認）	
1. 議案第 1 号、議案第 2 号 一括上程	12
説明、質疑、総務文教委員会付託	
1. 議案第 3 号～議案第 6 号 一括上程	13
説明、質疑、各常任委員会付託	
1. 議案第 7 号 上程	19
説明、質疑、各常任委員会付託	
1. 議案第 8 号～議案第 16 号 一括上程	20
説明、質疑、各常任委員会付託	
1. 議案第 17 号～議案第 28 号 一括上程	26
説明	
1. 陳情第 28 号、請願第 2 号、請願第 3 号 一括上程	35
各常任委員会付託	
1. 日程報告	36
1. 散 会	36

第 2 号（3 月 8 日）（火曜日）

1. 開 議	38
1. 議案第 7 号～議案第 16 号 一括上程	38
委員長報告、質疑、討論、表決（原案可決）	
1. 平成 23 年度各会計予算案に対する質疑・一般質問	39
大菌藤幸議員	39
ヤマダ電機誘致に係る土地開発公社の決定は	
漁業振興貸付金について	
池山節夫議員	44

尾脇市政1期目の課題について	
水迫市政の継承から独自カラーへ	
(1) 垂水市の生き残りをかけた行財政改革の断行について	
(2) 強力な子育て支援策について	
(3) 垂水高校の存続への取組について	
(4) 人口3万人のまちづくりについて	
(5) 地場産業の強化充実について	
(6) 雇用の充実と若者の定住促進について	
(7) 質の高い特産ブランドの育成と知恵を駆使した販売戦略について	
森 正勝議員	50
平成23年度当初予算について	
(1) 地方交付税の動向について	
(2) 経常収支比率の改善について	
(3) 市債の残高について	
川畑三郎議員	55
市長就任による市政運営について	
降灰対策について	
(1) 防災営農の取組について	
(2) 宅地内降灰について	
中山間地域総合整備事業について	
(1) 平成23年度から開始されますが、今後の計画について	
池之上 誠議員	60
行財政改革について	
第5次垂水市行政改革大綱の取組状況	
第2次財政改革プログラムの取組状況	
(1) 財政再建などの改革断行の推進計画の評価について	
教育環境整備について	
垂水中央中学校大規模改造事業	
(1) 計画の進捗状況と2期工事の発注時期について	
田平輝也議員	67
道の駅の指定管理について	
(1) 指定管理者決定までの経過について	
生活弱者への対応は	
(1) 本市における生活保護受給者の推移について	
中学校跡地利用について	
(1) 現在までの対応(経過)は	
北方貞明議員	74

尾脇市長の公約について

- (1) 自主防災体制の安心、安全更なる実現を目指すとは、どのようなことか
- (2) 地元の農水産物を加工し、アジアを中心に国際的な販路拡大とは
- (3) 小中学校と垂水高校と連携した新しい教育システムの構築とは
- (4) 桜島道路（架橋・トンネル）と人口3万人は、何年後を目指してのことか
- (5) 市長の給与カットは、4年間か

観光事業について

- (1) 誘致支援補助金の創設について
- (2) 錦江湾しおかぜ街道事業について
(大隅の玄関口垂水港にサイクルステーションを)

図書館の祝日開館について

- (1) 他の市町村の状況より、まず、垂水市独自で開館は

1. 日程報告	82
1. 散 会	82

第3号（3月9日）（水曜日）

1. 開 議	84
1. 平成23年度各会計予算案に対する質疑・一般質問.....	84
持留良一議員.....	84

政治姿勢について

- (1) 憲法をどのようにとらえているのか。市政運営でどのように生かしていくのか
市政運営について

- (1) 行政運営について
- (2) 財政運営について

平成23年度一般会計予算案について

- (1) 地域経済立直し業者支援（中小零細）・仕事おこし・雇用対策求められる市の積極的支援策
- (2) 子育て支援（市長の取組の柱の一つ）の充実
- (3) 高齢者も安心して住み続けられる街づくり

平成23年度国民健康保険会計について

- (1) 平成22年度の補正予算案での一般会計からの法定外の繰入の意味は
- (2) 平成23年度会計による歳入確保のための起債発行の目的と被保険者への影響は
- (3) 国保税の負担が重いとの認識はどうか
- (4) 以上のような対策や課題から「国保財政危機」への対策と被保険者への増税を回避するための対策は

道の駅交流施設の指定管理者の選定問題

- (1) 基本的な問題への認識について

(2) 選定業者への「問題」について	
宮迫泰倫議員	97
垂水市の首長として	
(1) 理想の選挙について	
(2) 新市長としての心構えについて	
1. 委員会付託	101
1. 日程報告	102
1. 散 会	102

第4号（3月18日）（金曜日）

1. 開 議	104
1. 議案第1号～議案第6号、議案第17号～議案第28号、陳情第27号、陳情第28号、請願第2号、請願第3号 一括上程	104
委員長報告、質疑、討論、表決	
議案第1号～議案第5号（原案可決）	
議案第6号（否決）	
議案第17号～議案第28号（原案可決）	
陳情第27号（採択）	
陳情第28号（採択）	
請願第2号（採択）	
請願第3号（採択）	
1. 議案第29号～議案第32号 一括上程	111
説明、休憩、全協、質疑、討論、表決	
議案第29号（同意）	
議案第30号～議案第32号（原案可決）	
1. 意見書案第33号～意見書案第35号 一括上程	115
質疑、表決	
意見書案第33号～意見書案第35号（原案可決）	
1. 決議案第3号 上程	118
説明、休憩、全協、質疑、表決	
決議案第3号（原案可決）	
1. 閉 会	121

平成23年第1回垂水市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	種 別	内 容
2・24	木	本会議	会期の決定、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託
2・25	金	休 会	
2・26	土	〃	
2・27	日	〃	
2・28	月	〃	(質問通告期限：正午)
3・ 1	火	〃 委員会	産業厚生委員会(22年度補正予算審査)
3・ 2	水	〃	
3・ 3	木	〃 委員会	総務文教委員会(23年度補正予算審査)
3・ 4	金	〃	
3・ 5	土	〃	
3・ 6	日	〃	
3・ 7	月	〃	
3・ 8	火	本会議	議案上程、説明、質疑、委員会付託、委員長報告、質疑、討論、表決、平成23年度各会計予算案に対する質疑・一般質問
3・ 9	水	本会議	平成23年度各会計予算案に対する質疑・一般質問
3・10	木	休 会 委員会	産業厚生委員会(23年度予算・条例等審査)
3・11	金	〃	
3・12	土	〃	
3・13	日	〃	
3・14	月	〃 委員会	総務文教委員会(23年度予算・条例等審査)
3・15	火	〃	
3・16	水	〃	
3・17	木	〃	議会運営委員会
3・18	金	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託

2. 付議事件

	件	名
報告第 1 号	損害賠償の額を定め和解することについての専決処分の報告について	
報告第 2 号	損害賠償の額を定め和解することについての専決処分の報告について	
報告第 3 号	専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度垂水市交通災害共済特別会計補正予算（第 1 号））	
報告第 4 号	専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度垂水市一般会計補正予算（第 10 号））	
議案第 1 号	垂水市財産の交換・譲与・無償貸与等に関する条例の一部を改正する条例	案
議案第 2 号	垂水市特別会計条例の一部を改正する条例	案
議案第 3 号	内ノ野辺地に係る総合整備計画の策定について	
議案第 4 号	大隅広域市町村圏協議会の廃止について	
議案第 5 号	人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めることについて	
議案第 6 号	垂水市道の駅交流施設の指定管理者の指定について	
議案第 7 号	平成 22 年度垂水市一般会計補正予算（第 11 号）案	
議案第 8 号	平成 22 年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）案	
議案第 9 号	平成 22 年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）案	
議案第 10 号	平成 22 年度垂水市交通災害共済特別会計補正予算（第 2 号）案	
議案第 11 号	平成 22 年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）案	
議案第 12 号	平成 22 年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第 1 号）案	
議案第 13 号	平成 22 年度垂水市病院事業会計補正予算（第 2 号）案	
議案第 14 号	平成 22 年度垂水市と畜場特別会計補正予算（第 3 号）案	
議案第 15 号	平成 22 年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）案	
議案第 16 号	平成 22 年度垂水市水道事業会計補正予算（第 3 号）案	
議案第 17 号	平成 23 年度垂水市一般会計予算	案
議案第 18 号	平成 23 年度垂水市国民健康保険特別会計予算	案
議案第 19 号	平成 23 年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算	案
議案第 20 号	平成 23 年度垂水市交通災害共済特別会計予算	案
議案第 21 号	平成 23 年度垂水市介護保険特別会計予算	案
議案第 22 号	平成 23 年度垂水市老人保健施設特別会計予算	案
議案第 23 号	平成 23 年度垂水市病院事業会計予算	案
議案第 24 号	平成 23 年度垂水市と畜場特別会計予算	案
議案第 25 号	平成 23 年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計予算	案
議案第 26 号	平成 23 年度垂水市地方卸売市場特別会計予算	案
議案第 27 号	平成 23 年度垂水市簡易水道事業特別会計予算	案
議案第 28 号	平成 23 年度垂水市水道事業会計予算	案
議案第 29 号	垂水市副市長の選任について	
議案第 30 号	垂水市教育委員会教育長の給与に関する条例等の一部を改正する条例	案
議案第 31 号	垂水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	案

議案第 32 号 平成 22 年度垂水市一般会計補正予算（第 12 号）案

決議案第 3 号 東北地方太平洋沖地震の救援・支援に関する決議 案

意見書案第 33 号 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に反対する意見書 案

意見書案第 34 号 350 万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書 案

意見書案第 35 号 外国資本等による土地売買等に関する法整備を求める意見書 案

陳情・請願

陳情案第 27 号 子ども・子育て新システムの基本制度案要綱に反対する意見書の採択要請について

陳情案第 28 号 350 万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書採択の陳情

請願案第 2 号 子ども医療費助成制度の窓口負担支払いの無料化を求める請願

請願案第 3 号 国民健康保険税の大幅引き上げ計画の見直しを求める請願

平成 23 年 第 1 回 定例会

会 議 録

第 1 日 平成 23 年 2 月 24 日

本会議第1号(2月24日)(木曜)

出席議員 12名

1番	(欠員)	9番	森 正 勝
2番	大 藪 藤 幸	10番	持 留 良 一
3番	(欠員)	11番	宮 迫 泰 倫
4番	堀 添 國 尚	12番	川 尻 達 志
5番	池之上 誠	13番	(欠員)
6番	田 平 輝 也	14番	(欠員)
7番	北 方 貞 明	15番	篠 原 静 則
8番	池 山 節 夫	16番	川 畑 三 郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市 長	尾 脇 雅 弥	商工観光課長	倉 岡 孝 昌
総務課長	今 井 文 弘	土木課長	深 港 涉
企画課長	山 口 親 志	会計課長	尾 迫 逸 郎
財政課長	北 迫 睦 男	水道課長	白 木 修 文
税務課長	川井田 志 郎	監査事務局長	磯 脇 正 道
市民課長	葛 迫 隆 博	消 防 長	宮 迫 義 秀
市民相談			
サービス課長	前木場 強 也	教 育 長	肥 後 昌 幸
保健福祉課長	城ノ下 剛	教育総務課長	三 浦 敬 志
生活環境課長	感王寺 八 郎	学校教育課長	有 馬 勝 広
農 林 課 長	森 下 利 行	社会教育課長	瀬 角 龍 平
水 産 課 長	塚 田 光 春		

議会事務局出席者

事務局長	松 浦 俊 秀	書 記	篠 原 輝 義
		書 記	有 馬 英 朗

平成23年2月24日午前10時開会

△開 会

○議長（川尻達志）定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから、平成23年第1回垂水市議会定例会を開会します。

△市長就任あいさつ

○議長（川尻達志）ここで、市長就任あいさつのための申し出がありますので、これを許可します。

[市長尾脇雅弥登壇]

○市長（尾脇雅弥）平成23年の第1回定例市議会に当たりまして、お許しをいただきまして簡単にごあいさつを申し上げます。

このたび、市民の皆様方の信任をいただき初当選の榮譽に浴しまして、第15代垂水市長に就任し、市政を預からせていただきます尾脇雅弥でございます。「住んでよかったまちづくりの継続と、新しい時代に向かって若い力で挑戦をし、元気な垂水をつくっていきたい」という私の思いに御理解をいただいたという感謝の気持ちと、その責任の重大さを痛感しているところでございます。

現在、日本経済が低迷を続ける中、これからの地方自治体は、自分たちの力で考え、そして活路を切り開いていくことが強く求められています。そのためにも、これまで進められてまいりました財政再建などの行財政改革の断行を一層推進し、限られた予算を積極的に柔軟性を持って執行し、多様化する行政サービスにスピード感を持ってこたえてまいりたいと考えております。

本市の基幹産業であります農畜産業、水産業や商工業などが厳しい環境下にありますことは、皆様御承知のことと存じます。これからの垂水の活性化のためには、市民の皆様と手を取り合っ

て、質の高い資源をブランド化し、積極的な姿勢で生産の拡大と流通ルートの開拓を皆様とともに目指してまいりたいと考えております。

高齢化が一層進んでおります本市におきましては、市民の皆様が元気に長生きしていただけますよう、医療と福祉、介護と保健の連携や施設並びに体制の整備を図り、住みよいまちづくりを目指してまいります。また、これからの垂水を担う若い世代の方々のために、子育て支援や子育て家庭の負担軽減を実践をし、教育環境の充実を図りたいと考えております。

このような状況の中、市民の創造と躍動する市政の実現に向かって、対話と協議の基本に立って住民主体の施策を行うため、まずは市民お一人お一人の御理解と御協力、御支援をいただきながら、また、市外にて頑張っておられる垂水出身の方々から垂水の活性化を願う熱い思いと期待にこたえられるよう、誠実かつ公正に清潔な市政を推進してまいります。

どうか議員各位におかれましては、今後の市政運営におきまして絶大なる御支援、御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

具体的な施策などにつきましては、次の定例市議会におきまして施政運営方針としてお示しをしたいと考えておりますので、いましばらくの御猶予を賜りますが、現在空席となっております副市長の人事案件につきましては、今議会閉会中（後刻訂正発言あり、8ページ参照）に上程いたしたいと考えておりますので、どうぞよろしくをお願いを申し上げます。

終わりに、垂水は大隅半島の玄関口という大きな役割を担っていることは御承知のとおりでございます。私は、垂水が元気がならない限り大隅半島の活性化につながらないという信念のもとに、「安心・安全なまちづくり」、「住んでよかったと思えるまちづくり」、「元気で活力のあるまちづくり」を目指して、私を先頭に職員一同結集して行政の運営に当たることを申

し上げまして、市長の就任のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

△開 議

○議長（川尻達志）これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしたとおりであります。

△会議録署名議員の指名

○議長（川尻達志）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において持留良一議員、田平輝也議員を指名します。

△会期の決定

○議長（川尻達志）日程第2、会期の決定を議題とします。

去る18日議会運営委員会が開催され、協議がなされた結果、本定例会の会期をお手元の会期日程表のとおり、本日から3月18日までの23日間とすることに意見の一致を見ております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月18日までの23日間と決定しました。

△諸般の報告

○議長（川尻達志）日程第3、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

監査委員から、平成22年度定期監査結果の報告及び平成22年11月分及び12月分の出納検査結果報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから御了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

[市長尾脇雅弥登壇]

○市長（尾脇雅弥）12月定例議会後の議会に報告すべき主な事項について、御報告を申し上げます。

まず、活発化しております桜島の噴火活動につきましては、市民生活に大きな影響を与えるところでございますが、1月12日には、爆発による災害を想定しての防災訓練を牛根麓地区、海潟小浜地区で、陸・海自衛隊を初め、関係機関の協力のもと実施したところでございます。

本年1月からは爆発回数が既に200回を超えており、2月12日には、年々活発化する火山活動を象徴するように、1日当たりの爆発回数が観測史上最多の21回を記録しております。

今後、具体的な対策について関係各課と協議し、鹿児島市、霧島市、鹿屋市、垂水市の4市で構成いたしております桜島火山活動対策協議会とも連携・協力し、積極的な取り組みを国へ要望してまいりたいと考えております。

次に、宮崎県や鹿児島県などで発生しました高病原性鳥インフルエンザは、現在まで日本各地で相次いで感染が確認されているところであります。

このことを受けまして、本市では、1月27日に垂水市家畜伝染病防疫対策本部を設置し、養鶏農家への消石灰、消毒液の配布や、野鳥による感染が危惧されることから、愛玩用として鶏などを飼養されている方にも消石灰の配布を行っております。また、1万羽以上飼養されている農場周辺の県道、市道におきましては、消石灰を散布するなどの防疫対策を講じているところであります。

今後、情報収集に努め、関係機関との連携を図りながら迅速に対処し、養鶏農家への支援対策なども整えてまいりたいと考えております。

次に、水道事業関連の事項につきまして御報告を申し上げます。

垂水市水道事業会計では、国による公的資金補償金免除繰り上げ償還の措置が3年間延長され、対象要件が追加されたことから、公的資金補償金免除繰り上げ償還に係る公営企業経営健

全化計画を策定し、22年9月、総務大臣及び財務大臣に申請しておりましたところ、12月17日付をもちまして両大臣から承認されたところがあります。

この計画が承認されたことにより、本年度から平成24年度までの3年間にわたり、元金償還残高1億9,454万2,724円を繰り上げ償還し、本来なら垂水市水道事業会計が将来支払う予定の利息相当額5,961万5,773円が免除されることになっております。

次に、大隅地域の消防広域化に向けて準備が進められておりました大隅地域消防広域化運営協議会の設立を前にして、1月19日に、大隅地域の消防広域化に関する関係市町長・議長会議におきまして、大隅曾於地区消防組合を構成する市町長（志布志市・曾於市・大崎町）から、「広域化の必要性はなく、運営協議会には参加しない」との報告があり、大隅地域消防広域化運営協議会の設立は現在、休止となっております。詳細につきましては、後ほど全員協議会にて御報告申し上げたいと存じます。

次に、12月議会後の火災について御報告いたします。

建物火災2件が発生しております。

12月21日田神駒ヶ丘において、豚舎2階部分を焼く火災により焼死者1名が発生しております。12月29日高城馬込では、納屋を焼く火災が発生しております。

次に、主な出張用務について御報告を申し上げます。

1月31日は、県市長会定例会及び知事と市長との意見交換会に出席をし、県市長会定例会では、平成23年度事業計画外5件の議案が全会一致で承認され、また、知事と市長との意見交換会では、害虫被害や介護保険制度、児童相談所の機能強化など、各自治体で抱えている問題について貴重な意見交換を行ってまいりました。

2月3日から4日にかけては、特別交付

税に関する要望活動のため、財政課長を伴い上京をいたしました。特別交付税の所要額確保のため、総務省の事務次官を初め、関係部署などを訪問し、新燃岳の報道にかすみがちな桜島の降灰被害の現状等も説明をし、特段の配慮をお願いしてまいりました。

2月12日には、鹿屋市におきまして、大隅の4市5町の首長と伊藤知事にも御出席をいただき、「大隅を語る会」が開催されました。3月12日の九州新幹線全線開通に伴います大隅半島の自治体の取り組みについてや、県の取り組み、また、観光や産業への支援策などについて幅広く意見交換がなされ、相互の協力関係の強化が話し合われたところでございます。

52年ぶりに噴火した新燃岳被災への支援として、本市所有の降灰袋を寄贈いたしました。

2月11日には、都城市に降灰除去活動に赴かれる垂水市・鹿児島市の民間ボランティアの方々に降灰袋2,500枚と温泉水のペットボトル100本をお贈りいたしました。

2月15日には、都城市の長峯市長を直接お訪ねして降灰袋3万枚をお届けしてまいりました。桜島噴火で同じ苦慮をしている自治体として少しでもお手伝いできればとの思いから、保管在庫の中から寄贈させていただいたものでございます。

また、長峯市長へは、本市がこれまで蓄積しておりました降灰除去の知識につきましてもお伝えさせていただき、今後とも、国に対する降灰対策事業などにおいて連携して行うことなども話をまいりました。

以上で、諸般の報告を終わります。

なお、先ほど就任あいさつの中で、副市長人事につきまして「今議会閉会中」と申し上げましたが、「開会中」の読み間違いでございますので、訂正方をお願いしたいと申し上げます。（6ページの発言を訂正）

以上でございます。

○議長（川尻達志）以上で、諸般の報告を終

わります。

△報告第1号・報告第2号一括上程

○議長（川尻達志） 日程第4、報告第1号及び日程第5、報告第2号の報告2件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

報告第1号 損害賠償の額を定め和解すること
についての専決処分の報告について
報告第2号 損害賠償の額を定め和解すること
についての専決処分の報告について

○議長（川尻達志） 報告を求めます。

○財政課長（北迫睦男） おはようございます。

地方自治法第180条第1項の規定によりまして、損害賠償の額を定め和解することについて専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

専決処分の内容は、まず、報告第1号でございますが、平成22年12月23日に牛根支所駐車場で発生いたしました消防職員の消防車両運転中の接触事故でございます。市は、相手方に責任割合100%の損害賠償額1万8,900円を支払うことで和解いたしました。

次に、報告第2号でございますが、平成22年12月1日に市内錦江町交差点で発生いたしました保健福祉課職員によります公用車運転中の接触事故でございます。市は、相手方に責任割合20%の負担を相殺し、相手方へ損害賠償額2万1,399円を支払うことで和解いたしました。

なお、両事故とも車両損傷だけで、双方に身体のけがはございませんでした。

また、損害賠償額は、全額加入しております全国市有物件災害共済会の保険料で賄われます。

当事者には車の運転に慎重を期すよう指示し、全職員にも安全運転の励行を改めて喚起いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（川尻達志） 以上で、報告第1号及び報告第2号の報告を終わります。

△報告第3号・報告第4号一括上程

○議長（川尻達志） 日程第6、報告第3号及び日程第7、報告第4号の報告2件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度垂水市交通災害共済特別会計補正予算（第1号））

報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度垂水市一般会計補正予算（第10号））

○議長（川尻達志） 説明を求めます。

○市民相談サービス課長（前木場強也） 報告第3号専決処分の承認を求めることにつきまして御説明申し上げます。

交通事故による見舞金の支払いの執行に急施を要しましたので、平成23年1月14日に、平成22年度垂水市交通災害共済特別会計補正予算（第1号）を専決処分いたしましたことを御報告申し上げ、御承認を求めようとするものでございます。

補正の理由でございますが、交通事故による見舞金の支払いが増加したことにより、12月に予備費から100万円流用し、支払いを行っていましたが、その後も増加傾向にあり、見舞金に不足が生じたため、追加措置をしたものでございます。

今回、歳入歳出とも160万円を増額いたしましたので、補正後の歳入歳出予算額は820万8,000円になります。

補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算額は、2ページの第1表歳入歳出補正に掲げてあるとおりでございます。

事項別明細でございますが、4ページをお開

きください。

歳出につきましては、事業費でございますが、見舞金を増額したものでございます。

これに対する歳入につきましては、繰越金の前年度繰越金で収支の均衡を図っております。

以上で報告を終わりますが、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○財政課長（北迫睦男） 報告第4号専決処分の承認を求めることにつきまして御説明申し上げます。

国の補正予算に係る地域活性化交付金事業が決定されたことに伴い、関連経費の執行に急施を要しましたので、平成23年1月19日に、平成22年度垂水市一般会計補正予算（第10号）を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により御報告申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

補正の理由でございますが、地域振興や弱者対策を目的として国の補正予算に計上されました地域活性化交付金事業の経費について、追加措置をしたものでございます。

きめ細かな交付金事業として8,062万8,000円、光をそそぐ交付金事業として2,005万2,000円計上しております。

それぞれの事業区分等は、本日資料をお配りしましたので参考にさせていただければと思います。

今回、歳入歳出とも1億68万円を増額いたしましたので、これによります補正後の歳入歳出予算額は96億6,884万7,000円になります。

補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから4ページの第1表歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

事項別明細でございますが、まず、歳出から主なものを申し上げます。

7ページをお開きください。

企画費は、DV予防啓発事業の経費でござい

ます。

社会福祉総務費の委託料は、垂水市地域福祉計画策定の経費でございます。

8ページの衛生費、し尿処理場費の修繕料は、環境センター内の焼却設備等の修繕の経費でございます。

9ページの農林水産業費、堆肥センター費の備品購入費は、堆肥散布車を購入するものでございます。

農道整備事業費の工事請負費は、今川原地区農道等の整備事業費でございます。

水産業振興費の補助金は、水産業振興のため、備品購入費補助として両漁協へ支援するものでございます。

10ページでございますが、商工費の観光施設整備費は、「森の駅たるみず」の駐車場整備と高峠公園の看板設置等の経費でございます。

土木費の道路維持費は、垂水8号線ほかの市道整備事業費でございます。

12ページの教育費、小学校施設整備費の工事請負費は、垂水小、協和小の特別支援学級の改修費用でございます。

13ページの公民館費の備品購入費は、各地区公民館の情報機器の更新と地デジ対応テレビ購入等の経費でございます。

図書館費は、知の拠点づくりを推進するため、市立図書館の図書の購入経費を計上しております。

保健体育費の体育施設の工事請負費は、市体育館が老朽化により雨漏りが生じており、抜本的な補修を行う経費でございます。

これらに対する歳入は、前に返っていただきまして6ページをごらんください。

地方交付税と国庫補助金で収支の均衡を図っております。

以上で報告を終わりますが、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（川尻達志） ただいまの報告に対し、

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○持留良一議員 今、報告がありました専決処分、一般会計補正予算（第10号）に関してなんですけれども、この問題については、私も内容については非常に同意をするというか、賛成をするというか、そういう立場ではあるんですけども、しかし、やはりこの交付金の目的がどうだったのかということで、やはり多少なりとも私は議論をしたかったなという点があったんです。そういう意味ではやっぱり、どういう状況であろうと、このような形で交付金が来た場合には、やっぱり目的に沿った形でどうなのかということとは当然やっぱり議論していく必要があったらと思うんですね。そういう意味でやっぱり、専決処分にされたというのはやはりちょっと私は心残りだなというふうに思います。というのは、県下でも臨時議会等を開いてこの問題についてはされていますし、實際上、もう12月議会に対応している議会もあったように聞いています。

そういう意味ではやはり、議論することがやっぱり重要な中身だろうというふうに思うんですが、今回、市長も初めていろんな形で裁定をしていかなきゃならない、みずから決定していかなきゃならないという点がいろいろあって、就任当初でみずから判断するのもいろいろあったかというふうに思うんですが、そのあたりでこの問題の重要性ということをかんがみたときに、市長自身が、今まで議会の経験も踏まえて、議員としての経験も踏まえて、この問題についてこれでよかったのかどうか御意見をいただきたいと思います。

○市長（尾脇雅弥） 持留議員の御質問にお答えをいたします。

先ほど就任のあいさつでも申し上げましたとおり、こういった問題に関して重々議論を深めていくということは大事なことだと考えており

ます。

ただ、今回の問題に関しましては、諸般の事情を考慮してこういった形で対応させていただきました。どうか御理解をいただきたいと思えます。

○持留良一議員 私は、当初市長が就任されているから、余計やっぱりそのあたりというのはきちっと対応する必要があると。諸般の事情云々よりも、やはり今この問題が起きている中で、地域、やっぱりその目的、例えば地域活性化ニーズにこたえた、応じていくきめ細かな趣旨の事業だとか、それからあと住民に光をそそぐ交付金というのは、それはやっぱり弱者対策とか自立支援とかいろいろ、等々あるわけなんですよね。その中身で、本当にこの中身がそれに即しているのかどうなのかというのは、やっぱり議論の必要性があったというふうに思うんです。だからこそ、やっぱり諸般の事情があろうが、やっぱりそういう中身において、他議会も、幾ら市長選があったとはいえ、その後のやっぱり対応として周りのサイドがそれなりの配慮をしてきちっとする必要があったと。

私は、専決というのは非常に、ある意味では議論そのものを簡略化してしまうという傾向がなきにしもあらずということもありますので、これはもう要望にしておきますけれども、今後ぜひとも、やっぱりそういうことがあったら必ず専決処分しないで、議論を尽くしていただくようお願いしたいというふうに思います。これは要望です。

○議長（川尻達志） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

各報告を承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、報告第3号及び報告第4号は、いずれも承認することに決定しました。

△議案第1号・議案第2号一括上程

○議長（川尻達志）日程第8、議案第1号及び日程第9、議案第2号の議案2件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第1号 垂水市財産の交換・譲与・無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第2号 垂水市特別会計条例の一部を改正する条例案

○議長（川尻達志）説明を求めます。

○財政課長（北迫睦男）議案第1号垂水市財産の交換・譲与・無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

この条例は、普通財産の交換・譲与・無償貸付等及び物品の交換・譲渡等に関して主に規定した条例でございますが、普通財産の無償貸付または減額貸付に当たり、現在まで特定の事項の要件だけ明記されていたものを、今回、市長の判断による貸付を明記しようとするものでございます。

添付してあります新旧対照表で御説明申し上げます。

改正案の第4条第3号、「前2号に定めるもののほか、市長が必要と認めるとき」を1号追加しようとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○市民課長（葛迫隆博）議案第2号垂水市特別会計条例の一部を改正する条例案について説

明申し上げます。

平成20年度からの後期高齢者医療制度により、それまでの老人保健医療特別会計につきましては、高額療養費等の精算事務や社会保険診療報酬支払基金、国庫支出金及び県支出金等の関係で2年間の設置義務が課せられておりました。平成22年度でその期間を終了することとなりましたので、垂水市特別会計条例第1条第3項に規定している老人保健医療特別会計を廃止しようとするものであります。

平成23年4月1日から施行するものですが、審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（川尻達志）これから質疑を行います。質疑はありますか。

○宮迫泰倫議員 議案第1号、ここに新旧表があるんですけども、なぜ、新しい改正後に「前2号に定めるもののほか、市長が必要と認めるとき」というのがあります。何か緊急な事態があったのか。それとも、なぜ第1号になったのか。この1号と2号で十分だと思いますけれども、どういうことが想定されるのかということをお聞きしたい。よろしくお願いします。

○財政課長（北迫睦男）今回、改正案を提案いたしましたのは、昨年、県の財務診断によりまして、「財産の交換・譲与・無償貸付等に関する条例に該当しないにもかかわらず減免している」との指摘を受けたものでございます。

行政財産の目的外使用条例の減免規定には、「市長が認めるとき」というのを項目を規定をしております。しかしながら、普通財産の貸付等にはそういった規定がございませんでしたので、今回このように規定しまして減免措置を適用したいと考えているものでございます。

例えば、普通財産でありますごみステーションとかそういったところ、当然減免すべきであろうといった土地を対象と考えております。

○宮迫泰倫議員 例えば今の言われたのを理解するには、各振興会にごみステーションがあり

ますね、そういうことだけでという理解をしてよろしいですか。それとも、各人が道路の一角を借りて看板を立てたり、そういうのも市長が認めたときは無償または減免になるということになるのか。

○**財政課長（北迫睦男）** 今申し上げましたごみステーションは例でございますが、例えばボランティア活動の拠点であったりとか、駐車場等の一時的な借用とか、あるいは本市が発注しました工事等の現場事務所とか、そういった必要になった場合に減免規定を適用したいと考えております。

○**宮迫泰倫議員** ちょっと今、引っかかったんですけれども、工事現場の現場の借用というのは工事費の中には入っていないんですか。そこら辺をもう1回。

○**財政課長（北迫睦男）** 設計の中に含まれている場合と、そうでない場合とがあるようでございます。

○**議長（川尻達志）** ほかに質疑はありませんか。

○**大園藤幸議員** これ、先ほど財政課長の説明の中でちょっと私、把握しがたいんですが、結局垂水市の普通財産の交換・譲与・無償貸付が、今までの条例で今後、この3号をつけ加えないとまずいことがあるのか。まずいといいますか、都合が悪いと。要するに、この3号を追加しなければ今後、「市長が認めるもの」という文言を追加しなければならないことが想定されるのか。例えばどういう場合にそういうことが起こるのかを御説明ください。

○**財政課長（北迫睦男）** 先ほど申し上げましたように、特に問題があるわけではございませんけれども、今まで減免していたものが、規則に、条例に基づかないものを減免していたと。行政財産の貸付減免の規定を適用して、してありましたので、普通財産についてもその項目を設けたいというのが趣旨でございます。

特に、今までの条文の中で達成できますけれども、今さっき申し上げましたようなごみステーションとかボランティア団体の活動拠点とか、そういった当然減免すべきであろうというその部分について普通財産の規定を適用して減免していくと、そういった考えでございます。

○**大園藤幸議員** ごみステーションなり、そこら辺は納得しますけれども、垂水市の普通財産、結局これ俗に言う不動産等の交換・譲与・無償貸付、これも含まれるというふうに理解しなければならぬような気がします。過去にそういうことが、今までの条例で不都合があったのか。そして、なぜ今回この条例を追加する必要があるのか、再度。例えば、その後どのような事態にこの条例案の追加が必要になるのかということ。それをお聞きします。

○**財政課長（北迫睦男）** 単に根拠規定がなかった分を減免しておりましたので、それを今回、条例の中で規定を設けると、そういった趣旨でございます。

○**議長（川尻達志）** いいですか。

○**大園藤幸議員** はい。

○**議長（川尻達志）** ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（川尻達志）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第1号及び議案第2号の議案2件については、いずれも総務文教委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（川尻達志）** 異議なしと認めます。

よって、議案第1号及び議案第2号の議案2件については、いずれも総務文教委員会に付託することに決定しました。

△議案第3号～議案第6号一括上程

○議長（川尻達志） 日程第10、議案第3号から日程第13、議案第6号までの議案4件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第3号 内ノ野辺地に係る総合整備計画の策定について

議案第4号 大隅広域市町村圏協議会の廃止について

議案第5号 人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めることについて

議案第6号 垂水市道の駅交流施設の指定管理者の指定について

○議長（川尻達志） 説明を求めます。

○企画課長（山口親志） おはようございます。

議案第3号内ノ野辺地に係る総合整備計画の策定について御説明申し上げます。

辺地に係る総合整備計画とは、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律により定められた要件に該当している地域を辺地として、辺地とその他の地域との間における住民の生活、文化水準の著しい格差の是正を図ることを目的として策定するものであります。

また、この辺地に係る総合整備計画に基づいて実施される事業の必要経費については、元利償還に要する経費の80%が交付税措置される辺地対策事業債を財源とすることができます。

内ノ野辺地につきましては、平成18年度から平成22年度まで市道内ノ野線の改良工事、「猿ヶ城溪谷森の駅たるみず」の整備計画を策定し、事業を行いました。

このたび、前回計画に引き続き、平成23年度から平成27年度を計画期間とした新たな内ノ野辺地総合整備計画を策定することについて、議会の議決を求めようとするものであります。

内ノ野辺地総合整備計画の内容について御説

明申し上げます。

平成23年度から平成27年度までの5カ年にわたり、市道内ノ野線の改良舗装事業を行います。

市道内ノ野線については、平成21年度から平成22年度にかけて、県道垂水南之郷線と交わる部分から250メートルを整備しておりますが、そこから継続して、市道瀬戸山線と交わる部分までの1,530メートルを今回の計画で整備しようとするものであります。

各年度ごとの事業費は8,000万円で、5年間の総事業費は4億円を予定しております。辺地対策事業債を財源とすることを予定しております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第4号大隅広域市町村圏協議会の廃止について御説明申し上げます。

昭和46年10月に設置されました大隅広域市町村圏協議会ではありますが、総務省の広域行政圏計画策定要綱が平成21年3月31日付で廃止され、第4次大隅広域市町村圏計画の計画期間が平成22年度末で終了することに伴いまして、地方自治法第252条の6の規定により、大隅4市5町で構成する大隅広域市町村圏協議会を廃止したいので、本案を提案するものであります。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○市長（尾脇雅弥） 次に、議案第5号について御説明を申し上げます。

現在、人権擁護委員であります大山信矢氏が平成23年6月30日をもって任期満了となりますことから、引き続き同氏を推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

推薦しようとする大山信矢氏の住所は垂水市牛根麓2067番地3号（後ほど訂正あり）、生年月日は昭和25年10月1日でございます。

なお、人権擁護委員の任期は3年でございます。

以上で議案の説明を終わりますが、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 続きまして、議案第6号垂水市道の駅交流施設の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

垂水市道の駅交流施設の管理に関する指定管理者の指定は平成23年3月31日をもって期限を終えることとなりますので、今後の管理について次のとおり提案するものでございます。

管理の方法は、これまでどおり指定管理者制度によるものとし、今回、指定管理者の指定候補者として公募により申請のありました6団体の中から、指定管理者候補者選定委員会を2回開催し、その御意見を受けまして選定いたしました株式会社芙蓉商事を提案いたすものでございます。

指定する期間は、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間でございます。

今回の議案は、垂水市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第4条の規定により、垂水市道の駅交流施設の管理を行わせる指定管理者の指定をするに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、指定管理者候補者選定委員会における経緯等は、別途添付しました資料のとおりでございます。

以上で議案第6号の御説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（川尻達志） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○持留良一議員 議案第6号について、またこれは一般質問等でも取り上げていきたいと思っておりますので、基本的な部分に、問題について質疑をさせていただきたいと思っております。

1つは、今まで6年間、スタートしてから6年ですかね、前は公募によらずに現在の管理

組合のほうが施設を継承してきたわけです。そこで、私たちが議会で議決をしたわけなんですけれども、要は、なぜ今回公募になったのかという非常に私には疑問が出てきているんです。

というのは、この施設運用に関する運用基本方針というのが市のほうにありますけれども、その方針の中に、また条例の中にも、「公募によらずに」というのが明記をされています。その関係でちょっと疑問が生じたんですけれども、1つは、選定方法ということで、地域に密着した運営が求められるという点については、地域住民が主体となった組織であることについて、一定の運営点を付与するなど1つの特性においた、より適切な評価を行うという、これは選定基準の中に書かれている、選定するに当たっての問題だというふうに思います。

私、今まで、こういうことがやっぱり中心にあったから、公募によらずに指定管理者をこれまでも提案されてきたのだらうなというふうに思ったんです。ところが、今回、そうにはならずいわゆる公募によって選定がされたということで、非常にこのあたりの関係も含めて、なぜなんだろうということがなかなか理解できない点がありました。1つは、この点がそうです。

2点目は、雇用問題です。要するに、期間が3年間ごとに要するに雇用が変わっていくと。今回の場合はもう基本的には管理組合のほうが解散になりますので、結果として失業になってしまうということになります。要するに、この問題で大事な点は、やはり市がそういう状況をつくり出していいのかという問題なんです。一方では、地域福祉の向上を図ると言いつつ、地域の雇用という形でこの施設もその目的の1つとして掲げられてきました。ところが、今回の場合は基本的には皆さんが失業するという事態に、再雇用されるかどうかというのはこれはもう明らかにされていません。

というのは、先ほどの文章の中でもそれは求

めていくと、職員の採用に配慮することを求めていくということで、ここの責任は何ら明記されていないんですね。本来であれば当然そのことも明記をして確保に当たっていくと、雇用の責任も含めてしっかりそこには当たっていくというのが本来の私は行政の立場だろうと。しかし、今回このような問題というのは、逆に市みずからがそういう状態をつくり出してしまふ、失業をつくり出してしまふ。もしくは、再雇用になっても、ここにあるとおり皆さんが、要綱の運用にあるように経費の削減というふうになってくると、当然のごとく、職員の人件費とか含めて、これはもう避けて通れない問題が出てくるだろうと思います。

そうなったときに、この雇用の問題というのをやはり本来であれば自治体が、そこに責任を持って雇用しなさいとか、雇用条件も含めてこれは明記していくことが大事だというふうに思うんですが、この2点についてどのように、市長は最終的に決定をされたわけなんですけれども、大変冒頭からこういうきつい質問をしますけれども、市長自身は最終的に決定された判断として、このような状況をどのように踏まえて判断されたのか、決定されたのかお聞きをしたいと思います。

○市長（尾脇雅弥）まず初めに担当課長から経緯等を説明をさせていただいて、その後でお答えさせていただきたいと思います。

○商工観光課長（倉岡孝昌）持留議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず1点目の、なぜ今回公募したかということでございますが、垂水市道の駅交流施設の指定管理者の指定につきましては、指定手続等に関する条例の第2条に公募、そして第5条に公募によらない指定管理者の候補者を選定するという規定がございます。

道の駅交流施設につきましては、これまで御存じのとおり、これまで開設当初に、運営に関

するノウハウや収支の見込みなど基礎的知識、資料等がなく、また、当初の設置目的をスムーズに遂行させるための試験的な考えもございまして、公募によらない方法で行政主導による任意の組合を設立し、指定管理者として指定し、これまで2期・6年管理してまいりました。

今回は、これまでの管理の管理手法や収入・支出の見込みが想定できるようになりましたこと、また、開設当初からしますと、類似施設が周辺市町にできたり、経済の変化などもあるなど経営環境が厳しくなっており、民間の能力を活用することによるさらなる改善が必要と思われ、指定管理者を公募によることとしたものでございます。

次に、雇用の問題でございますけれども、雇用につきましては、指定管理の期間を3年ということで更新してまいりましたので、3年ごとに更新するということになります。また、これは基本的なこと、変わりはございませんけれども、この更新、今回公募をするに当たりまして、要綱の中に「現在勤めていらっしゃる方々の雇用については十分配慮していただきたい」という条件を添付し、公募いたしましたので、そのことは、今回提案しようとしております団体ほか皆さん同じような提案をしていただいているところでございます。

○市長（尾脇雅弥）持留議員の質問にお答えをいたします。

なぜ今回公募かということに関しましては、今、担当課長がお話をしたような規定に基づいて公募、本来公募をするということも1つ、第2条の中にうたってあるということでございます。

それと、雇用の問題ですけれども、おっしゃるような不安な要素というのも現実的であろうかと思っております。ただ、その辺のところも話し合いの中でそういった要望も強く重ねてお願いをしておりますので、今後いろんな形でそ

のこともさらに要望してまいりたいと考えております。

○持留良一議員 第5条、公募によらない指定管理者の候補者の選定、市長等が、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を包括的かつ効率的に達成するために必要と認めるときという形で、これまでこういう形で公募はしなかったというふうに理解をしてきたわけです。前回は、3年前もそういう私たちは議論をさせていただいたような記憶があります。

要するに、この目的を達成するためには、やはり公募によらない今までの管理の方法が一番妥当ではないか、そのことがやっぱりあると思うんですよね。というのは、民間企業が入るということはどういうことかということなんです。御存じのとおり、南大隅町では2つの施設が、サタデーランドがもう指定の取り消しを受けましたし、それからバンガロー休養施設がこれはもう直営になりました。そういうやっぱり問題性がどうしても出てきちゃう。それはなぜかということ、さっき言ったとおり、そういう経済、いわゆる企業の利益を追求するがゆえに、いろんなことが問題として出てきてしまう。その結果、極端なことを言えば指定の取り消しだとか、もしくはもう倒産というふうな問題も出てくると。

だからこそ、今、指定管理者の問題として出されているのが、1つは、公の持つ1つの公共性、それから専門性、継続性、安定性がやはり確保できないという問題なんかもあるということも言われています。それから、働く人たちの問題については、期間が3年間と定められているということによって保障がされないという問題があるわけなんです。

だからこそ、やはり、これはまた深く一般質問でもしますけれども、1つお聞きしたいんですけれども、公共性の高い施設だということは、これはもう皆さんが周知されていると思うんで

すよね。そうすると、やっぱり地域密着型のこれは施設であると。おまけに福祉の施設のサービス部門も併設をしているという問題があるわけなんですよね。やっぱりそうやってきたときに、やっぱりこの目的から考えてみたときに、やはり公募ではなく、今までの専門性や継続性、なおかつ施設が持っている公共性、こういうことから考えてみた場合に、やっぱり私は公募によらずにというほうがよかったのではないかなというふうに思うんですが、この点について、いわゆる目的等の関係で議論はなかったのかどうなのか。このことはまた改めて議事録とか議会にも出していただきたいというふうに思いますけれども、ぜひそのあたりでどうだったのか、1点だけお聞きしたいと思います。

それと、雇用の問題ですけれども、今言われたとおり、配慮するだとか要望するだとか、非常にあいまい、無責任な私は態度だと思うんです。そういう意味では、やっぱり指定管理者なり自治体がそこは責任を持つと、確約をとっていくとか、もしくは責任をしっかりと行政がそこで指導していくというふうにならないのかというのが私は1点あるんです。

というのはなぜかということ、今まで地労委だとか中労委でそういう決定をしたところもあるんです。そういうことを踏まえると、やはり私は一歩前進して、垂水のそういう雇用の場をつくり出してきた関係からも、やはり自治体がそこは責任を持って雇用の責任を明確にしていくということが非常にやはり行きがかり上、経過からも必要なことだというふうに思うんです。不安定な雇用にならないためにもそのあたりは行政がしっかりと責任を持って対応していく、このことが非常に今、重要な点だというふうに思います。この2点についてお聞きをしたいと思います。

○商工観光課長（倉岡孝昌） まず、公募の件でございますけれども、道の駅は、議員御承知

のとおり本市の施設、本当に重要な施設でございます。重要な施設であればこそ経営も安定しなければならないと思います。そういう中で現状がどうであるかといいますと、先ほども申し上げましたとおり、経営状況は厳しい状況でございます。これを改善するという大きなテーマがございましたので、今回は公募といたしたところでございます。

それと、2点目の雇用でございますけれども、雇用につきましても、各提案者からの提案の内容を見ますと、人員配置等々詳しく記載されておりまして、そこに職員であるとかパートであるとかいうことも記載されておりまして、そこを守っていただくということで雇用の確保はできると思います。

また、提案書につきましては、それが履行されない場合の当然、契約の解除でありますとかペナルティーでありますとか、そういうものも発生してまいりますので、そこは守っていただけるものと思っております。

○議長（川尻達志）ほかに質疑はありませんか。

○大藺藤幸議員 議案第6号、同じく。

1月7日の日から1月31日まで、ホームページといいますか、インターネットでは公募していただきましたね。ところが、1月20日前後に「社協だより」と一緒に振興会から配布があった文書では、これ各戸に配布してあるはずですね、「1月11日から」と書いてあるんですよ。何で4日違うんでしょうかね、これをちょっと。

○商工観光課長（倉岡孝昌）公募は、1月11日からインターネットによる掲示をいたしておりまして、済みません、1月11日から1月31日までインターネットによる掲示をいたしております。お配りいたしましたのは、そのことをさらに承知していただきたく、商工観光課のお知らせで配布させていただいたところでございます。

○大藺藤幸議員 インターネットでは1月7日から1月31日が公募期間と書いてあるんですよ。市内に各戸配布されたやつは1月11日から1月31日。なぜ4日違うんですかということをお聞きしているんです。

○商工観光課長（倉岡孝昌）申しわけございません。指定管理者の募集は、1月7日から1月31日まででございます。正直に申しまして、市報で配布しました「1月11日」というのは誤っております。

○大藺藤幸議員 大事なことを間違いましたって、ちょっと信じられない。これですね、何かかということ、余り時間をとるといけませんけれども、またこれ産業委員会かな、付託は、私は傍聴させていただきませうけれども、道の駅の職員もしくは出荷者組合からいろんな反論があったはずなんですよ。で、何かマスコミ等にそれなりの連絡を出荷者組合の方々がされたみたい、そういうふうにご電話でお聞きしております。そして、インターネットなり、市の掲示板だけで広報するのはいかがなものかということ、多分、これは私の推測ですけども、所管の課のほうでは市民にやはり広報しなければまずいということで「11日から」と。余り、20日前後に市民の手に届く文書が「1月7日からであった」では遅いんじゃないかというようなことを私なりに推測いたしましたけれども、またこれ産業委員会等で、なぜその4日間違うのか、そこら辺を再度多分議論をされると思いますので、傍聴をさせていただきたくお願いいたします。

○議長（川尻達志）いいですか。（大藺藤幸議員「答弁は要りません」と呼ぶ）

ほかに質疑はありませんか。

○宮迫泰倫議員 今、6号議案で過ちと言われたんですけども、市長にちょっとお聞きします。5号議案です。6号議案は産業委員会に付託となると思いますから、そのときやりますけ

れども。5号議案、この中で、市長は今、大山さんの住所を麓の2067番地の3号と言われました。「ご」があるのかないのか、その「ご」は数字の5なのか、この号なのか。そこは誤りかどうか。

○市長（尾脇雅弥） 済みません、2067番地の3でございました。訂正いたします。

○宮迫泰倫議員 これは私が質問しなければこのまま「号」がついたと思うんですよ。やっぱりそこら辺を徹底してしっもらわんな。自分たちの都合でやってもらっちゃ困るんですよ。皆さんの常識とこっちの常識は違うんです。それを覚えてください。そうですよ。

以上です。

○議長（川尻達志） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第3号から議案第6号までの議案4件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号から議案第6号までの議案4件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

次は、11時15分から再開します。

午前11時5分休憩

午前11時15分開議

○議長（川尻達志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第7号上程

○議長（川尻達志） 日程第14、議案第7号平成

22年度垂水市一般会計補正予算（第11号）案を議題とします。

説明を求めます。

○財政課長（北迫睦男） 議案第7号平成22年度垂水市一般会計補正予算（第11号）案を御説明申し上げます。

今回の補正の主な理由でございますが、執行残や事業費の確定に伴う予算整理と基金の積み立て、特別会計への繰り出し等の予算措置、並びに債務負担行為と地方債の補正が必要になったものでございます。

今回、歳入歳出とも2億6,583万3,000円を減額しますので、これによる補正後の金額は94億301万4,000円になります。

補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから6ページまで掲げてあるとおりでございます。

7ページから8ページに、債務負担行為の追加がありましたのでお示ししております。

畜産経営維持緊急支援資金利子補給金は、価格低迷により資金繰りが悪化している畜産農家の経営改善を図る目的で利子補給を行うものでございます。補正第3号で計上しておりましたが、追加の借り入れがありましたので、補正をお願いするものでございます。

また、口蹄疫経営維持緊急資金利子補給金は、口蹄疫の発生により被害を受けた畜産農家の経営を再建するために利子補給をするものでございます。同様に、追加借り入れがありましたので、補正をお願いするものでございます。

地方債にも補正がありましたので、9ページに追加分を、10ページに変更分をお示ししております。

9ページの追加分につきましては、種子島周辺漁業対策の身代湾整備事業でございますが、一般公共事業債から過疎債への充当がえでございます。

10ページの変更分は、それぞれ起債事業費の

確定による変更でございます。それぞれ右の欄に示す限度額に変更し、本年度の借入総額を追加分、変更分、合計して10億2,281万6,000円にしようとするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細のうち主なものを御説明申し上げますが、歳出のうち、事務事業の確定に伴う予算整理に係るものは省略させていただきます。

まず、24ページをお開きください。

25ページにかけての8目財産管理費の積立金のうち減債基金は、将来の元利償還に充てるための財源を確保し、中長期的な公債費負担の平準化を図ることを目的としていますが、今年度は地方交付税の増額等により決算剰余金が見込まれますので、減債基金への積み立てにより、今後の健全な財政運営を図ろうとするものでございます。

10目の企画費の廃止路線代替バス運行費は、負担金の確定に伴うものでございます。

29目旅券発給事務費は、県の権限移譲により、平成23年4月1日よりパスポートの申請交付業務を本市の窓口で開始いたしますので、その準備費でございます。

次に、31ページをお開きください。

14目国民健康保険事業費の繰出金は、国民健康保険特別会計の歳入不足が見込まれるため、一般会計からの法定外繰出金でございます。

次に、36ページの病院費でございますが、交付税措置額の確定に伴う増額でございます。

49ページをお開きください。

小学校施設整備費の大きな減額は、耐震化事業と空調設備整備事業費の確定に伴うものでございます。

50ページをお願いいたします。

中学校施設整備費の減額も、中央中学校の大規模改造事業費の確定によるものでございます。

56ページをお開きください。

公債費の地方債元金でございますが、県市町

村振興資金借入金を財政健全化のため繰り上げ償還を行うものでございます。

これらに対する歳入は、前に戻りますが、11ページの事項別明細書の総括表及び13ページからの歳入明細にありますように、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、市債などの特定財源を充て、市税等不足する部分につきましては地方交付税を充てて収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（川尻達志）ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本議案は、各所管常任委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、各所管常任委員会に付託することに決定しました。

△議案第8号～議案第16号一括上程

○議長（川尻達志）日程第15、議案第8号から日程第23、議案第16号までの議案9件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第8号 平成22年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案

議案第9号 平成22年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案

議案第10号 平成22年度垂水市交通災害共済特別会計補正予算（第2号）案

議案第11号 平成22年度垂水市介護保険特別会

計補正予算（第3号）案

議案第12号 平成22年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第1号）案

議案第13号 平成22年度垂水市病院事業会計補正予算（第2号）案

議案第14号 平成22年度垂水市と畜場特別会計補正予算（第3号）案

議案第15号 平成22年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）案

議案第16号 平成22年度垂水市水道事業会計補正予算（第3号）案

○議長（川尻達志）説明を求めます。

○市民課長（葛迫隆博）議案第8号平成22年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案について説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出とも1億3,835万6,000円追加し、歳入歳出予算の総額を28億1,908万4,000円とするものでございます。

今回の主な補正理由を申し上げます。

歳出ですが、保険給付費につきましては、これまでの実績と今後の動向を勘案し、各費目において所要額の補正を行い、また、共同事業拠出金において、国保連合会からの通知に基づき増額補正を行いました。

次に、歳入ですが、国保税及び諸収入につきましては、作成日の調定額と今後の動向を勘案し、各費目において所要額の補正を行い、また、国・県支出金及び共同事業交付金において、直近の交付通知額に基づき所要額の補正を行いました。

そして、他会計繰入金では、一般会計繰入金として法定内繰入金の補正のほか、今回初めて、その他繰入金を計上いたしております。本年度の保険給付費が異常な増加に伴い、歳出に対する歳入財源が不足する事態となりましたことから、法定外繰入金により収支の均衡を図っております。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書にて説明いたしますが、まず、歳出の6ページをおあけください。

なお、金額はお示ししてありますので、読み上げないことを御了承ください。

1款総務費ですが、電算処理委託費ほか不用額、そして運営協議会委員の費用弁償、印刷製本費及びレセプト点検員と訪問指導員の賃金を補正いたしました。

2款保険給付費ですが、歳入の療養給付費負担金の減額に伴う財源更正と、支給実績と今後の所要額を勘案し、補正いたしました。

3款後期高齢者支援金等ですが、後期高齢者支援金分の減額等に伴う財源更正であります。

6款介護納付金ですが、歳入の国・県支出金の増額に伴う財源更正であります。

7款共同事業拠出金ですが、国保連合会からの通知に基づき補正いたしました。

8款保健事業費につきましても、今後の所要額を勘案し、減額いたしました。

9款基金積立金は、利息の補正であります。

11款諸支出金ですが、今後の所要額を勘案し、補正いたしました。

詳細につきましては、事項別明細書の13ページから22ページを参照願います。

次に歳入であります、6ページをお開きください。

1款国民健康保険税ですが、直近の調定額に基づき補正いたしました。

4款国庫支出金ですが、年間概算交付額が示されたことに伴い、それに見合う額の歳入を補正いたしました。

7款県支出金におきましても、県から年間概算交付額が示されたことに伴う補正であります。

9款共同事業交付金ですが、国保連合会からの通知に基づき増額補正いたしております。

10款財産収入ですが、基金積立金を取り崩したことによる減額補正であります。

11款繰入金ですが、基金積立金の利息を補てんすることとし、また、保険基盤安定繰入金等の確定に伴い、一般会計繰入金を補正いたしました。

また、本年度の保険給付費が異常な増加に伴い、歳出に対する歳入財源が不足する事態となりましたので、その他繰入金を計上いたしております。これまでは財源不足分につきましては基金積立金から繰り入れておりましたが、既に第3号補正において基金全額を繰り入れておりますことから、その他繰入金として一般会計からの法定外繰入金により収支の均衡を図ることいたしました。

13款の諸収入ですが、今後の見込み額を補正いたしております。

詳細につきましては、事項別明細書の7ページから12ページを参照願います。

以上で、議案第8号平成22年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案の説明を終わります。

次に、議案第9号平成22年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案について説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出とも881万2,000円減額し、歳入歳出予算の総額を2億494万1,000円とするものでございます。

補正の主な理由でございますが、後期高齢者保険料及び鹿児島県後期高齢者医療広域連合納付金の納付見込みに伴う補正であります。

歳入歳出補正予算事項別明細により御説明いたします。

歳出から御説明いたします。

7ページをお開きください。

2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金は、平成22年度の保険料収納の実績に伴う被保険者保険料の補正でございます。

3款諸支出金は、1項、2項とも平成22年度の実績に伴う補正でございます。

次に歳入ですが、5ページをお開きください。

1款1項後期高齢者医療保険料につきましては、1目特別徴収保険料と2目普通徴収保険料をそれぞれ減額補正いたしました。

3款1項2目の保険基盤安定繰入金ですが、歳出の保険基盤安定分担金の減に伴う繰入金の減額補正であります。

6ページです。

4款1項1目の繰越金ですが、全事業の実績確定に伴う補正であります。

5款2項1目保険料還付金は、今後の所要額を勘案し、減額しております。

以上で、議案第8号及び議案第9号の補正予算案の説明を終わりますが、審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○市民相談サービス課長（前木場強也） 議案第10号平成22年度垂水市交通災害共済特別会計補正予算（第2号）案について御説明申し上げます。

今回の補正の理由でございますが、歳入額の差額を調整いたしますことと、事業費の負担金、補助及び交付金の見舞金を増額することが主な理由でございます。

補正の額は、歳入歳出とも82万1,000円追加し、歳入歳出予算の総額を902万9,000円とするものでございます。

5ページをお開きください。

歳出につきましては、1款事業費の補正になりますが、交通事故による見舞金の支払いが増加したことにより、負担金、補助及び交付金の見舞金を増額し、積立金の基金利子が確定したことにより、積立金を減額しようとするものでございます。

歳入につきましては、4ページでございますが、1款共済会費収入を実績により減額し、2款財産収入の利子及び配当金を基金利子確定により減額いたしました。また、4款繰越金の前年度繰越金を実績により増額し、収支の均衡を

図っております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○保健福祉課長（城ノ下 剛） それでは、議案第11号平成22年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第3号）案について御説明申し上げます。

今回の補正は、介護給付費支払い額の減額が主なものでございます。

補正の額は、歳入歳出にそれぞれ1億1,957万1,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ19億604万3,000円とするものでございます。

最初に、歳出について御説明いたします。

9ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の4共済費から14使用料までは、事業確定による減額が主なものでございます。積立金は、給付費の見込み減額により、介護給付費準備基金への積み立てを行うものでございます。

あけていただきまして、2項要介護認定諸費につきましては、主治医意見書の手数料支出に不足が生じるため、補正をお願いするものでございます。

次に、2款保険給付費の1項サービス等諸費から13ページの5項特定入所者介護サービス等費までにつきましては、12月分までの支払い実績をもとに今後の介護給付費を推計し、不用額の減額を行うものでございます。

次に、6項高額医療合算介護サービス等費の1目高額医療合算介護サービス費は、支払基金交付金の減額により、財源更正を行うものでございます。

あけていただきまして、6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金等につきましては、過誤納還付金の減額を行うものでございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

4ページをお開きください。

事項別明細書の歳入で御説明いたします。

1款保険料、2款使用料及び手数料を増額し、3款国庫支出金、4款支払基金交付金、5款県支出金、6款財産収入及び7款の繰入金を減額いたしまして収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

続きまして、議案第12号平成22年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第1号）案について御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

今回の補正の理由でございますが、収益の確定見込みに伴い、追加補正をしようとするもので、補正の額は、歳入歳出にそれぞれ1,864万円を追加し、補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ5億5,451万6,000円とするものでございます。

まず、歳出について御説明いたします。

5ページをお開きください。

1款事業費、1項老人保健施設事業費、1目老人保健施設事業費は、収益の確定に伴い、指定管理料、交付金の補正を行うものでございます。

次に、歳入について3ページの事項別明細書で御説明いたします。

3款財産収入を減額し、4款繰越金、5款諸収入を増額し、収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

続きまして、議案第13号平成22年度垂水市病院事業会計補正予算（第2号）案について御説明申し上げます。

今回の補正の理由でございますが、病院事業収益及び病院事業費用の増額補正と、医療機器の入札結果に係る企業債及び建設改良費の減額をしようとするものでございます。

第2条の業務の予定量でございますが、入院患者を1,657人、外来患者数を1,257人それぞれ減員し、総計を10万5,856人とするものでござい

ます。

次に、第3条収益的収入及び支出の補正でございますが、収入の1款病院事業収益を9,565万円増額し、総額で23億5,208万5,000円とし、支出の1款病院事業費用を9,607万2,000円増額し、総額を23億390万7,000円とするものでございます。

次に、4条資本的収入及び支出でございますが、収入は、垂水中央病院医療機器購入の入札に伴う減額補正で、1項企業債を2,180万円減額し、総額を4,130万円とし、支出の2項建設改良費を2,181万6,000円減額し、総額を1億8,934万8,000円とするものでございます。

あけていただきまして、第5条企業債の補正でございますが、お示ししてございますとおり、起債の限度額を6,310万円から4,130万円に減額しております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○生活環境課長（感王寺八郎） 議案第14号平成22年度垂水市と畜場特別会計補正予算（第3号）案について御説明申し上げます。

補正の主な理由でございますが、昨年、口蹄疫の予防対策として緊急雇用創出事業で搬入前消毒作業を実施しましたが、事業確定に伴います減額と、垂水市職員の給与等に関する条例の一部改正に伴います職員給与等の減額、及び年度末決算見込みに伴う所要額の整理を行おうとするものでございます。

5ページの歳出から御説明いたします。

1款総務費、1目一般管理費でございますが、2節給料から4節共済費までは、職員の給与、手当等と共済組合負担金の決算見込み確定に伴い、補正しようとするものです。11節需用費は、修繕費に不足を生ずるための増額補正で、13節委託料は、不用額整理のための減額補正しようとするものでございます。

次に、4ページの歳入について御説明いたし

ます。

4款繰入金、1目一般会計繰入金は、緊急雇用創出事業の確定に伴い、減額補正しようとするものでございます。

6款諸収入、3項受託事業収入といたしまして、枝肉確認票発行業務の受託事業収入を追加計上いたしまして収支の均衡を図っております。

なお、補正後の歳入歳出予算の総額は、それぞれ1億2,279万4,000円になります。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○水道課長（白木修文） 議案第15号及び議案第16号につきましては水道課所管でございますので、一括して御説明申し上げます。

まず、議案第15号平成22年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）案について御説明申し上げます。

今回の補正の理由でございますが、決算見込みによる整理等と執行残の整理が主なものでございます。

1ページ目をお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ45万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,258万8,000円とするものでございます。

まず、歳出から御説明申し上げます。

5ページをお開きください。

1款総務費、1項一般管理費、1目一般管理費でございますが、今後の執行見込みによります減額補正するものでございます。

対応します歳入につきましては、上の4ページをごらんください。

1款使用料及び手数料、1項使用料、1目使用料の52万4,000円の増額でございますが、降灰等の影響より、当初積算より多くなったことが主な原因と考えられます。

2項手数料、1目手数料でございますが、新たに簡易水道への加入があったこと等により、2万8,000円増額補正するものでございます。

2 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金でございますが、減額補正することによりまして収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第16号の説明の前に、公的資金補償金免除繰り上げ償還に係る公営企業経営健全化計画の承認につきまして御報告申し上げます。

市長が諸般の報告で申し上げましたとおり、垂水市水道事業会計では公的資金補償金免除繰り上げ償還に係る公営企業経営健全化計画を策定し、平成22年12月17日付で総務大臣及び財務大臣の承認を受けたところであります。

これは、公的資金補償金免除繰り上げ償還の措置が平成22年度から平成24年度までの3年間延長され、対象となる団体の該当要件に将来負担比率が追加されたことにより、本市水道事業会計が対象要件を満たすようになったため、この機会をとらえて、高利率の企業債を繰り上げ償還し、さらなる水道事業経営の健全化を図るために、昨年9月、両大臣に申請していたものでございます。

計画が承認されたことにより、本年度から平成24年度までの3年間にわたり繰り上げ償還を実施することになりますが、対象となりますのは、平成2年度から平成4年度にかけて借り入れました利率5%以上の企業債の元金償還残高1億9,454万2,724円でございます。本年度の繰り上げ償還元金が6,516万5,904円、23年度の繰り上げ償還元金が2,362万2,981円、24年度の繰り上げ償還元金が1億575万3,839円となります。

予算につきましては、本年度繰り上げ償還分は、この後、御説明いたします補正予算第3号により措置することとし、23年度、24年度は当初予算において措置いたします。

財源につきましては、借換債ではなく内部留

保資金により充当を予定しているところでございます。

この繰り上げ償還により、本来なら垂水市水道事業会計が将来11年間で支払う予定の利息相当額5,961万5,773円が免除されることとなります。

また、策定いたしました計画につきましては、市ホームページや市報「たるみず」により市民に公表することとしております。

なお、お手元に、今回承認されました公的資金補償金免除繰り上げ償還に係る公営企業経営健全化計画と公的資金補償金免除繰り上げ償還に係る資料をお配りしてございますので、お目通しいただきますようお願いいたします。

以上で、公的資金補償金免除繰り上げ償還に係る報告を終わります。

引き続きまして、議案第16号平成22年度垂水市水道事業会計補正予算（第3号）案について御説明申し上げます。

補正の理由でございますが、1月人事異動による人件費の減額、消費税及び地方消費税の増額及び公的資金補償金免除繰り上げ償還に伴う企業債元金償還金の増額のため、補正が必要になったものでございます。

1 ページをお開きください。

第2条におきまして、収益的収入及び支出の支出について補正を行っております。補正内容は、営業費用を171万1,000円減額いたしまして2億1,171万5,000円、営業外費用を60万円増額いたしまして6,036万6,000円とするものでございます。

次に、第3条におきまして、資本的収入及び支出の支出について補正を行っております。資本的収入が資本的支出に対し不足する額につきましては、お示ししている資金で補てんすることとしております。補正内容は、建設改良費を4万5,000円減額いたしまして8,513万6,000円、企業債償還金を6,516万6,000円増額いたしまし

て1億1,516万3,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川尻達志）ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○池山節夫議員 済みませんね、議案第8号なんですけど、予算を組んだということは先を見通して組んでいるわけなんですけど、異常な医療費の高騰、この大体の予測もできなかったような要因って何ですか。

○市民課長（葛迫隆博）異常な医療費の伸びというのは、議員おっしゃるように、全く私どもとしては予測はいたしておりませんでした。しかしながら、本市のみでなく全国的にも医療費が増加している状況であります。厚生労働省の発表によりますと、全国で一律3%ほど伸びていると報告がされております。我が垂水市におきましては8%を超える伸びということで異常事態であります。前年度と比較をいたしますと、毎月の医療費が1,000万円ほどふえており、一時的なものであると推移を見守っておりました。ところが、9月になっても一向にふえ続けておまして、早速レセの点検やら、いろんな書類を照会いたしましたところですけども、まず増大の一番の要因は、お医者さんにかかる比率、それから通院回数の多い高齢者がふえているということが出ております。2つ目が、医療技術が進歩しておまして、高度な医療を受けることができるようになったことが挙げられます。

もう1つ、これも大きな垂水市の特徴であります。市外での病院での医療費の医療分の割合が全体の47%を占めております。より高度な医療を受けている方々が多いということも要因の1つであると考えております。それともう1点ですが、平成20年度から特定健診を始めておりますが、垂水市の場合は他市と違いまして受診率が高うございます。その特定健康診断によ

ることも、医療にかかる方々が多くなったということも考えられます。

以上でございます。

○議長（川尻達志）よろしいですか。

○池山節夫議員 はい。

○議長（川尻達志）ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第8号から議案第16号までの議案9件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、議案第8号から議案第16号までの議案9件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

次は、1時10分から再開します。

午前11時52分休憩

午後1時10分開議

○議長（川尻達志）休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第17号～議案第28号一括上程

○議長（川尻達志）日程第24、議案第17号から日程第35、議案第28号までの議案12件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第17号 平成23年度垂水市一般会計予算案

議案第18号 平成23年度垂水市国民健康保険特別会計予算案

議案第19号 平成23年度垂水市後期高齢者医療

特別会計予算 案

議案第20号 平成23年度垂水市交通災害共済特別会計予算 案

議案第21号 平成23年度垂水市介護保険特別会計予算 案

議案第22号 平成23年度垂水市老人保健施設特別会計予算 案

議案第23号 平成23年度垂水市病院事業会計予算 案

議案第24号 平成23年度垂水市と畜場特別会計予算 案

議案第25号 平成23年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計予算 案

議案第26号 平成23年度垂水市地方卸売市場特別会計予算 案

議案第27号 平成23年度垂水市簡易水道事業特別会計予算 案

議案第28号 平成23年度垂水市水道事業会計予算 案

○議長（川尻達志）説明を求めます。

[市長尾脇雅弥登壇]

○市長（尾脇雅弥）平成23年度一般会計並びに特別会計予算の提案に当たりまして、予算の編成とその概要について御説明を申し上げます。

平成23年度の一般会計当初予算は、私の市長就任の時期や市議会議員選挙の関係で、義務的経費及び経常的経費を中心とした骨格予算として編成し、6月補正予算等で肉づけすることになります。

なお、特別会計は、例年どおり年間予算として編成いたしました。

施政方針は6月議会で改めてお示しいたしますが、私は、選挙戦などを通じて訴えてまいりました「住んでよかったと思えるまちづくりの継続と、新しい時代に向かって43歳の若い力で挑戦をしていき、元気な垂水をつくっていきたい」という強い思いで市政を運営していきたい

と存じます。

日本経済が低迷する中、これからの地方自治は、みずからの力で考え、みずからの力で生きていくことが強く求められます。そのために、これまで進められてきた財政再建などの行財政改革の断行に引き続き取り組むとともに、市職員の一人一人が額に汗を流して、多様化する行政ニーズにスピード感を持ってこたえていく必要があると考えております。

「住んでよかったと思えるまちづくり」、「誇りの持てるまちづくり」を目指すために、できるだけ現場に足を運び、市民の皆様からの話に耳を傾け、誠心誠意、垂水発展のために頑張る所存でございますので、皆様方のお力添えと御協力をよろしくお願いを申し上げます。

さて、国が示した平成23年度の地方財政計画の規模は82兆5,200億円、前年度比プラス0.5%、そのうち一般財源の総額は59兆4,990億円、前年度比プラス0.1%、地方交付税の総額は17兆3,734億円、前年度比プラス2.8%などとなっておりますが、財政運営戦略に基づいて、地方の一般財源総額は平成22年度の水準が確保されており、国は、地方財政の自主的かつ安定的な運営に一定の配慮をしているところです。

しかしながら、平成23年度以降に予定されている国庫補助金の一括交付金化や特別交付税制度の見直しについては、依存財源に頼る割合が極めて高い本市にとりましては、その影響が大変心配されるところでございます。

一方、本市の平成23年度予算は、不況や高齢化の影響などから市税の増は期待できず、さらに、今回の国勢調査により大幅な人口減となったことから、地方交付税への影響も憂慮されるなど、歳入増は見込めない状況であります。

そのような中、本市の厳しい財政状況を認識し、第2次財政改革プログラムの財政改革の視点で示した、①聖域を設けない徹底した財政構造の改革、②事務事業の優先度による峻別と重

点化などを予算編成方針として、歳入・歳出両面から徹底した見直しを進め、真に必要と認められる事業等について効率的な財源配分を行い、予算を編成したところであります。

それでは、一般会計から御説明申し上げます。

平成23年度の一般会計当初予算は、義務的経費及び経常的経費を中心とした骨格予算として編成しておりますことから、歳入歳出予算の総額は84億5,500万円で、前年度より5.6%の減となっておりますが、政策的経費などの肉づけ部分については、今後、補正予算を編成していく方針であります。

歳入におきましては、市税は、不況による市民税の減などで前年度に比べ3.2%減の13億4,000万円を見込み、歳入の柱である地方交付税は、5.8%減の38億7,000万円を計上しております。また、借金である市債については、11.8%減の7億9,000万円を計上しております。

歳出におきましては、財政改革プログラムに基づき一層の節減・合理化を推進することであるゆる経費の見直しを図っておりますが、特に、人件費は、定員適正化計画の推進により職員給与費等の削減を引き続き図ってまいります。

一方、市民生活に直結する部分では、中学校卒業までの医療費助成などの子育て支援や子宮頸がん予防接種支援など、市民の健康を守る事業に重点的に予算を配分するとともに、市民生活に甚大な影響を与えている桜島の降灰対策にも対処いたします。

また、投資的な事業として、垂水中央中学校の大規模改造事業や小学校空調整備事業に引き続き取り組むとともに、市道内ノ野線などの市道改良事業も継続して実施しますが、骨格予算であるため新規事業や政策的事業などの経費を計上していないことから、今後、予算措置してまいることになっております。

以下、主な事業につきまして御説明を申し上げます。

まず、総務費について申し上げます。

人件費につきましては、先ほど申し上げましたとおり、定員適正化計画を推進することで職員給与費などの削減を図ってまいります。さらに、職員給を引き下げる給与構造改革を引き続き実施するとともに、今後も人件費を節減する方策については検討してまいります。

大野地区から策定作業を進めております地域振興計画は、平成23年度は新たな地区で策定作業が始まる計画ですので、地域の自立に向けた計画づくりを支援してまいります。

また、第4次総合計画の着実な実行のため、実施計画の進捗管理などを適正に行うとともに、持続可能な財政運営を図るために、第5次行政改革大綱及び第2次財政改革プログラムの推進についても努力してまいります。

次に、民生費について申し上げます。

まず、地域の高齢者、障害者、子育て家庭など支援を必要としている人を地域全体で支え、だれもが住み慣れた地域で、尊厳を持ち、自立した生活を送れるような仕組みをつくるために、平成22年度に着手した地域福祉計画の策定作業に本格的に取り組めます。

地域福祉計画は、福祉・医療・保健分野を総括する役割を担うもので、社会福祉協議会など関係機関との綿密な連携のもと、市民の声を反映させた計画になるよう努めてまいります。

次に、高齢者福祉につきましては、「市民一人ひとりが生きがいや夢を持ち、住み慣れた地域で安心して暮らせる垂水」を基本目標に、市民、行政、関係機関等が理念を共有しながら、介護予防の中核である地域支援事業の推進や療養病床の再編を図ってまいります。

今年度は、地域の課題や高齢者のニーズなどをよりの確に把握した第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（24年度～26年度）を策定いたします。

また、地域包括ケアシステムの構築に向けて

取り組んでおりますが、近年、家族や地域コミュニティの破綻から高齢者や障害者の権利擁護に関する相談もふえてきており、関係者の連携がますます重要となります。今後も、地域包括支援センターを中心に、地域福祉のかなめである社会福祉協議会やNPO法人などとも一緒に、適切なサービスや多様な支援を提供してまいります。

障害者福祉につきましては、国において、障害者自立支援法の廃止とそれにかわる新たな総合的な福祉法が検討されておりますが、当面は障害者自立支援法の枠組みにより、相談支援・コミュニケーション支援・移動支援・日常生活用具給付事業などの地域生活支援事業を実施してまいります。なお、平成23年度は第3期障害福祉計画を策定いたします。

子育て支援体制の充実につきましては、垂水市次世代育成支援対策行動計画（後期計画）に基づいて各種施策を実施することで、子育てしやすい環境づくりに努めてまいります。

少子化対策としましては、国も、経済的負担の軽減やきめ細やかな育児支援政策など、子供を産み育てやすい環境の整備を進めております。これらの諸政策に引き続き本市独自の施策を加えて、実効性のある対策を講じてまいります。

次に、衛生費について申し上げます。

すべての市民が心豊かに安心して生き生きと暮らせるまちを目指して策定いたしました「健康たるみず21」をもとに、市民の健康づくり活動を推進してまいります。

特に、医療費の急激な伸びで垂水市国民健康保険が危機的な状況に陥っている状況も踏まえ、市民一人一人が「自分の健康は自分で守る」という健康意識の高いまちづくりを目指すため、行政はもとより、学校・職場・地域の関係者が連携して健康づくりの環境を整えていくことが大切と考えております。

主な事業として、各種がん検診の受診率向上

や生活習慣病予防、母子保健活動の充実、感染症予防など、関係機関と連携し、充実強化に努めます。また、新規事業として、子宮頸がんワクチン・肺炎球菌ワクチン・ヒブワクチンの予防接種の実施や地域子育て創生事業、地域自殺対策緊急強化事業を実施いたします。

地域医療の充実につきましては、その中核となります垂水中央病院や肝属郡医師会垂水班との連携により、医療体制の充実にも努めます。また、救急医療体制につきましては、一次救急の在宅当番医制と二次救急の病院群輪番制に加え、この4月から大隅広域夜間急病センターが開設しますので、一層の充実が図られます。さらに、在宅医療の充実を図るため、在宅診療支援診療所の整備について、市内医療機関などと連携して引き続き調査・研究をしてまいります。

次に、生活環境問題ですが、ごみは地球の限りある資源からつくられています。ごみを捨てることは地球の資源を捨てていることにほかなりません。リデュース（減らす）、リユース（再使用）、リサイクル（再利用）の実行を推進することでごみ問題の解決につなげ、循環型社会の構築を目指してまいります。

また、快適で住みよいまちの実現には、良好な住宅環境の整備はもとより、市民の参画と協働によるまちの美化や環境に配慮した取り組みが欠かせません。このことから、毎年7月に実施する錦江湾クリーン作戦などの市内一斉海岸清掃活動を初めとした市民活動を推進し、環境意識の高揚に努めるとともに、環境を守り育てる実践の輪を広げていきます。

生活雑排水対策といたしましては、川や海の水質保全を図るため、引き続き合併浄化槽の普及促進に努めてまいります。

次に、農林水産業費について申し上げます。

本市の農業は、温暖な気候を生かした園芸・畜産・果樹を中心とした複合経営がなされておりますが、国内外の産地間競争の激化、消費者

の購買力の低下などによる農畜産物価格の低迷、さらに、担い手の高齢化や減少、食の安全・安心問題など、農業を取り巻く情勢は一段と厳しくなっております。

このような状況を踏まえ、垂水市の農業・農村を支える担い手づくり、産地づくり、新規品目の導入などに積極的に取り組み、垂水市に即した農業の構造改革の実現に向けた推進を行ってまいります。

あわせて、本市の農業に甚大な影響を与えている降灰対策としては、市議会のお力もいただきながら国や県への要望を引き続き行い、防災営農対策事業の充実を図ってまいります。

次に、豊かな森と海づくりに向けて、森林が持つ多面的な機能と水土保持の役割を十分発揮できるよう、間伐実施事業や森林環境税関係事業などを利用し、適切な森林整備を行ってまいります。

堆肥センターの運営につきましては、環境にやさしい土づくりを進めるため、堆肥の安定供給に努めてまいります。

畜産振興対策としましては、地域環境に配慮した生産基盤の整備を進め、畜産農家の組織強化と経営安定に努めてまいります。また、口蹄疫、鳥インフルエンザなどに対する家畜防疫対策も強化してまいります。

さらに、耕作放棄地の防止及び農地の多面的機能の確保に努めるとともに、自立的かつ継続的な農業生産活動などの体制整備を図るため、農業者戸別所得補償制度、中山間地域等直接支払事業を推進するとともに、平成23年度から開始される県営事業の農村災害対策事業の円滑な推進と新たな中山間地域総合整備事業の導入を進め、環境整備に努めてまいります。

次に、水産業の振興につきましては、昨年からカンパチ価格は回復の傾向にありますが、これまでの長期にわたるブリ、カンパチの魚価低迷、えさ代の高騰などの影響により、養殖漁業

者は経営が悪化し、倒産・廃業が相次ぐなど依然として厳しい経営環境が続いており、両漁協ともに廃業者による固定化負債が生じ、資金繰りに困窮しているため、養殖漁業の振興策として貸付金の増額を図ります。

また、水産物の販路拡大や消費拡大を図るため、引き続き両漁協と連携し、雇用対策事業などの利用や各関係機関の協力を得ながら、水産物の販路拡大や消費拡大に向けたPR活動などの支援を行います。

漁業生産の基盤となる漁港整備につきましては、長年にわたり整備してまいりました垂水南漁港が平成22年度をもって完了しましたので、今後は、両漁協の養殖漁業の基地であります県管理の海潟漁港と牛根麓漁港の2漁港について重点的に整備促進を図ります。

また、豊かな自然環境を生かしたツーリズム推進事業の一環として、平成21年度から漁協が中心となって取り組んでいる漁業体験型教育旅行をさらに推進するため、漁業体験時に使用する諸機材購入の補助や、漁協と連携して修学旅行生の誘致活動に努めます。

次に、商工費について申し上げます。

活力ある商工業の振興につきましては、本市の商工業の経営環境は依然として厳しい状況が続いており、今年度も引き続き、商工会運営に対する商工会運営費補助などによる支援を行ってまいります。

次に、働く環境の充実ではありますが、景気の低迷で雇用の改善が進まない現状にあり、今年度も緊急雇用創出事業やふるさと雇用特別事業などによる雇用の創出に引き続き取り組んでまいります。

次に、魅力ある観光の振興についてではありますが、昨年4月に「猿ヶ城溪谷森の駅たるみず」がオープンいたしました。この3月には九州新幹線も全線開通いたしますので、森の駅を核にした体験型観光の推進や「道の駅たるみず」、

高峠公園、宮脇公園、海潟漁港関連の連携した情報の発信など、交流人口の拡大に努めてまいります。

また、誘致支援補助金などを創設し、農漁家民泊や教育旅行受け入れなどによるグリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズムの推進にも積極的に取り組んでまいります。

次に、土木費について申し上げます。

産業及び市民生活を支える社会基盤となる道路につきましては、平成22年度に引き続き、元垂水原田線、内ノ野線の整備を進めてまいるとともに、地域活性化・きめ細かな交付金事業も活用しながら、市道や集落道の整備も行っております。

そのほか、土砂災害防止対策としましては、引き続き、急傾斜地崩壊対策事業で新城横間地区や城山団地南側の平之地区を整備してまいります。

また、平成21年度から実施しております橋梁長寿命化事業につきましては、平成23年度は市内橋梁のうち68橋の概略点検調査を行います。

市営住宅、定住促進住宅の管理につきましては、引き続き居住者の安全や住環境の整備に努めてまいりますとともに、市民の憩いの場である公園につきましても、その機能を確保するために適正な維持管理に努めます。

次に、消防費について申し上げます。

市民の生命、身体及び財産をあらゆる災害から守るためには、複雑多様化した社会生活環境に対応できる消防力の整備を図ることが必要となります。平成23年度は消防本部救助工作車を更新し、一層の消防力の強化を図るとともに、引き続き、消防職・団員の資質向上のため、県消防学校等における教養訓練を実施します。今後も、消防体制の充実に努め、市民に対する防火・防災意識の高揚に努めてまいります。

次に、防災対策でございますが、去年は特に牛根地区で豪雨災害に見舞われました。今後も、

予想困難なゲリラ豪雨に伴う土砂災害や台風の巨大化による風水害等の発生が十分に予想されます。自然災害に弱い本市の特性から見ましても、引き続き安全・安心なまちづくりに努めていく必要がございます。去年は土砂災害警戒区域に係るハザードマップを警戒区域内の全世帯に配布しましたが、平成23年度は、本城川がはんらんした場合想定される洪水用のハザードマップを策定し、流域の世帯に配布いたします。

また、自力での避難ができない要救護者対策や確実な情報伝達、避難誘導体制づくりのために、自主防災組織のさらなる結成促進に努め、地域防災計画の見直しも行いつつ、「人的被害ゼロ」を目指した防災体制の整備充実に努めてまいります。

次に、教育費について申し上げます。

近年の児童生徒数の急激な減少に伴い、学校の小規模化が進んでいます。このことが学校の活力低下につながりかねないと懸念されますことから、垂水市の未来を担う大切な子供たちの生きる力をはぐくむために、教育環境を整備し、学校教育の一層の充実に図り、活力ある学校づくりを目指してまいります。

平成22年4月1日に市内4中学校を統合し、垂水中央中学校が開校いたしました。学校、保護者など関係者の皆様の御努力によりまして順調に運営がなされているようです。御尽力いただいている皆様には大変感謝申し上げます。今後も、保護者、地域住民から「統合してよかった」と思われる中学校になるよう、さらなる努力をしてまいりたいと思います。

垂水中央中学校の大規模改造事業につきましては、平成22年度はB・C棟の工事を行いました。平成23年度はA棟の工事を行います。3年間かけて大規模改造工事を行い、リニューアルを図ると同時に、耐震補強工事及び空調工事も進めてまいります。

小学校につきましては、平成22年度で耐震補

強工事は完了いたしました。施設の老朽化が進んでいることから、危険箇所等の点検を行いながら、随時修繕等を行ってまいります。

また、降灰対策として協和小、松ヶ崎小から着手いたしました学校空調整備事業は、平成23年度は垂水小学校など4小学校の設置工事を行い、教育現場の整備に努めてまいります。

市内唯一の高校である県立垂水高等学校は、入学希望者の減少により存続が危惧されております。学校、地域、行政が危機感を持ち、一体となって存続のために努力する必要があります。市としても、関係機関と連携して最大限の努力をしてまいります。

学校教育につきましては、生涯学習の観点に立ち、知育、徳育、体育に食育を加え、調和のとれた教育の充実により、「垂水の子らを光に」の実現を図り、感性豊かでたくましい児童生徒の育成を図ってまいります。

垂水中央中学校につきましては、新しい伝統づくりを目指して、地域に開かれ信頼される学校経営がなされるよう、特色ある教育課程の編成と実施に努力いたします。

そのほかの事業につきましては、垂水市小・中教育研究会を初めとした教職員の研修の充実、さらに、垂水市らしい教育として、理科大好きな子ども育成のための諸事業、和田英作ジュニア絵画展、複式学級のある小学校を対象とした交流学习やセカンドスクールなどの充実に取り組んでまいります。

社会教育につきましては、学びの成果を暮らしに生かし、「地域活力に満ちあふれたまちづくり」のために、各地区公民館を核に、市民のだれもが主体的に学ぶことができる環境の充実を図るとともに、体力や年齢、技術、興味、目的に応じて継続的にスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現を目指します。

重点的な課題として、「心豊かで活力あふれる生涯学習のまちづくり」の推進、青少年の健

全育成とよりよい地域づくりのための「垂水さわやかあいさつ運動」の推進、史跡等文化財と垂水市文化財インストラクター制度の活用、「健やかスポーツ100日運動」の推進とスポーツ振興計画の策定、総合型地域（コミュニティ）スポーツクラブの支援・協力を努めてまいります。

また、大野ESD自然学校につきましては、平成22年度にシャワー設置などの施設整備を行いましたので、教育施設及び地域活性化施設としての機能を十分発揮できるよう、地域住民の方々や鹿児島大学との連携のもと、生きる力と持続可能性のある社会実現能力を備えた人材づくりに取り組んでまいります。

次に、災害復旧費について申し上げます。

災害復旧事業につきましては、予想困難なゲリラ豪雨に伴う土砂災害や台風の強大化による風水害などの発生に備え、所要の予算を計上しております。また、活動が活発化している桜島降灰対策につきましては、引き続き路面清掃や宅地内の降灰除去事業に取り組んでまいります。

次に、特別会計につきまして説明いたします。

まず、国民健康保険特別会計について説明を申し上げます。

国民健康保険制度は、農林水産業及び自営業者を中心とする制度として創設されてから、我が国の国民皆保険制度の中核として、地域医療の確保と地域住民の健康保持増進に、また福祉の向上に大きな役割を果たしております。

しかしながら、国民健康保険を取り巻く環境はますます厳しい状況が続いており、これまでの各種制度改革や内部努力にもかかわらず、少子高齢化の進展や雇用の不安定化、無職者や低所得者の増加などにより、国民健康保険制度が抱える脆弱な財政基盤の構造的問題は一層深刻さを増してきております。

このような中で、平成23年度は国民皆保険制度が発足し50年目の節目に当たり、大きな転換期を迎えようとしています。すなわち、昨年末

に厚生労働省が高齢者医療制度の見直し案をまとめ、国保事業の都道府県単位での広域化と平成20年度から施行された後期高齢者医療制度廃止の方向を打ち出しております。

このように先行きの不透明な医療保険制度ではありますが、垂水市国民健康保険では、平成22年度においては急激な医療費の増加により基金及び繰越金を充てても収支の均衡を図ることが困難な事態となり、初めて一般会計からの法定外繰り入れを補正予算に計上したところであり、このことにより、平成23年度では歳入不足額を借入金により確保するという予算編成を余儀なくされたところであり、財源確保の選択肢の1つとして国保税の改正を検討しているところでもあります。

歳入歳出予算の総額は、27億1,468万3,000円を計上しております。

次に、後期高齢者医療特別会計でございますが、後期高齢者医療制度は、少子高齢化社会が進む中、将来にわたり国民皆保険制度を維持するため創設されたもので、財政運営の責任主体の明確化を図るとともに、高齢者の負担と現役世代の負担の公平化を図る制度として設置され、4年目を迎えております。

後期高齢者医療制度につきましては、制度廃止が掲げられるなど、新たな制度について論議がなされているところでもあります。今後どのような制度になるにしても、国民の暮らしを支える重要な社会基盤であり、地方自治体の財政負担の増加が危惧されるところでもあります。

現在では、鹿児島県後期高齢者医療広域連合が保険者として医療費の支払いと保険料の設定を行い、市が保険料の徴収を行っております。この保険料を広域連合へ納付するために特別会計が設置されているものであり、予算の構成としては、歳入は、被保険者から徴収する保険料と保険料軽減のための繰入金としており、歳出は、後期高齢者医療広域連合への納付金が主な

ものとなっております。

歳入歳出予算の総額は、2億614万4,000円を計上しております。

次に、交通災害共済特別会計でございますが、交通事故で被災された市民の相互扶助を目的に昭和45年に設置されたこの共済事業は、市民各位の御理解と御協力によりまして順調に運営されてきております。今後とも、関係機関や各種団体の協力を得て、市民の交通安全に対する意識の高揚を図り、事業の健全運営とあわせて加入者促進に努めてまいります。

歳入歳出予算の総額は、637万4,000円を計上しております。

次に、地方卸売市場特別会計でございますが、市民に新鮮な野菜などを豊富にかつ安定的に流通させる拠点として昭和54年12月に開設された公設地方卸売市場も、近年、流通構造の多様化や情報化の進展、食の安全への関心の高まりなど、生鮮食料品を取り巻く情勢は大きく変化している中、市民の食生活の安全と農業振興に大きく寄与しているところでございます。

そのような中、卸売市場は、利用者や消費者のニーズに応じてその機能の充実が一層求められております。今日、農業、流通業ともに、TPP交渉への参加などの問題が山積しておりますが、社会・経済情勢の変化に対応し、垂水の特徴を生かした健全な市場運営に努めてまいります。

歳入歳出予算の総額は、568万2,000円を計上しております。

次に、老人保健施設特別会計でございますが、垂水市介護老人保健施設「コスモス苑」は、要介護状態となった方々の心身の自立を支援し、家庭生活への復帰を目指す施設として平成9年の開苑以来、14年目の年を迎えました。施設運営につきましては、利用者の尊厳の保持と、その有する能力に応じた自立への支援という介護保険法の理念にのっとり、利用者の側に立った

サービス向上に努め、より健全な施設運営が行えるよう引き続き努力してまいります。

歳入歳出予算の総額は、5億5,035万6,000円を計上しております。

次に、介護保険特別会計でございますが、介護保険制度は創設以来10年が経過し、制度として定着する一方、都市部を中心とする急速な高齢化が進展し、単身高齢者のみの世帯が急増するなど、我が国の介護保険を取り巻く環境が大きく変化しております。この間、市内においては、各事業所のヘルパー、ケアマネージャー、介護福祉士らがお年寄りや家族を支え、制度の充実を図ってまいりました。

本市の介護保険事業も、引き続き健全な事業運営を図るとともに、地域包括支援センターを中心に、介護予防事業や総合的な相談支援を実施しながら、地域密着型の施設整備を中心に進め、身近で多様なサービスが受けられるような介護サービス体制の確立に努めてきたところであります。

このような中、第4期介護保険事業計画の最後の年に当たる平成23年度は、地域懇談会などを通じて、よりの確に地域生活の課題などを把握しながら、第5期の高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定すると同時に、介護療養病床のスムーズな転換を図ってまいります。

予算の概要でございますが、第4期介護保険事業計画に基づき、歳入歳出の総額は19億1,603万3,000円を計上しております。

次に、病院事業でございますが、垂水中央病院は、昭和62年度の開設以来24年目となりますが、診療の質、経営の質を高め、地域の中核医療機関としてその役割を果たしてきました。全国の自治体病院においては、医師不足と国の医療制度改革による診療報酬の引き下げにより極度の経営難に陥っており、地域医療は崩壊の危機に瀕していると言われております。

本市の中央病院は、中核医療機関として市内

医療を担う公的病院であります。他の自治体病院と同様、医師不足の状況にあります。また、現状においては黒字を維持しているものの、採算面で極めて厳しい状況にあります。このため、平成23年度も開放型病院としての機能充実を図るため、市内開業医との協力のもと、地域医療連携を重点にさらなる医療サービス提供に引き続き努めてまいります。

平成23年度の予算は、業務予定量の年間患者数を入院4万1,360人、外来6万5,880人の計10万7,240人と設定いたしました。

まず、収益的収支につきましては、収入の総額が22億3,535万7,000円、支出の総額が21億8,470万円であります。

次に、資本的収支につきましては、企業債償還金のみ1億4,913万8,000円を計上しております。

事業運営につきましては、今後とも独立採算を維持しながら、経営の安定、信頼性、安全性の向上を目指し、医師会と協力してまいりたいと存じます。

次に、と畜場特別会計でございますが、昨今、食肉流通は不安定な市場環境が続いており、市食肉センターにおきましては施設の老朽化が進んでおりますが、安全で安心できる食肉を提供することが、と畜場の社会的使命でございます。国が示している屠殺・解体時の衛生管理基準に適合する施設の維持管理に努めるとともに、経費等の節減を図り、健全な運営に努めてまいります。

また、経費の節減を図り、運営に努めておりますが、燃料の高騰などにより今後さらに困難な状況が予想され、公営での運営は厳しい状況でございます。しかしながら、本施設は、安心・安全な食肉の供給はもとより、地域畜産の振興、地域産業の安定的な発展のためにも本市に必要な施設であり、平成23年度内に民間に引き継ぐ計画で進めてまいります。

歳入歳出予算の総額は、1億271万6,000円を計上しております。

次に、漁業集落排水処理施設特別会計でございますが、今後も、牛根境地区の生活環境の改善と川や海の水質保全の向上を図るために、引き続き加入促進を推進し、円滑な施設の運営管理に努めてまいります。

歳入歳出予算の総額は、2,682万3,000円を計上しております。

次に、水道事業会計でございますが、本年度も、国道整備に伴う配水管布設を行うとともに、ライフラインとしての機能の確保及び災害に強い管路網の構築を図るため、バイパス管の整備を実施し、信頼性と安全性の向上を目指してまいります。給水件数につきましては減少傾向にあります。平成23年度も、なお一層の行財政改革に取り組むなど企業経営努力をし、事業の安定的供給に努めてまいります。

予算の概要につきましては、業務予定量としまして、給水戸数7,000戸、年間給水量190万立方メートルとして、所要の経費を計上いたしております。

収益的収支につきましては、収益総額2億8,965万8,000円で、その主な財源は水道料金となっております。事業費用につきましては、総額2億7,798万6,000円で、対前年度比993万4,000円の増となっております。

次に、資本的収支につきましては、支出総額1億6,787万8,000円で、対前年度比3,425万1,000円の減となっております。なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額は、内部留保資金を充当してまいります。

次に、簡易水道事業特別会計でございますが、上水道と同様に、ライフラインとしての機能の確保、水道水質などの情報提供など、万全な体制の維持管理に努めますとともに、コストの縮減等、事務事業の効率性の向上に努め、地域住民の安全で安心な水の安定的供給に努めてまい

ります。

歳入歳出予算の総額は、3,566万1,000円を計上しております。

以上をもちまして予算案の説明を終わりますが、詳細につきましては、審議の過程におきまして、私ほかそれぞれの担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（川尻達志）ただいま平成23年度の各会計予算案について説明がありましたが、これに対する質疑及び一般質問のための本会議を3月8日及び9日の午前9時30分から開きます。

質疑及び質問は通告制といたしますので、質疑者及び質問者は、会議規則第51条第1項の規定により、2月28日の正午までに質疑及び質問事項を具体的に文書で議会事務局へ提出を願います。

なお、当日の質問時間は、答弁時間を含めて1時間以内とします。また、質問回数については4回までとしますが、一問一答方式を選択した場合は、1回目は一括で行い、2回目の質問から1項目につき3回までとします。また、いずれも初回の発言時間を20分以内に制限いたしますので、御協力をお願いいたします。

△陳情第28号、請願第2号・請願第3号
一括上程

○議長（川尻達志）日程第36、陳情第28号及び日程第37、請願第2号並びに日程第38、請願第3号の陳情1件及び請願2件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

陳情第28号 350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書採択の陳情

請願第2号 子ども医療費助成制度の窓口負担支払いの無料化を求める請願

請願第3号 国民健康保険税の大幅引き上げ計画の見直しを求める請願

○議長（川尻達志）お諮りします。

ただいまの陳情1件及び請願2件については、
いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の
上、審査をしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、陳情第28号及び請願第2号並びに請
願第3号の陳情1件及び請願2件については、
いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託す
ることに決定しました。

本日の日程は、以上で全部終了しました。

△日程報告

○議長（川尻達志）明25日から3月7日まで
は、議事の都合により休会とします。

次の本会議は、3月8日及び9日に開きます。

△散 会

○議長（川尻達志）本日は、これをもちまし
て散会します。

午後2時3分散会

平成 23 年 第 1 回 定例会

会 議 録

第 2 日 平成 23 年 3 月 8 日

本会議第2号(3月8日)(火曜)

出席議員 12名

1番	(欠員)	9番	森 正 勝
2番	大 藪 藤 幸	10番	持 留 良 一
3番	(欠員)	11番	宮 迫 泰 倫
4番	堀 添 國 尚	12番	川 尻 達 志
5番	池之上 誠	13番	(欠員)
6番	田 平 輝 也	14番	(欠員)
7番	北 方 貞 明	15番	篠 原 静 則
8番	池 山 節 夫	16番	川 畑 三 郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市 長	尾 脇 雅 弥	商工観光課長	倉 岡 孝 昌
総務課長	今 井 文 弘	土木課長	深 港 涉
企画課長	山 口 親 志	会計課長	尾 迫 逸 郎
財政課長	北 迫 睦 男	水道課長	白 木 修 文
税務課長	川井田 志 郎	監査事務局長	磯 脇 正 道
市民課長	葛 迫 隆 博	消 防 長	宮 迫 義 秀
市民相談			
サービス課長	前木場 強 也	教 育 長	肥 後 昌 幸
保健福祉課長	城ノ下 剛	教育総務課長	三 浦 敬 志
生活環境課長	感王寺 八 郎	学校教育課長	有 馬 勝 広
農 林 課 長	森 下 利 行	社会教育課長	瀬 角 龍 平
水 産 課 長	塚 田 光 春		

議会事務局出席者

事務局 長	松 浦 俊 秀	書 記	篠 原 輝 義
		書 記	有 馬 英 朗

平成23年3月8日午前9時30分開議

△開 議

○議長（川尻達志）定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△議案第7号～議案第16号一括上程

○議長（川尻達志）日程第1、議案第7号から日程第10、議案第16号までの議案10件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第7号 平成22年度垂水市一般会計補正予算（第11号）案

議案第8号 平成22年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案

議案第9号 平成22年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案

議案第10号 平成22年度垂水市交通災害共済特別会計補正予算（第2号）案

議案第11号 平成22年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第3号）案

議案第12号 平成22年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第1号）案

議案第13号 平成22年度垂水市病院事業会計補正予算（第2号）案

議案第14号 平成22年度垂水市と畜場特別会計補正予算（第3号）案

議案第15号 平成22年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）案

議案第16号 平成22年度垂水市水道事業会計補正予算（第3号）案

○議長（川尻達志）ここで、各委員長の審査報告を求めます。

最初に、産業厚生委員長北方議員。

[産業厚生委員長北方貞明議員登壇]

○産業厚生委員長（北方貞明）皆さん、おはようございます。

それでは、報告いたします。

去る2月24日の本会議において産業厚生委員会付託となりました各案件について、3月1日委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第7号平成22年度垂水市一般会計補正予算（第11号）案中の所管費目については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号平成22年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第3号）案、議案第12号平成22年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第1号）案、議案第13号平成22年度垂水市病院事業会計補正予算（第2号）案、議案第14号平成22年度垂水市と畜場特別会計補正予算（第3号）案、議案第15号平成22年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）案、及び議案第16号平成22年度垂水市水道事業会計補正予算（第3号）案については、いずれも原案のとおり可決されました。

以上で、報告を終わります。

○議長（川尻達志）次に、総務文教委員長田平議員。

[総務文教委員長田平輝也議員登壇]

○総務文教委員長（田平輝也）おはようございます。

去る2月24日の本会議において総務文教委員会付託となりました各案件について、3月3日委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案7号平成22年度垂水市一般会計補正予算（第11号）案中の所管費目・歳入全款については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号平成22年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案、及び議案

第9号平成22年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号平成22年度垂水市交通災害共済特別会計補正予算（第2号）案については、いずれも原案のとおり可決されました。

以上で、報告を終わります。

○議長（川尻達志）これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川尻達志）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川尻達志）討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りします。

議案第7号から議案第16号までの議案10件を委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、議案第7号から議案第16号までの議案10件については、各委員長の報告のとおり決定しました。

△平成23年度各会計予算案に対する質疑・一般質問

○議長（川尻達志）日程第11、ただいまから、平成23年度各会計予算案に対する質疑及び一般質問を行います。

1回目の質疑及び質問は登壇して行い、再質疑及び再質問は質問席からお願いします。

なお、本日の質疑及び質問時間は、答弁時間を含めて1時間以内とします。

また、質問回数については4回までとしますが、一問一答方式を選択した場合は、1回目は一括で行い、2回目の質問から1項目につき3

回までとします。また、いずれも初回の発言時間を20分以内に制限しますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、通告に従って、順次質疑及び質問を許可します。

最初に、2番大菌藤幸議員の質疑及び質問を許可します。

〔大菌藤幸議員登壇〕

○大菌藤幸議員 皆さん、おはようございます。

気候もめっきり春らしくなりまして梅の花も満開のようでございます。ことし1月、2月と本当に寒い日が続いておりましたが、この寒さと桜島降灰にめげずに、1月23日に垂水の市長選挙が行われました。若さと水迫市政を継承、そして行動力を訴えられました新尾脇市長が誕生いたしました。今後4年間、垂水に若きリーダーとして、市民のために御活躍をされることを願ってやみません。

それでは、議長に許可をいただいておりますので、早速質問に入らせてまいります。

まず、垂水市の商業店舗用地として埋め立てがなされました潮彩町の土地開発公社所有の土地にナフコが誘致され、次にドラッグストアモリが誘致をされました。今般、ヤマダ電機さんが誘致をされるということの情報を得ておりましたので、現在の垂水市土地開発公社の資産と借入金の総額、この現状をお伺いしたいと思っております。

次に、国際情勢では、中東、アフリカ諸国の混乱によって、重油の石油系の高騰が予想され、既に高騰が始まっているようにも思います。国では衆参ねじれの現象で、23年度の新年度予算が衆議院を通過し、衆議院の優越性から新年度予算は可決される運びとなると思っております。しかしながら、関連法案が可決できなければ国民の生活に支障を来す。過去にアメリカでは、クリントン大統領の時期に政府が閉鎖をされた時期がございます。関連法案等の予算措置が可

決できなくて、一時80万人の公務員が自宅待機を強いられたという経緯がございます。日本もそのようなことになるのかもしれない。特別国債の発行ができなければ、八十数兆円の中の四十数兆円が執行できない。まさにそのことを意味しているのだと思います。

そこで、垂水の農林漁業の低迷は、日本各地でも同じようなことが言えますが、特に垂水市では養殖漁業が盛んに行われております。しかしながら、垂水の漁業組合は昨年、一昨年と資金不足に陥りまして、昨年はカンパチの値段もそれなりのものがありましたが、製品として出荷をする魚が足りなかった。以前の1年、2年前の資金不足がたたっているのでございます。私は、過去にも、この漁業者への、養殖業者への支援は続けていかなければならない、漁業振興貸付基金について、垂水漁協と牛根漁協と双方合わせて1億円という貸し付けが一昨年度から行われております。この貸付金を垂水漁協1億円、牛根漁協1億円と増額することはできないかという質問も行ってまいりました。しかしながら、当時はまだ損失補償が残っておりまして、執行部は時期尚早という判断をされました。しかし、損失補償も昨年の10月に垂水漁協は終了し、牛根漁協もたしか今月で全額完済の予定であると聞いております。今ここにきて損失補償なるものができないのであれば、短期の振興貸付金の増額を願うものがございます。水産課長に御答弁をお願いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○企画課長（山口親志） 大菌議員の質問にお答えいたします。

垂水市土地開発公社の現状としましては、質問にありました潮彩町商業施設用地と潮彩町の住宅分譲地及び旧フェリーの駐車場跡地を資産として抱えております。商業施設用地については、垂水共同店舗有限公司と平成17年12月6日付で賃貸契約を交わし、貸し付けをしております。

す。潮彩町の住宅分譲地については、集合住宅用地として計画をしておりましたが、売却できませんでしたので、平成20年度に分譲地として11区画を整備し、販売してきております。本年度平成22年度は、5区画の契約を締結しまして、残り1区画となっております。旧フェリー駐車場跡地については、いろんなところから問い合わせがありますが、契約には至っておりません。しかしながら、財産使用許可書により、利用者に貸付をしている現状であります。

経営的には、現在、7億円の長期・短期の借入金で財政的運営を行っております。本年度は土地売却の収入がありましたので、返却に充ててまいりたいと思っております。

以上が、土地開発公社の現状であります。

○水産課長（塚田光春） 大菌議員の水産振興資金の貸し付けについてお答えいたします。

養殖漁業者は、これまでの長年にわたるブリ・カンパチの魚価低迷、それからえさの高騰等の影響を受けまして、養殖業者の中には経営が悪化し、倒産・廃業に追い込まれるなど、依然として厳しい経営環境が続いております。そこで、両漁協ともに、これまでの廃業者による漁協へのえさ代の固定化負債が発生しまして、漁協は資金繰りに苦慮しているところでございます。

そのようなことから、垂水市漁協より昨年末からことしにかけて、損失補償の再度の要望があったところでございます。

そこで、垂水市としましては、平成17年度まで損失補償をしてまいりましたが、平成18年度以降、損失補償に対しては行政上の制限がいろいろ生じてきており、損失補償についてはお断りしたところでございます。

しかしながら、議員おっしゃるとおり、両漁協では漁協経営の資金繰りに苦慮していることから、養殖漁業の支援策としまして、23年度予算に水産振興貸付金の垂水市漁協、牛根漁協、両漁協合わせて2億円の増額の計上をし、今議

会へ上程しているところでございます。

以上でございます。

○大菌藤幸議員 ありがとうございます。

一問一答でお願いをいたします。ちょっとタイトル、前後してよろしいでしょうか。

今、開発公社のほうの現状と漁業振興貸付金の質問をいたしまして、水産課のほうでは両漁協で2億円を融資をするということを明言されましたので、漁業組合のほうも何とかそれなりの資金繰りに役立てられるのかなというふうに思っております、納得しております。

そこで、ちょっと尾脇市長にお伺いいたしますが、必要なれば答弁なさらなくても結構でございます。よろしいですか。

先ほど水産課長が申されたように、昨年度から損失補償のお願いがあったと。行政上の問題から、このことは無理という判断でお断りをされた。しかし、1月23日の市長選挙に至るまでの間に、漁業組合等の街頭でも、損失補償に対しても前向きに検討をいたしますということを話されたとお聞きしておりますが、御答弁いただければと思っておりますが、一言よろしくお伺いいたします。

○市長（尾脇雅弥） 大菌議員の2回目の質問にお答えいたします。

垂水漁協より損失補償の対応についてお尋ねをされた際には、垂水市の基幹産業でありますことから、損失補償を含め、漁業振興策を前向きに検討させていただきたい旨をお話しをさせていただきました。その後、市長に就任をして、これからの漁業振興のためにと前向きに関係の皆様とも協議をしてみりましたが、行政上の問題点を総合的に勘案した結果、現状での損失補償に関してはできないと判断し、回答させていただいたところ です。

なお、この問題に関しましては、前水迫市長からも昨年、両組合長に対し、直接申し入れてあると伺っているところでございます。

以上です。

○大菌藤幸議員 再度、私が今お聞きしたのは、漁業振興策のという表現ではございません。損失補償を前向きに検討するというようなお話をされたとお聞きしているんですが、漁業振興策を前向きに検討するとおっしゃったのか、損失補償を前向きに検討するとおっしゃったのか。

なぜかといいますと、この短期貸付金も漁業振興策に値するわけですから、損失補償だと私はお聞きをしておりますし、漁業組合のほうに私はお話を伺ったところ、そのようなふうには明確にお答えをいただいたんですが、いかがですか。

○市長（尾脇雅弥） 今、お話しさせていただきましたように、漁業振興は大事であると、損失補償も含め、前向きに検討させていただきますとお答えをいたしました。

○大菌藤幸議員 漁業振興は大事であると、損失補償も含めというような発言があったのであれば、今後、再度検討されて、損失補償ができるものか否かを判断をしていただきたい。そして、そう遠くない将来にその御判断をいただきたいと思っております。それでこの質問は終わります。

土地開発公社の件でございますが、私は常識論で、一般論でお話を差し上げます。平成17年12月6日にナフコさんを誘致されまして、1億600万円という土地代を商業店舗さんは公社にお支払されていらっしゃる。そして、次にドラッグストアモリさんの建物の敷地4,074万円、今回ヤマダ電機さんも同じく建物の敷地4,000万円弱、これを購入されておいででございますが、この総額が1億9,600万円強、残り2億6,000万円を駐車場として使用されておいででございます。

なぜこのような話を申し上げるかとお申しますと、私は、19年の第3回、9月議会と申しますか、定例会において全く同じ質問をいたしております。多分尾脇市長も御承知だったと思いま

す、私の隣の席でお聞きになりましたので。17年の12月6日に、垂水市の土地開発公社と垂水共同店舗有限会社との商業用地の賃貸契約書について、この契約書の条項の中に、10年間貸し出しますよと、年間800万円相当で貸しますよと。しかし、1つの条文に、権利の譲渡等の禁止で、使用権を第三者に譲渡し、貸し付けをするときは、その承認を受けなければならない。これはどういうことですかということをお聞きした記憶がございます。当時、企画課長は迫田裕司課長でございました。

大体、垂水の土地開発公社が持っている資産を共同店舗さんに年契約で10年間貸し出しますよ。しかし、開発公社が認めれば、共同店舗さんが他人にそれを又貸しすることを認めますよという意味なんです。そのような契約なんです。

なぜこのような契約をしたのか、前回もお聞きしておりますが、自分で営業を営むためにその土地を年間800万円で貸してください。その数字が妥当かどうかは別にいたしまして、通常は自分たちで何かを営業するために土地を借りるはずなんです。しかし、その中に、又貸しができるような条文が入っている。これはどういうことなのかと、そして現実にナフコさんに又貸しをされ、ドラッグストアモリさんに又貸しをされ、今回はヤマダ電機さんに又貸しをされ、共同店舗さんの収益は年間3,566万円、又貸しによる賃料ですね。しかし、公社に払っていらっしゃる賃料は年間614万円、差額が2,950万円余り。これは又貸しで得た利ざやによって、購入した土地代金の返済がなされているはずなんです。これを許せるのか。

大体7億円の負債が今、あると答弁されましたけれども、7億円の借金を市民全体で持っているんですよ。そしてその資産が8億円で売れば、最終的に8億円で売れたら、1億円は一般財源に入れます。公社を整理したときの話ですけど。1億円不足が生じたら、一般財源から

1億円投入しなければならない。これはそのとおりだと思いますけれども、だったら、なぜこのような大きな利ざやがある制度を認めたのか。

まず第一に、なぜこのような契約をしたのか。今となつては、当時、水迫市長が理事長で、議会で決定して判断をされていますが、どこに責任の所在があるんですか。市民はだれに言えばいいんですか。開発公社そのものが表に出てこない。市民の目に触れない。我々12人ここに議員が在籍しておりますが、多分、御存じでない議員もいらっしゃるかもしれない。ほとんどの市民はなおさら御存じでない。このような制度があつていいのか。

そして、平成28年の3月14日までに、残りの土地、2億6,000万円相当を共同店舗さんが全額買い取るという契約でございますが、そのときに2億円しか資金が調達できないとなつたときはどうされるのか。だれが責任をとるんですか、6,000万円足らなくなりますよ。だれなんですか、そのとき、あと5年弱でございますが。企画課長はそのときは多分、時間的な経緯から見て定年になっておいでですので、答弁をされる立場にないと思います。尾脇市長が現理事長になっていらっしゃるかな。もうなつていらっしゃるか。多分、充て職でございますので理事長になりますが、そのとき尾脇市長が健在でありましたら、どういうことですかというような話ですが、それもほぼ未知数でございます。さあ、だれに市民は話をするんですか、そのときに。どうなんです。再度、企画課長に答弁を求めます。

○企画課長（山口親志） まず、又貸しについてでございますが、当時、17年の12月6日に契約をしております。この契約については、あの一帯がなかなか店舗整備ができないということで、その当時の理事長が政治的判断をされてこの契約は結んだと思いますが、この又貸しについても、19年の9月議会の大園議員の質問内容も見

させていただきました。

この11条の契約については、民法の612条にもうたっており、賃貸権の譲渡及び転貸しの制限ということで、理事会が認めれば転貸しができるという条例に基づき、そういった民法に基づきまして、この11条も契約の中にうたっております。ですから、ナフコもドラッグストアも誘致時に、駐車場用地として利用したいという「賃借地の一部転用の承認について」という申請書を提出しまして、理事会で承認しておりますので、又貸し・転貸しについては、この11条で許可をしているところであります。

それから、現在7億円の借り入れがありますが、先ほども言いました3カ所のすべての土地を整理しますと、7億円の金額になります。そのあたりから、今の共同店舗への貸し付けの金額もですし、それから旧フェリー駐車場跡地の坪7万円のセットもしておりますので、そのあたりは間違いないように土地開発公社で借り入れを返済する予定でしております。

それと、もし、平成28年1月14日が10年の満期でありますので、その時点で不履行が生じたらどうするのかということですが、確かに今言われるとおり、私もその年まではおらないとは思いますが、ただ、私も昨年の4月に企画課長になりましたが、このことも前理事長から十分をお願いをされまして、一番心配している事項でありましたので、不履行にならないように代表者に念を押しまして、お願いもしております。また、今回ヤマダ電機の誘致の申請時にも、28年度までの十分なる資金計画を提出させておりますので、そのあたりは、今の段階では不履行にならないことを十分お願いすることしかできませんが、代表者にもそのあたりは十分理解していただいていると思います。また、万が一の場合、損害補償の第15条で、「本契約に定める義務を履行しないため公社が損害を受けたときには、その損害額の賠償を請求することができ

る」とありますので、当然その措置もとりながら、裁判の手段をとる方法というのもあります。

以上であります。

○大園藤幸議員 民法上、又貸しの条項も理事会が認めれば可能だと、何ら違法ではないという反論でございますが、それは百も承知でございます。理事会が認めれば、理事会の理事さんたち、私も二、三、公社の傍聴をさせていただきましたが、失礼ですけれども、全員イエスマンですね。これが現状なんです。何一言、手を挙げられない。過去にずっと私は見てきております。ということは、理事長に大きな判断の可能性があったということ。そして、先ほど触れられましたが、企画課長に就任されたときに、この契約の不履行の問題が将来的に危惧されると前市長から指示を受けたとおっしゃいましたが、契約書の内容に不備があったことを認められたということになりますよ、それは。それはそうですよ。10年後に買い取れなかったらどうなるのか。再度、10年後には必ず買うという裏書きをもって協議をなさないと指示を受けたということになりますからね。

だから、私は当初申し上げましたように、常識の範囲で話をさせていただきますよと、法的にとか、理事会が認めればとか、当然そうでございますが、私も企画課長に本来はお話をすべきことじゃないかもしれません。公社全体に話をしなければならぬと思います。しかしながら、担当課が企画課長でございますので、山口課長に答弁を求めているところでございます。よって、17年に契約をされた契約書が10年間有効でありまして、これはこの契約を入れた途端に共同店舗さんの勝利なんですね。公社としてはどうしようもないはずなんですよ。なぜそういう契約を許したのか、私はどうもわからない。

それではちょっと表現を変えてみますが、あの土地が山口課長の土地であるならば、現在600万円で年間貸して、借りた人が又貸しをして3、

500万円稼ぐ。これ許せますか。そういうことをされますか。印鑑を押しますか。再度、お願いします。

○企画課長（山口親志） 基本的にこの賃貸借契約書は、10年後はすべてを買い取るという基本に基づいて、又貸しの条項もしております。今言われましたとおり、3倍、4倍近くの金額を垂水共同店舗有限会社さんは収益を得ておりますが、資金計画等も見てみますと、その中で、買い取るための資金も積み立てておりますし、土地を、ナフコ、それからドラッグストアモリ等を購入されたときの固定資産税等もありますし、そのあたりにその収入を充てていらっしゃると思います。そういったところで年間の収支も見させていただきました。そういったことで、10年後買い取るという条件で、基本がそこにありますので、私のことを今触れられましたが、そういったふうで、こういった形でやりたいというその目的を持って、個人的に私が自分の土地を認めた場合は、契約が認めた場合は、先ほども言いましたとおり、民法の612条で契約が行えばできるという形がありますので、それに基づいて又貸しの申請も許可もしているんだと思っております。

以上です。

○大園藤幸議員 最後の質問になりますけれども、水迫市長の市政を、水迫市政の3期目ととらえて水迫市政を継承していきたいというようなことを公約を掲げられて、公言されて、市長選に見事当選されました尾脇市長にお願いをするものでございますが、17年に理事長で契約をなされた水迫市長のこの判断を、過去の17年のこの判断を、支持をされますか。それとも、新市長の尾脇市長であれば、私ならこうだというような反論がございますか。

先ほど企画課長に申し上げましたとおり、尾脇市長の土地ならば、尾脇市長は17年の12月の6日の段階でそのような契約をなされますか。

最後の質問になりましたので、わかりやすく説明をいただきたいと思っております。

○市長（尾脇雅弥） 大園議員の最後の質問にお答えをいたします。

潮彩町の商業施設用地については、垂水共同店舗有限会社との間で懸念される内容があるということは承知をしております。しかし、契約期間満了後の買い取りを予定していた土地代約4億6,200万円のうち、既に4割に当たる1億9,600万円は購入済みであり、月々の賃貸料も遅滞なく支払われていることなどを総合的に考えた場合に、垂水共同店舗有限会社との間で交わした契約書の内容を尊重して、お互いが信義を重んじて誠実に履行していくのが最善だというふうに考えております。

その上で、垂水共同店舗有限会社へは、地元商業へのさらなる波及効果への仕組みづくりや契約期間満了時の買い取りの確実な履行を求めていくべきであると思っております。

以上でございます。

○大園藤幸議員 回数の制限がございますので、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（川尻達志） 次に、8番池山節夫議員の質疑及び質問を許可します。

[池山節夫議員登壇]

○池山節夫議員 おはようございます。

それでは、議長に発言の許可をいただきましたので、さきに通告しておきました順に質問をしまいたしますので、市長の御答弁をよろしくお願い申し上げます。

尾脇市長は、若さと行動力を強調し、水迫市政の継承と発展、行財政改革の推進、教育・福祉の充実や桜島道路の実現などを主張して当選をされました。

今回の市長選挙は、1995年以来16年ぶりとなる三つどもえの戦いとなりましたが、投票率は2007年の前回83.78%を6.12ポイント下回り、77.66

%で、過去最低を記録いたしました。「投票率の低下は、明確な争点がなかったことや、急速な高齢化も投票行動を鈍らせたと考えられるが、まずは市民の市政への関心をいかに高めるかが課題である」。そういうことになりそうだというのが、「垂水市長選を顧みて」の南日本新聞、福留梓記者の論評であります。また、「尾脇市長の得票数4,748票は、矢野氏と迫田氏の得票数の合計6,817票を下回っており、水迫市政の継承を掲げた尾脇市長への評価は二分されたとも言える」と続けて、「独自カラーをどう打ち出すが問われる」と結んでおります。

市長選挙での公約では、緊急課題として、人口増、活性化、行財政改革の解決がうたわれておりますが、尾脇市政1期目の課題として、垂水の生き残りをかけた行財政改革の断行について、強力な子育て支援策について、垂水高校存続への取り組みについて、人口3万人のまちづくりについて、地場産業の強化充実について、雇用の充実と若者の定住促進について、質の高い特産ブランドの育成と知恵を駆使した販売戦略について、以上7項目について市長の考えを伺います。

これで、1回目の質問を終わります。

○市長（尾脇雅弥）池山議員の質問にお答えをいたします。

私は、今回の市長選挙での公約といたしまして、行財政改革断行の継続を訴えてまいりました。前水迫市長のもと、行財政改革を進められてまいりましたが、地方行政は依然として厳しい状況であります。そのような中、前水迫市長の志を継続しながら、行財政改革の断行を行っていきたいと思っております。市民との共生・協働のまちづくりが基本であるためには、行政が信頼されなければなりません。信頼されるためには、財政基盤もしっかりさせなければなりません。行政と市民の知識と知恵を融合し、今まで進められてきた行財政改革を基本的に継続

してまいります。効率的な政策のためにも、優先順位をつけ、一番大切である現場の状況を確認し、適切な方針を示していきたいと思っております。

2番目の強力な子育て支援策についてお答えをいたします。

本市では、平成21年4月から、医療費の助成を中学校卒業までとした乳幼児等医療費助成の開始、平成21年10月、垂水市キララメッセでの垂水市子育て相談支援センターの開設、さらに、水之上定住促進における家賃の軽減策、平成22年4月、水之上小学校放課後児童クラブの開設など、積極的に子育て支援策を展開してきました。

23年度には、次のような業務を実施する予定でございます。

1つ目は、新たに子育て支援連絡調整会を開催するよう計画しております。この調整会は、次世代育成支援対策行動計画に基づき、すべての子供たちが健やかに育つために、垂水市全体として連携と継続した支援体制の構築を目的とし、各関係機関との連絡調整会を開催するものです。

地域住民、幼稚園、保育園、学校関係などから、虐待、DV、慢性疾病による発達障害、長期にわたる乳幼児健診、未受診者などの相談、通報等に対し、保健福祉課において対象の子供にかかわる状況把握を行い、専門医、児童相談所、民生委員、行政など関係機関を含めたケース検討会議を開催し、情報の共有、問題解決への方針、方法、役割の決定、支援策の検討などを行うこととしております。また、この会は、定期的に研修会や関係機関の情報交換を実施しながら、子育て支援のネットワークづくりを図っていきたいと考えています。

2つ目として、健康増進係が実施している4回の乳幼児健診、3カ月児健診、6～7カ月児健診、1歳6カ月児健診、3歳児健診について

は、これまで市内開業医にお願いをしておりますが、平成23年度は小児科専門医院の協力を得て実施する予定でございます。

また、子育て支援のネットワークづくりの一環として、ファミリーサポートセンター事業など子育て支援の体制整備を考えていきたいと思っています。

ファミリーサポートセンターは、地域において育児や介護の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織です。育児の援助として、保育所の開始前や終了後の子供を預かる、学校の放課後や学童保育終了後、子供を預かる、保護者などの病気や休養等の場合に子供を預かる、冠婚葬祭やほかの子供の学校行事の際、子供を預かる、買い物など外出の際などの子供を預かるなどがあるようでございます。既に県内で9カ所設置されているようでございます。

また、市のホームページ上でも、子育て支援のための制度説明とあわせまして、子育てサークル、子育て相談支援センターの情報提供を行っております。しかしながら、活動内容がわかりづらかったことから、活動の様子や指導員のコメントを写真入りでタイムリーに更新を行えるようにしまして、市民の皆様に認知を深めていただき、子育て相談支援センターを拠点とした子育て世代のネットワークづくりと各種情報の提供をさらに進めてまいります。

また、相談支援センターが専用施設でないことから、利用時間などに制限がかかっているところでもありますけれども、平成22年度は夏休み期間中5日間、情報センター休館日の月曜日を利用しまして開設しましたところ、利用者も多く、好評でした。平成23年度は試験的に月曜日の閉館時間を13時から延長するなどして、現在、できる限りの支援を行いたいと考えております。

次に、垂水高校の存続への取り組みについての御質問にお答えをいたします。

これまで垂水高校の存続・振興策につきましては、垂水市、市議会、市PTA連絡協議会、垂水高校の同窓会及び垂水高校PTAなどの代表者から成る垂水高校振興対策協議会で協議をしてきているところでございます。

昨年、県教委のほうで公立高校の振興方針を策定するに当たり、その骨子の中に新たに2つの学校廃止基準が追加される形で示されました。この廃止基準が正式に追加されることとなりますと、垂水高校は廃止対象となり、高校の存続が極めて厳しい状況になりますことから、垂水市では、垂水高校振興対策協議会を開催をして、昨年の12月9日に正式に県教育長に対して要請文を提出したところであります。

その成果もあって、ことしの2月26日の南日本新聞によりますと、県教委は、小規模校の廃止基準を従来より拡大する公立高校の振興方針の策定は保留をし、再編については、廃止基準にこだわらず、地域の実情や歴史的な背景を考慮し、個別に対応するという方針が報道をされました。また、鹿児島県は、平成23年に「大隅地域の公立高校の在り方検討委員会」を立ち上げ、大隅地域の高校について各高校の存続や振興の具体策を検討するとしています。

本市から高校がなくなりますと、長距離でのバス通学あるいはフェリー通学となりますので、保護者の経済的負担が大きくなりますし、過疎化も一層進むこととなります。そこで、垂水高校の存続への今後の取り組みについてでありますけれども、私は、人と政策とお金をかけていきたいと考えております。

人につきましては、このことに専門にかかわる担当職員を配置をして、そして政策につきましては、これまでの垂水高校振興対策協議会を核としまして、垂水高校への入学率を高めるための方策、高校自体の自助努力の部分や、そして垂水高校を卒業する場合の就職、進学についての出口の部分についてなど、今後、十分に検

討・協議して、高校存続に向けて取り組んでまいりたいと思います。以上でございます。

次の人口3万人のまちづくりの質問にお答えをいたします。

今回の国勢調査の速報値の結果、垂水市の人口の減少率は県内で5番目に高い位置にあるようであります。このことは、少子高齢化の波を垂水市も大きく受けていると思われまます。企業誘致などの人口増対策も講じられてきましたが、厳しい現状です。私は将来の垂水のあり方を考えたとき、70万鹿児島市との時間的距離を縮めることが何よりも大切と考えています。そのような中、新聞、テレビでも御承知のとおり、桜島道路の実現性が出てまいりました。そうなりますと、垂水市は、鹿児島市のベッドタウンとして人口3万人のまちづくりが可能になると思っています。実現に向けて精いっぱい努力を、挑戦していきたくて考えております。

次に、地場産業の強化充実についてお答えをいたします。

まず、水産業につきましては、本市の基幹産業の1つで、中でも養殖漁業は後継者が育っている重要な地場産業でございます。そこで、養殖漁業をもっと足腰の強いものにしていくために、次の4点について推進をしていかなければならないと考えております。

まず1点目でございますが、水産業の基盤整備となる漁港の整備でございますが、養殖の基地としての機能をさらに高めるために、牛根麓漁港と海潟漁港を重点的に整備してまいります。

2点目は、魚価低迷やえさの高騰などを考慮しますと、養殖漁業者それぞれが適正な養殖を行い、生産コストを削減する努力をしていただき、採算性のとれる養殖を推進してまいります。

3点目は、カンパチのPR等、六次産業化を目的に取り組んでいるカンパチ祭りの継続と、市内外で開催するイベント等でのブリ・カンパチの販売促進の支援をして副収入の確保につな

げたいと思います。

4点目は、ブルー・ツーリズムでございますが、垂水市漁協では一昨年から県外の中・高校修学旅行生や各種団体などの漁業体験も受け入れておりますが、民泊戸数が不十分なため、牛根漁協へも民泊受け入れの協力を求めているところでございます。そして、この事業がさらに充実したものになりますように、漁業体験の受け入れ体制について支援をしてまいります。

続きまして、本市のもう1つの基幹産業であります農業は、国内外の産地間競争、消費者の購買力の低下などによる農畜産物価格の低迷、生産資材等の高騰や桜島降灰による被害などにより、厳しい状況にあります。また、TPP交渉参加への検討などの問題も山積をしております。

このような状況の中、本市の農業振興のためには、農業・農村を支える担い手の確保や地域環境に配慮した生産基盤の整備に加え、降灰被害の防止・軽減対策として、防災営農対策事業による被覆施設や洗浄施設などの計画的な整備を積極的に推進し、高品質農産物の安定生産による克営農の確立を図ってまいりたいと思います。

畜産の振興につきましても、すぐれた担い手の育成・確保や畜舎等の生産基盤の整備、優良家畜の改良増殖など、総合的な施策の展開により、高品質・低コストで生産性の高い畜産経営の実現と、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなどの家畜伝染病の防疫体制の充実もともに図ってまいりたいと思っております。また、販売面におきましても、耕種部門とともに地産地消の推進を図るとともに、販路拡大にも努めてまいりたいと思います。

次に、雇用の充実と若者の定住促進についてお答えをいたします。

まず、雇用の充実につきましては、昨今の景気低迷、中国やインドなどの振興国の台頭によ

り、大企業の進出は難しい状況にあり、先ほどもお答えしましたとおり、やはり本市の基幹産業である農業や水産業の振興が大事であり、雇用に関しましても、昨年牛根に創業されましたグローバル・オーシャン・ワークスのように、本市の産業構造になじむ企業の誘致を図っていきたくて考えております。

次に、若者の定住促進についてでございますが、企業誘致による雇用確保はもちろんでありますが、さきに述べました子育て支援対策や農業、水産業といった地場産業の強化充実により市内全体が活性化することで、若者が住みやすい、暮らしやすい環境が整い、定住促進につながるものと考えております。

7番目の御質問の質の高い特産ブランドの育成と知恵を駆使した販売戦略についてお答えをいたします。

本市には、かごしまのさかなとしてブランド認定された垂水市漁協のカンパチ「海の桜勘」と牛根漁協の「ぶり大将」の2つのブランドをとった魚がございますので、これを国内はもとより国外への販路開拓をしていく必要があると思っております。

まず、国内での販売では、各種イベントや量販店などでのブリ・カンパチのPR販売などを積極的に推進をし、機会があればトップセールスマンとして地元のブランド魚のPRに努めたいと考えています。国外への販売では、先ほどもお答えしましたとおり、一昨年、本市の牛根麓へ立地企業として来ていただいた水産加工会社による特殊な技術によるブリの加工販売が、アメリカへの輸出用として牛根漁協と順調な取引がされていることから、今後、輸出拡大が図られますように市のできる部分は支援してまいりたいと考えております。

また、垂水市漁協の直営加工場では、現在も香港やシンガポールへの輸出が続いていることから、今後は、経済発展の著しい中国を初めと

するアジアを主なターゲットとして、昨年鹿児島県が開設しました上海事務所などの情報を大いに活用し、中国市場の情報収集を行い、水産商社などの協力をいただきながら、両漁協のブリ・カンパチの販売支援をしていきたいと考えています。

また、農畜産品につきましては、高品質な農畜産物の安定生産を図りながら銘柄確立に努め、地産地消の推進とともに販路拡大にも取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○池山節夫議員 今度、予算案が出されましたけど、まだ骨格予算で、尾脇市長がこれから今言われたようなことをやるについては6月議会以降の予算になると思うんですよ。ですから、我々としてもそれほど厳しく予算措置がどうのこうのという質問もできませんので、ここはやわらかく終わりたいと思いますが、人口3万人というまちを目指すと、それが桜島架橋とか、いろいろ桜島架橋で可能だというようなことだったんですが、平成20年に策定されました第4次垂水市総合計画、この目標年次、平成29年の人口の目標を水迫市政で1万8,000人というふうに設定しているんですよね。既にもう1万8,000人を割り込んでいるわけですけど、尾脇市長にお伺いしますが、水迫市政の継承を目指してということであれば、この3万人というのはいかにも厳しいんじゃないかと。1万8,000人ぐらいを公約にすべきだったんじゃないかなとは、私は思うんですよね。この辺のことだけをちょっと聞いておきましょうかね。

それと、特命担当を置くと、垂水高校についてですね。どんな感じで、どんなふうに、課を設けるのか、その担当だけか。それだけを聞いておきましょうかね。

○市長（尾脇雅弥） 4点目の人口3万人のまちづくりについてと、3点目の垂水高校関係のことについてお答えをいたします。

確かに今、池山議員がおっしゃったように、その計画の中では1万8,000人を指すということでございます。そういう形でございませうけれども、その後のいろんな状況を考えていただいて、池山議員も御承知のとおり、私自身も経済同友クラブの中でも、この桜島の架橋あるいはトンネルということに関しては、垂水の将来を明るくするために非常に必要なことであると考えて活動をしてまいりました。実際に現在いろんな形で、雇用の問題でありますとか垂水高校の問題に関しても、少子高齢化によりまして人口が減っていくことによつてのさまざまな問題であるように感じております。ですので、垂水が将来にわたつて元気なまちになっていくためには、やはり人口をふやしていくという対策が必要だと考えます。

そういった中で、さまざまな、県におきましても伊藤知事が今、錦江湾の横断の可能性調査というのを2年間にわたつて実施をしていただきまして、前向きにそのことも考えていただいているという状況がございませう。また一方で、民間団体の中にあつても、独自でうちがやりたいという企業もあるやに聞いております。そういったこと等を勘案して、今まで夢物語であつた桜島架橋あるいはトンネルの話が、早いか遅いかという問題はありますけれども、かなり現実のものになってきていると私は感じておりますので、そうなつた場合に、人口3万人のまちづくりというのは、もともとピーク時にはそれを超える人間もおつたわけですし、鹿児島県の地形を考えましても、桜島を挟んで70万の鹿児島市、対岸に、今1万7,000になっていますけれども、この垂水市があるわけですから、そういった形であつてなぐことができれば、そのことも可能であるというふうを考えております。

それから、垂水高校の取り組みに関しましては、現段階で私が考えておりますのは、担当の係の職員を置きたいと思つております。そして、

今、垂水市内4つの中学校が1つになりました。一番、垂水高校の取り組まなければならない問題として私が考えておりますのは、この4つの統合した1つになつた中学校と垂水高校とのやつぱり連携をしっかりと図っていくということだと考えています。この市内からの中学校の進学率が25%前後に落ち込んでいる現状がありますから、この進学率をやはり30%、できれば半分近くまで上げていくということでのこの問題の解消につながっていくと思つておりますので、そのためには、先ほど申しました、入り口の問題を議論するときには出口の問題をしっかりと担保していく、そういった意味での話し合いの環境が整いつつあると思つておりますので、行政といたしましても、繰り返しになりますが、人を立てて、そして話し合いの中で政策を打ち立てて、それに必要なお金を予算措置をしていくという考え方で、また、議員の皆様方のお知恵もおかりしながら進んでいきたいというふうを考えております。

○池山節夫議員 頑張つていただきませう。

それで、宮崎県の前の知事の東国原さんが、マニフェスト、公約は100%、1期を過ぎて問われたときに、マニフェストの達成率が75%ぐらいという自己評価だつたんですよ。50%は普通にやればできる、あと25%は頑張つて何とかできると、残りの25%は相当頑張らないとできないけど、これもまあ一応公約に挙げておこうと、そういうふうにして市長、知事、そういう公約はつくるべきものだと私は思うというような話をされていたんですよ。ですから、50%。今この7つは、尾脇市長が挙げられた自分の公約、私、全部新聞を調べたりして、その公約なんですよ。ですから、今伺いましたけど、それを50%達成し、頑張つたら75%、相当頑張らないとできないかもしれないけど、まあ一応公約に挙げたけど、それが残り。ですから、1期やられて75%の達成率あれば、市民の評価も、我々、私が

次の議会にここに来られたらですけどね、また予算措置についてまた厳しく質問をしていきますけど、そういう75%の達成率が4年間であれば、合格点ではないかということだと思っていいと思うんですよ。ですから、頑張ってください人口3万人を目指す。

ただ、私は、今度3月、今月新幹線が開通して福岡と鹿児島が近くなりますけど、近くなったから鹿児島の経済がよくなるかもしれない。だけど、じゃ鹿児島の地場の商店とかそういう産業が本当によくなるかはまだ未知数で、かえって今度は近くなったおかげで全部消費が福岡に吸い上げられるんじゃないかという話もあるんです。桜島の道路にしても、もしできたときに、じゃ本当に人口が、例えば流通がよくなったから、垂水がベッドタウンとして垂水のほうに人口がふえる保証もないんですよ。かえって今度、もう何時でも帰れるから鹿児島に住んで、おやじ、おふくろがいる垂水にはたまに来ればいいという可能性もあるわけです。そういうことも考えて、桜島トンネル、できたほうがいいとは思いますが、そういうことも、マイナスのほうのところも考えて、4年間一生懸命やっていただきたいと思います。

私の質問を終わります。

○議長（川尻達志）ここで、暫時休憩します。

次は、10時55分から再開します。

午前10時41分休憩

午前10時55分開議

○議長（川尻達志）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番森正勝議員の質疑及び質問を許可します。

[森 正勝議員登壇]

○森 正勝議員 皆さん、おはようございます。

市長におかれましては、厳しい戦いを勝ち抜かれ、就任されました。私とは相当な年齢のギ

ャップがありますが、時には優しく、時には厳しく、是々非々で執行部と対峙してまいる所存であります。市長も物事の本質を見きわめながら事に当たっていただき、常に市民の目線で対処いただくことをお願いいたします。頑張ってください。

民主党内閣も、党内造反と小沢問題で崩壊寸前となっております。我々国民の側から見ますと、何をもたもたしているのかと言いたいところでございます。自民党も「解散、解散」ばかりでなくして、23年度予算は通りましたが、関連法案を年度内に通すように協力していただき、国民に迷惑が及ばないよう特に赤字公債法案は年度内に通していただきたいと思います。常に国民の立場を考えて、解散は6月以降にしてほしいものです。

それでは、質問に入ります。

まず、23年度当初予算についてでございますけれども、最初に、地方交付税の動向についてお聞きします。対前年度比5.8%減となっているようです。その根拠と今後の動向についてお答えください。

2つ目に、経常収支比率の改善でございますけれども、平成20年度98.8%、21年度95%と徐々に改善されておりますが、今後どのような取り組みをされますか、お聞きいたします。

3番目は、市債の残高についてお伺いします。平成23年度100億9,970万3,000円、22年度105億1,387万4,000円で、1年間で4億1,041万1,000円減となっております。今後もこのようなペースで返済ができるのかどうか。

以上、3点についてお伺いいたします。

○財政課長（北迫睦男）まず、地方交付税の動向についてお答えします。

国が示しました地方財政対策の地方財政計画は、前年比0.5%微増の82兆5,200億円となっており、歳入では地方交付税や地方税などの増収、歳出では主に社会保障関係費の伸びにより、計

画規模は約3,900億円ふえております。歳入のうち地方交付税は、2.8%増の17兆3,734億円と4年連続の増額となっております。

政府は、平成23年度から25年度予算に関する中期財政フレームにおいて、平成22年度と実質同水準の一般財源総額を確保すると明記しており、この方針に沿って平成22年度並みの総額を確保されたところでございます。そのほか、地方交付税の算定方法の簡素化・透明化の取り組みの一環として、交付税総額における特別交付税の割合を、平成23年度に6%から5%に、24年度には5%から4%へ引き下げる制度の見直しを決定しております。

そこで、本市の平成23年度当初予算について申し上げますと、議員御指摘のとおり、対前年比5.8%減の予算編成となっております。

減額の大きな理由は、まず、市長選挙、市議会議員選挙の関係で、一部の新規事業を除き、義務的経費や経常的経費を中心とする骨格予算として編成を行ったこととございます。今後、補正予算等で政策的経費の肉づけを行ってまいります。そのための財源確保も考えての編成でございます。

さらに、昨年国勢調査が実施され、本市の人口は平成17年の結果より約1,600人減少しております。交付税算定に人口減の影響がどの程度か、今の段階でははっきりわかりませんが、必ず影響が出てまいりますので、地財計画では増額されていても、本市の特殊事情により今後、減額となっていくことが予想されるところでございます。

さらに、先ほど申し上げました特別交付税の割合が引き下げられることは、特別交付税額の大きい本市にとりまして心配材料となっております。これらの状況を考慮し、増額の計上はしなかったものでございます。

次に、経常収支比率の改善についてお答えします。

経常収支比率は、市税や普通交付税など毎年経常的に収入される一般財源が、人件費や扶助費、公債費など毎年経常的に支出される特定の財源を持たない経費にどの程度充当されているかを示すもので、財政構造の弾力性を測定する手法として使われるものでございます。この数値が高いほど、経常的な経費が財政を圧迫して財政構造の弾力性が低いということになりますが、一般的には90%を超えると財政構造が硬直化しているとされております。

本市の経常収支比率につきましては、平成14年度に100.4%と、100%を超えて以降は、90%台半ばから90%台後半で推移しており、年度間で1から3%程度の上下はありますが、財政構造の硬直化が固定化している状況でございます。

経常収支比率を下げるためには、歳入では市税などの自主財源確保が、歳出では人件費や公債費などの経常的な経費の圧縮が必要になりますが、具体的な対策としましては、平成16年度に策定した財政改革プログラムに基づいて、歳入では使用料・手数料の見直しや、有料広告掲載事業等の自主財源の確保、歳出では職員数の削減や特別職及び職員給料の一部カットによる人件費の削減、市債発行の抑制による公債費の削減など、歳入・歳出両面にわたる徹底した見直しを、市民や議会の御協力のもと進めてきたところでございます。

このような努力もあり、平成21年度決算においては、前年度から3.0%改善し95.8%となったところですが、新聞報道でもありましたとおり、依然として県内の自治体の中でワースト5位という状況でございます。

経常収支比率は、構成する要素の中で、普通交付税など国の地方財政計画によって左右される部分が非常に大きいため、国の政策によって、市町村の努力にかかわらず年度間で大きく上下することがあります。また、人件費では定年退職者の増減によっても大きな影響を受ける

など、将来の推移を見通すことは難しい面もありますが、市税等の自主財源の確保と人件費、公債費などの義務的経費の圧縮に努め、今後も改善を図ってまいります。

次に、市債残高の御質問にお答えします。

市債残高につきましては、平成16年度末のピーク時で約126億円でありましたが、第1次の財政改革プログラムの実行により、平成21年度末には約106億円まで減額してまいりました。なお、第2の地方交付税として、後年度に100%地方交付税で措置されます臨時財政対策債を除いた場合では、平成21年度末で約84億円でございます。

起債残高は、各年度の起債事業によって変わってまいります。ここ5年間は順調に減らしてまいりましたが、平成22年度は中央中学校の大規模改造事業や学校空調設備整備事業等に市債を発行しておりますので、平成22年度末では、平成21年度末に比べ約1億円減の105億円程度にとどまるようでございます。今後数年間はこのような大きい起債事業が計画されており、市債残高の大きな減額は厳しいのではないかと考えております。

しかしながら、健全財政を図っていくために、過疎債など有利な起債の発行に努めながら、将来負担比率の改善につながるよう、第2次財政改革プログラムの設定目標でございます90億円に少しでも近づけるよう努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森 正勝議員 再質問をいたします。一問一答方式で質問いたします。

まず、地方交付税でございますけれども、財政課としては、あくまで骨格予算であるということで2億3,800万円の減と予想されているわけでございますけれども、私は、政府の出口ベースで5,000億円ぐらい増ということでございますので、総額ではそんなに23年度は大きく減らないのではないかとというふうに私は予想しており

ます。国勢調査で人口が約17年前に比べますと1,600人の減ということでございますけれども、この23年度以降、この人口減というのがどのような影響をするのか、交付税に対して。その辺のところをもう少し詳しく教えていただきたいと思っております。

それから、ほかに交付税をふやす手だてはないのかお聞きいたします。

○財政課長（北迫睦男） 2回目の御質問にお答えします。

普通交付税の額の算定につきましては、標準的な財政需要である基準財政需要額から標準的な財政収入である基準財政収入額を引いたものを、財源不足額として交付決定されるものです。

基準財政需要額は、各地方団体ごとの標準的な水準における行政を行うために必要となる一般財源を算定するもので、厚生費や教育費など、各算定項目ごとに複雑な計算式により算定されております。この計算式の中で、人口や児童生徒数、高齢者数、農家数などが測定単位として用いられますので、人口が減れば普通交付税が減額してしまうということになります。

昨年の国勢調査による人口減の影響額につきましては、国が補正係数などを公表しておりませんので、今の段階で正確に算定することは困難ですが、平成22年度の交付決定額を人口で割れば1人当たり約20万円の交付額となりますので、単純に減少分の1,600人に乗ずると、約3億円の影響があることとなります。しかしながら、交付税の測定単位には人口だけでなくほかの要素もありますので、そこまでの急激な減少にはならないものと想定しております。

また、議員御指摘のように、国の地方交付税総額は出口ベースで2.8%の増となっております。この中には、地域活性化・雇用対策費として1兆2,000億円の別枠加算も確保しておりますので、これによる増額も期待できると考えているところでございます。

○森 正勝議員 何年か前に枕崎市が農林業センサスを行って、農家の戸数をふやして交付税をふやしております。農家1戸当たりの交付税算定基準額を14万1,421円だったようでございます、交付税算定基準額がですね。このような何か交付税増に対する取り組みをされてみたらどうでしょうか。

そして、市長にお聞きします。5年間で、まだ発表されておられませんけれども、1,674人口が減っているわけです。1年間で334人以上減っているわけです。この勢いというのはすさまじい勢いだと思うんですが、何か市長、お考えはないか、ちょっとお聞きします。

○財政課長（北迫睦男）先ほど少し答弁漏れがあったようでございますが、先ほども申し上げましたとおり、交付税の測定単位には農家数を用いる項目もございますので、議員御指摘のように、農家数がふえれば、結果として交付税の総額が増額になるということになります。

そこで、交付税をふやす対策はないかということでございますけれども、基準財政需要額は、実際に支出した実績ではなく、あくまで標準的な財政需要を合理的に算定するものでございますので、算定の基礎となる人口などをふやすしかないのではないかと考えられます。

○市長（尾脇雅弥）森議員の御質問にお答えをいたします。

私の公約の中で、先ほど池山議員にもお答えいたしましたように、桜島道路実現への挑戦として「人口3万人のまちづくりを目指します」と掲げております。鹿児島市の中心部まで30分の道路が実現をすれば、垂水の未来は明るいと考えておりますので、鹿児島市のベッドタウンとしてのまちづくりで3万人の人口増を目指していきたいと考えております。精いっぱい努力をまいりますので、どうかよろしくお願いをいたします。

○森 正勝議員 市長の言われるのはもうちょ

っと将来の話でございますので、私は現実的な対策として、例えば牛根あたりは1戸建ての住宅を何棟か建てれば、若い人たちも入ってくれるんじゃないかというふうに思っております。新城もそうだと思うんです。ある、最近ですけど、今、黒神の方が二川地区に空き家を借りられて、1年ぐらい住んでおられたんですけども、ちょっと建物が古かったせいで、ちょっとまたもとに戻られました。そういったことを考えますと、牛根あるいは新城あたりは、1戸建て住宅を年1棟でも2棟でもいいですからつくっていただければ、そういった方々に対応できるのではないだろうかというふうに思いますので、ぜひ、1棟でもいいです、とにかくやってみれば結果は出ると思いますので、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。それについて市長、ちょっとお答えをお願いします。

○市長（尾脇雅弥）今の件についてお答えをいたします。

私も選挙戦を通じていろいろ歩いていく中で、森議員がおっしゃったようなことを実感として感じました。そういった意味で、定住対策として、牛根あるいは新城に2～3棟、住宅を建てられないかという御質問でございますけれども、この問題は、財政的な課題も1つは考慮しなければならないという問題があると思います。定住対策は重要課題の1つであり、今申しました桜島道路の具体化にあわせて行うことと、また同時に、その事前にしっかりとまちづくりの一環としてそのことも検討していかなければならないと考えておりますので、総合的に勘案をして検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○森 正勝議員 次に、経常収支比率についてお聞きいたします。

人件費の削減、市債の抑制、自主財源の確保、経常的経費の圧縮等、比率を下げる方法があるようです。一般的には、他市との比較、あるいは

はまた、一番高いときと低いときの人件費、扶助費、公債費、物件費、維持補修費、繰出金等の各項目ごとに分けて、本市にとってどれが一番影響しているのかというようなことを調べて、垂水市の動向はどうかということ进行调查することが必要だと思うんですけども、垂水市の状況について御説明をいただきます。

○**財政課長（北迫睦男）** 御質問にお答えします。

本市の経常収支比率が最も高かったのが平成14年度の100.4%でございますが、平成14年度と平成21年度と比較いたしますと、平成21年度は95.8%ですので、4.6%改善しております。

これを歳出の性質別で比較いたしますと、人件費が平成14年度の41.4%に対し、平成21年度は34.2%と7.2%の改善、物件費が11.9%に対し、8.1%と3.8%の改善、公債費が26.4%に対し、26.1%と0.3%の改善となっております。反対に、介護保険などへの繰り出しがふえた繰出金や、肝属地区一般廃棄物処理組合への負担金などがふえた補助費等は、それぞれ3.6%、2.4%の上昇となっております。

これらの結果から見ますと、人件費は、定員適正化計画により着実に職員数を減らしてきており、また物件費についても、財政改革プログラムによる財政改革でコストの削減が図られていると考えられます。公債費につきましては、市債残高を5年間で約20億円削減いたしました。が、過去に発行いたしました市債の償還があるために、改善額が小さくなっております。一方、高齢化の影響や環境対策などにより、扶助費や補助費等、繰出金は今後もふえていくと想定されます。

改善策としては、大きく改善が進んだ人件費については、単独消防を持つ本市の独自事情もあり、県内他市と比較するとまだ高い状況ですので、今後も、定員適正化計画に基づく人員削減を、聖域を設けず、すべての分野において進

めていく必要があると考えられます。また、公債費につきましても、財政改革プログラムを忠実に実行し、新規の市債発行を抑制しながら、公債費の削減を図る必要がございます。

以上でございます。

○**森 正勝議員** 今、定員適正化計画ということをおっしゃいましたが、現在の職員数と今の垂水市の人口を考えたときに、どのぐらいが適正と考えられるのかちょっとお聞きいたします。

○**総務課長（今井文弘）** 森議員の御質問にお答えいたします。

平成17年に策定いたしました集中改革プランの施策の1つとしまして、新定員適正化計画を策定しております。計画は、平成17年度から平成26年度までの10年間とし、この10年間で50人の職員を削減し、平成17年4月1日現在の職員数285人を、平成27年4月1日時点で235人とすることとしております。

なお、技能労務職の退職につきましては新規採用者を不補充とし、また、消防職につきましては、特殊事情があることから当面体制を維持することとしております。

職員数であります。平成22年4月1日現在で249人、計画当初の285人と比較しますと、これまでに36人の削減となっております。また、計画上の職員数は、平成22年4月1日現在260人と設定しており、それに対する実人員は249人となっておりますので、実際、11人の前倒しでの削減ということになっております。

職員数について、どの程度が適正であるのかというようなところでございますけれども、これまで、退職者優遇制度の実施によりまして一般職員が急激に減ったということもあります。人件費的には効果が出てきておりますが、事務量の増加、そしてまた複雑化に十分対応できない部署も出てきているのが実情であります。

そのため今後、職員削減は必要ということでは

考えておりますけれども、これからは組織のやり見直し、それから事務事業の見直し、そういうものを考慮して、職員の削減につきましては平準化をした形での削減、そういうものが必要であるのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○森 正勝議員 今後も職員の削減ということも必要かと思っておりますので、ぜひ適正な職員の数に近づけていただきたいというふうに思います。また、ぜひ経常収支比率も90%を切るように努力されますよう要望いたしておきます。

次に、市債についてでございますけれども、市債を減らすと相当努力したように聞こえます。前市長が在任中に20億円減らされました。私は、まだもう少し、数億円は減らせたんじゃないかというふうに思っているんですけど、ここ数年は大幅な削減はできないということでございますけれども、通り一遍でございますけれども、起債の抑制策をお聞きいたします。

○財政課長（北迫睦男） 御質問にお答えします。

本市の平成21年度決算の実質公債費比率は15%で、公債費は約14億3,000万円、うち元金は12億6,000万円でございます。これだけ毎年返済しておりますので、これ以上の借金をしなければ起債残高は確実に減ってまいります。そのために、財政改革プログラムでは通常債の発行額を6億円以内としたところでございます。しかしながら、年度によっては、先ほど申し上げましたような大規模な普通建設事業の計画もありますので、今後の財政運営は確実な年次計画に基づく事業の実施と峻別が大変重要ではないかと考えております。そうすることによって起債の抑制を図り、残高の削減もできるものと思っております。

○森 正勝議員 次に、繰り上げ償還についてお聞きします。

償還できるものとできないものがあるようでございますけれども、その辺のところについて教えていただきたいというふうに思います。

○財政課長（北迫睦男） 繰り上げ償還の御質問にお答えします。

市債の繰り上げ償還につきましては、公債費の有効な軽減策として、第2次財政改革プログラムでも過去の金利の高い市債の繰り上げ償還を検討することとしているところでございます。

そこで、平成22年度の繰り上げ償還の状況でございますが、一般会計債では市町村振興資金の有利子分を約800万円、公営企業債では水道事業会計の旧資金運用部資金と旧公営企業金融公庫分を合わせて約6,500万円の繰り上げ償還を計画しております。

なお、水道事業につきましては、平成24年度までの3年間で合計1億9,400万円余りの繰り上げ償還を予定しており、これによる将来の金利負担約6,000万円が節約できることとなります。

市債の繰り上げ償還を行う場合、償還に伴う金利分の補償金免除を受けられるかが問題となりますが、旧資金運用部などの政府系資金については、平成19年度から地方財政の健全化を目的として、年利5%以上の市債残について、条件を設けて補償金免除を行っております。

一般会計債につきましては、本年度は対象となる市債残がありませんでしたが、今後も国等からの情報収集に努め、有利な繰り上げ償還を検討していきたいと考えております。

○森 正勝議員 ぜひ有利なものを利用して、繰り上げ償還をしていただきたいというふうに思います。臨時財政対策債を含めた市債ができるだけ早く2けたになるように努力されますよう要望して、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（川尻達志） 次に、16番川畑三郎議員の質疑及び質問を許可します。

[川畑三郎議員登壇]

○川畑三郎議員 年末から正月にかけ大雪に見舞われ、鹿児島地方は観測史上1位となる積雪でありました。垂水市内も外は雪で真っ白で、こんな雪化粧は初めてであり、感激さえいたしました私でありましたが、垂水特産のキヌサヤは大打撃でありました。その後も低温は続き、1月の気温は全国各地で平年を下回ったと報道されておりました。

そういった中、執行されました市長選挙に見事当選されました尾脇市長、本当におめでとうございます。ついこの前まで我々と一緒に市議会議員として市政に携わってこられました。今度は市長として垂水市のかじ取りをする立場になられ、現在の心境はいかがでしょう。就任して1カ月が過ぎました。市長の現在のお気持ちと、これからの4年間をどういったお気持ちで垂水市のリーダーとしてやっていく考えなのか、決意のほどをお聞かせください。

降灰対策について。

霧島山の新燃岳が1月26日午前から連続的に小規模な噴火を繰り返し、夕方には噴煙が高さ2,000メートルに達し、52年ぶりの爆発的噴火をいたしました。その後も活動は活発化し、周辺は多大な被害をこうむっております。降灰量は、一部地域では想像を絶するような量であり、農作物も大きな被害を受けて、早く活動がおさまってくれることを望むものであります。

鹿児島の桜島も活発であります。新燃岳に負けじと毎日のように爆発し、噴煙を上げております。農業も降灰で大きな被害をこうむっております。防災営農対策事業でハウス事業が取り入れられ、農業の安定化を進めていて、冬場が主体のキヌサヤ・インゲンハウス事業でしか生きられないのではないかと思う地域もあります。23年度の防災営農事業はどの程度になるのか、その内容は、また22年度導入した事業の効果はどうか、お知らせください。

宅地内の降灰除去は順調に進んでいるのか、

お知らせください。

中山間地域総合整備事業について。

23年度から開始されますこの事業は、垂水市にとっては意義ある事業であると考えます。今後の事業はどのように進んでいくのか、お知らせください。

これで、1回目の質問を終わります。

○市長（尾脇雅弥）川畑議員の御質問にお答えをいたします。

垂水市長に就任いたしましてから1カ月が過ぎましたが、垂水市民の負託を賜り、市政を担わせていただくことになりました。大変光栄でありますとともに、課せられた使命の大きさと重責を深く受けとめ、日々職務を務めさせていただいております現状でございます。

そしてこれから4年間、リーダーとしてどのような決意で臨んでいくのかという御質問でございますけれども、私は今回、継続と挑戦を旗印に市民の皆様へ訴えてまいりました。継続とは、前水迫市長が目指してこられました「住んでよかったと思えるまちづくり」の志を継承するというところでございます。挑戦とは、新しい時代の変化に43歳の若さと情熱を持って元気な垂水をつくりたい、挑戦したいということでございます。

そのために、大きな5つの政策の柱を立てました。タイトルだけ申し上げますが、1つ目が、安心・安全な垂水まちづくりの継続、2つ目に、垂水ブランド販路拡大への挑戦、3つ目に、医療、介護、教育、福祉の充実への挑戦、4つ目に、行財政改革断行の継続、5つ目に、桜島道路実現への挑戦でございます。以上の柱を中心としながら、10年先、20年先の垂水の未来を描きながら、今ある現実的な課題にしっかりと取り組んでまいりたい、そういう覚悟でございます。

以上です。

○農林課長（森下利行）川畑議員の防災営農

の取り組み状況と事業効果についての御質問にお答えいたします。

防災営農対策事業の被覆施設の導入につきましては、平成22年度事業要件の緩和があり、従来のビニールハウスに加え、平成21年度まで農業のリース事業でなければ事業の対象にならなかったトンネルハウスの導入が、任意組合におきましても可能となっております。

このことを受けまして、平成22年度の事業取り組み状況であります。従来のビニールハウスの導入が3組合で総事業費が約1億5,000万円、サヤインゲンのトンネルハウスも3組合で総事業費が1,338万4,000円、キヌサヤエンドウの屋根かけトンネルハウスは4組合で総事業費が931万3,000円となっております。したがって、平成22年度におけるビニールハウス等の被覆施設につきましては、10の組合が導入し、全体の被覆面積は3万5,188平米となっております。

また、降灰による農地の酸性化や土壌の団粒化を軽減するための土壌等矯正事業であります。受益戸数が74戸、受益面積が約46ヘクタールで、事業量としましては、苦土石灰が1,252袋の約25トン、パーク堆肥が1万261袋の約205トンとなっております。

次に、今年度から事業要件の緩和によりまして導入することができましたトンネルハウスの事業効果であります。サヤインゲンのトンネルハウスにつきましては、播種が現在始まったばかりですので、今後、生育状況等をしっかり把握してまいりたいと思っております。また、キヌサヤエンドウの屋根かけトンネルハウスにつきましては、生育期、収穫期における受精の安定が図られたほか、降灰と降雨が同時にあった場合に見られました、かさ焼けの被害も少なく、また、年初めの積雪による棚折れや落下の被害も軽減されております。このような結果を踏まえまして、導入された任意組合員の方々からは導入してよかったと大変喜ばれているとこ

ろでございます。

以上でございます。

○土木課長（深港 渉） 次の降灰対策の宅地内降灰事業につきましては、所管であります土木課でお答えいたします。

桜島降灰の状況につきましては、昨年中の爆発回数が896回という観測史上の最高回数を記録し、既に本年も2月末で昨年ペースを超える198回を数えるとともに、爆発に換算されない噴煙活動は連日であり、冬場のこの時期はほとんどが垂水市へ降り注いでいるところでございます。また、本年2月7日には1年4カ月ぶりとなる南岳の噴火、2月12日には日間最多となる21回の爆発を記録するなど、議員御指摘のとおり、その活動はますます活発化している傾向と言えるところでございます。

このような状況の中、市民が日常生活される中で最も身近で苦慮される1つの対策が、宅地内の降灰除去と言えます。降灰のないほかの地域に比して特異な労力を余儀なくされる垂水市民のため、行政としましては、21年から、振興会からの要望によります収集場所の指定をふやし、各家庭からの搬出にかかる労力の軽減を図るよう努めており、その増設につきましても、現在でも随時受け付けているところでございます。また、昨年度から、収集及び処理する発注の校区を2つにふやし、速やかな処理も図っているところでございます。

降灰袋の配布につきましても、降灰状況を把握した上で、無駄のないよう地区ごとに枚数設定し、配布しております。また、配布周期につきましても、計画的な定期配布ではなく、降灰現状や市民からの要望などかんがみ、できるだけ収集に支障のないような実態に即した配布を心がけているところでございます。

直近では、先週に、協和地区、それから辺田を含む牛根麓地区には各戸50枚、その他の地区には30枚として、計約23万枚を配布するととも

に、個人的に不足された方には市民相談サービス課の降灰相談センターで随時配布するなど、市民サービスが低下しないよう留意しているところでございます。市民が実質的な労力を強いられる宅地内降灰除去事業におきましては、今後も、一刻も早い市民生活の安定が図られるよう、さらなる改善施策を研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○農林課長（森下利行） 中山間地域総合整備事業であります。平成23年度から開始される予定でありましたが、国の行政刷新会議の事業仕分け等によりまして事業が不採択となり、予算が削減されましたが、県の交付金で一部市町村に配分することが見込まれることから、本市におきましては、平成23年度から申請するつもりで準備を進めているところであります。

事業内容につきましては、農道整備、農業用水施設整備、ほ場整備のほか、農業集落道、集落排水路、防火水槽などの農業集落防災安全施設整備等を図ることとしております。また、実施箇所につきましては64カ所を計画しておりますが、今後、県との協議によりましては、事業対象外となる事業箇所もあると考えられます。

以上でございます。

○川畑三郎議員 新市長のお気持ちをお聞かせいただきました。43歳という若さで今までにない、垂水市の市長としては若い市長であります。若いということは何もかも吸収力があると私は考えております。ですから、最初からやっばりできる人はだれもないんです。我々、私も、議員も若くて32歳からしておりますけれども、なかなか最初から全体を把握して事業ができるというのは、なかなか私もできなかったわけで、やっぱり回を重ねる都度で継続しながら現在に至って、議員として働かせていただいているわけですが、尾脇市長もそういう議員を2期されて、30代でされて、そして市長に当選さ

れたということです。これを継続できるように、4年間一生懸命頑張って垂水市の皆さんから信頼される市長になって、垂水市のために私は頑張っていたきたいと、そういう気持ちでおりますので、ひとつ頑張ってください。

それと、降灰対策ですけれども、もう皆さんも御承知のように、新燃岳だけが今、大きくクローズアップされておりますけれども、現実的にはもう桜島が一番被害を受けている状況であります。そうした中で、防災営農でハウス事業をいろんな面で垂水市も取り入れて、農業のために、農家のために一生懸命やられているわけです。

そしてことしは、特に22年度は、昨年のキヌサヤ等が大変灰で被害を受けましたので、新しく導入された屋根かけのトンネルハウス、今、課長のほうから大変喜ばれているという報告を受けましたけれども、事実、私も海潟のほうでそういった方々と接触する中で、ことしは雪が降ったり寒かったりした、そういう状況の中でこのトンネルハウスが残って、価格的にもいい値段がしたりして大変喜ばれている状況です。そういった状況で、今後、この事業をどうしてもまたふやしてやっていきたいという声がございます。そういった中で23年度の予算も、事業も予算化されていくわけですが、23年度で今後、これからお願いして、これが23年度でこの屋根かけハウスなどができるものかどうか、そこら辺をひとつ農林課長にお伺いしたいと思っております。

宅地内の降灰除去についても、一生懸命市のほうで頑張っていて、降灰袋もまた今度いただきまして、私は協和地区に住んでいるわけですが、大変な量でございます。適当に、適時な時期に業者が降灰袋を積載して運んでいらっしゃるということで大変喜ばれているわけですが、そういった中で、先日、皆さんも御承知のように、都城市に垂水市の降灰

袋を寄贈したというようなことが新聞でも報道され、テレビでも放送されました。私は本当に、そういう事情に遭った都城市にそういうことができたということは、私は本当に垂水市としても大変、全体的に私は大変いいことをしたと思っている状況です。こういった状況を、されたわけですけれども、この中身をもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

それと、中山間の地域総合整備事業については、今までずっとこれを西部のKAMというんですか、その事業が終わりまして、新しくことしから取り入れるということで、垂水市の農業に対しては大変ありがたいなと私は思ってきたわけですけれども、国の事業仕分けで、県の交付金として配付され、それをまた垂水市に事業として取り入れてくれるというような状況であるようです。どうかこの事業も、一部外れる分もあるでしょうけれども、積極的にお願いして、こういう垂水市の状況です。降灰の多い状況ですので、どうしても多くの事業を取り入れられて事業が継続的にできるように、これはひとつお願いしていきたいと思います。

そういうことで、一応2回目は終わります。

○農林課長（森下利行） 川畑議員の2回目の御質問にお答えいたします。

当該年度内におきまして、防災営農対策事業のキヌサヤのトンネルハウス等の申し込みがあった場合に、年度内に事業が実施できるかということですが、この防災営農対策事業の実施に当たりましては、県との単年度協議が毎年、事業実施年度の前年度に実施されております。県は、この単年度協議を踏まえまして、各市町村からの要望がありました事業量や事業費を把握しまして、防災営農の予算枠を確保している状況にあります。したがって、当該年度内における申し込みにつきましては、県の予算枠の関係から、事業の実施は困難であると考えられます。

以上でございます。

○土木課長（深港 渉） 都城市への降灰袋の寄贈についてお答えいたします。

降灰対策としまして、同じ悩みといたしますか、先陣の対策をとっております垂水市としまして、同じ苦慮をされている都城市へできる支援といたしまして、その当時、在庫をちょうど約50万枚ほど持っております、その中から、垂水市民へ影響のない数として3万枚を寄贈させていただいたものでございます。

また、この3万枚の判断の基準でございますけれども、昨年の奄美豪雨災害のときの義援金、これ等を考慮いたしまして、単価が約5.4円でございますので、そうした場合に16万円相当の金額ベースになるという形の中で3万枚を寄贈させていただいたものでございます。

以上でございます。

○川畑三郎議員 ありがとうございます。

最後、もう質問はないわけですけれども、新しい尾脇市長がスタートしたわけでございます。なかなか、これからの垂水市の財政状況を見ますと、やりたい仕事も思うようにできないこともあるでしょう。しかしながら、皆さんの要望にはこたえていかんやいかんということだと思います。農業もしかり、漁業もしかり。特に今、きょう一番バッターで質問された大菌議員がおっしゃったように、漁業に対する応援ですね、私はこれは本当に基幹産業として一番大事なことだと思います。今が一番苦しい状況の中で、私もあの市長選挙のさなかに、私も漁協の役員でございますので、出席させていただきまされたけれども、前向きにということで、本来ならば漁業補償をお願いしたわけですけれども、そういう状況はできなかったという中で、幾分振興資金をプラスして今回の予算案に入れていただいたということは、少しでもそれを実現してもらったのかなと考えております。そうしたことも、今後そのお金についても、牛根漁協、垂水

市、両漁協での問題になると思いますので、どうかいい方向に、水産課長もいらっしゃいますので、有効に使えるようお願いしていきたいと思います。

それで、あとは、みんな管理職の皆さん方も、若い市長ですので、なかなかうまくいかない面もありますけれども、皆さん方が支えてやらないと垂水市はよくなるわけでありまして。ですから、市長を支えながら、垂水市の皆さんが垂水市をよくするんだという気持ちで、ひとつ一致団結して尾脇市長を支えて頑張ってください、垂水市がよくなるように頑張ってください。

終わります。

○議長（川尻達志）ここで、暫時休憩します。

次は、13時15分から再開します。

午前11時52分休憩

午後1時15分開議

○議長（川尻達志）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番池之上誠議員の質疑及び質問を許可します。

[池之上 誠議員登壇]

○池之上 誠議員 皆さん、お疲れさまでございます。昼食後の一番気持ちのよい時間となりました。心静かに目を閉じ、お聞きいただければと思います。

小沢問題で民主党内は会派離脱、離党などのごたごたが続き、国民不在の菅政権の末期的症状が連日報道されておりますが、一昨日前原外相が、外国人からの献金を受けていた問題で、政治と金の問題で国民の不信を招いたことをおわびしたいと陳謝し、政治的判断で辞任されております。いよいよ解散総選挙も近いのではと思わせる政局が続いております。

我々市議会も、4年間の任期があと50日と迫ってまいりました。後があるかないか、政治の

世界は一寸先は闇でございますので、あえて質問の壇上に立たせていただきます。

さきの市長選挙で、有効投票数1万1,565票のうち4,748票を獲得され、新市長を迎えての初の質問であります。尾脇新市長は、我々と同じこの垂水市議会からの転身でありますので、垂水市議会、議員についての見解を質問しようと思っておりましたが、今はやりの電子メールで事務局に送ったのがそこだけ記載されておらず、今回はこの通告ができておりませんでした。今回はこの件についてはあきらめようと思っておりますが、次回があれば、次回にお聞きしたいと思います。

さて、議長より許可をいただいておりますので、今回は、尾脇新市長があえて水迫順一前市長の後継者として選挙戦を戦われたことを認識した上で、通告に従い、順次質問してまいります。

まず最初に、行財政改革について、第2次財政改革プログラム及び第5次垂水市行政改革大綱の取り組み状況等についてお伺いします。

単独での市政運営を余儀なくされた平成16年の第3次行政改革大綱以来、平成19年、平成22年と3年間ごとに、見直しを含めまして、基礎自治体として持続可能な行政システムの構築を図ってきております。今回の第5次垂水市行政改革大綱は、平成22年度から24年度までの3年間の計画でありまして、平成22年2月に策定されております。

一方、第2次財政改革プログラムは、平成17年から21年度までの5年間の第1次財政改革プログラムを受け、平成22年度から26年度までの中長期財政シミュレーションに基づきまして、持続可能な財政運営を行うため、同じく平成22年2月に策定されております。

いずれも1年が経過しようとしております。第2次財政改革プログラムでは、歳出削減の方策として、「国の財政状況を考えると、地方財

政においても聖域を設けない徹底した財政改革を進め、歳出の削減に努めなければならず、まずはみずからの内部努力により人件費の抑制や事務経費の徹底した節減策を講じることが不可欠である」と明記されております。また、垂水市行政改革大綱の推進の方法として、「大綱を基本として、期間中に成果を確認するため、年次ごとに総合計画と連動した推進計画を策定して計画的に推進します」と明記してあります。

21年度の決算では、歳出の24%が人件費となっております。

そこで質問いたしますが、人件費の抑制ということで、各種委員等の報酬見直し、特別職等の給与削減及び職員給与等の削減に関する平成22年度の評価を、財政課長に伺います。

また、財政改革プログラムに掲げる目標値を達成するために推進計画が策定されていると思いますが、人件費の抑制ということで、報酬見直し、給与削減等に関する計画内容を具体的に、企画課長に伺います。

次に、教育環境整備、垂水中央中学校大規模改造事業についてお伺いいたします。

再三の質問でいささか恐縮するところもごさいます。御答弁よろしくお願ひいたします。

3年計画で大規模改修工事が行われることは承知しております。本年は、B棟、C棟、トイレ棟の改修工事が間もなく完了する予定だろろうと思ひますが、まず、今後の計画内容を簡単に説明いたしたいと思ひます。

22年度工事につきましては、仮設校舎等の建設もあり、本体着工が2学期からであったと思ひます。危険防止のための仮囲い等を設置して工事が行われていたようです。今のところ生徒には事故は発生してないと思ひますが、工事期間中は生徒も工事関係者も大変不便をこうむったのではないかとと思ひます。工事内容によっては、特に初期段階の解体工事等が含まれる作業内容のときには騒音も発生しますので、土曜

日・日曜日の休日作業をされていたと思ひます。

23年度工事では、夏休みを利用した工事期間がとれるようであれば、授業にも影響が少ないだろろうし、工事関係者も平日に気兼ねなく作業ができるのではないかとと思ひます。また、引き渡し時期も早まり、少しでも改修工事の終わった新教室に入れるのではないかとと思ひます。また、学校内の教室移動は、PTAと生徒、学校との奉仕作業で対応しておりますが、冬休みにできれば、年度末の慌ただしい時期に移動するよりも対応がしやすくなると思ひます。

そこで、質問というか、要望というか、お尋ねいたしますが、今後の工事発注時期を、夏休みを利用できるように早期発注できないかと思ひますが、どのように計画されているのかお伺ひいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○企画課長（山口親志）池之上議員の質問にお答えいたします。

第5次行政改革大綱に基づく、平成22年から24年の3年間の推進計画の策定であります。初めに推進体制の見直しを行い、6月に既存の庁内企画系会議を整理統合いたしまして行政改革会議を設置し、取り組んでまいりました。

第4次大綱の推進計画は、各課からの計画に基づき、その数は108項目でありました。今回は、全庁的視野で取り組むため、半分程度に絞り込み、成果を高めていくことを行政改革会議で確認し、共通認識を図っているところであります。

また、この会議には5つの部会を設置しました。共生・協働部会、行政サービス部会、財政部会、民間活力部会、行政体制部会であります。課長は2つ以上の部会に所属し、推進計画に取り組んでいるところであります。

なお、給与等の適正化については、この行政体制部会で協議を進めているところであります。すべての部会で取り組むための優先項目を、先ほども申し上げましたとおり、108からの半分程

度の絞り込んだ中から優先順位をつけまして、うち2つの部会では、本年度22年度、協議に入っておりますが、あと3つの部会が今、準備を進めている状況であります。そのようなことから、給与等の適正化については行政体制部会で協議を進めてもらっているところであります。

以上であります。

○財政課長（北迫睦男） 財政改革プログラムの御質問にお答えします。

本市の行財政改革は、市民や議会の皆様の御協力により、さまざまな取り組みを行った結果、第1次の財政改革プログラム終了時点の平成21年度末ではほぼ計画に近い実績を上げ、単年度の財源不足を生じない財政への転換が図られてきたところでございます。

しかしながら、依然として財政力指数、経常収支比率及び将来負担比率などの財務指標については、県内各市との比較で下位にとどまっております。今後もさらに財政改革が必要であり、第2次の財政改革プログラムを策定し、平成22年度からスタートさせたものでございます。

そこで、御質問の評価でございますが、年度中途であり、総合的な評価はできませんので、特別職及び職員給与費等の平成22年度の削減効果見込み額についてお答えいたします。

特別職等の給与削減率は、市長25%、副市長及び教育長が10%で、削減見込み額が約460万円、一般職員給料削減率が役職に応じて1%から4%、削減見込み額は約3,800万円、管理職手当につきましては30%削減で、削減見込み額は約380万円、合計で約4,660万円でございます。

○教育総務課長（三浦敬志） 池之上議員の垂水中央中学校大規模改造事業に関するお尋ねについてお答えいたします。

最初に、垂水中央中学校には校舎が4棟ございます。本城川のほうから桜島方面に向かって、A棟、B棟、C棟及びD棟となっております。また、便宜上、国道側を西側、高隈山側を東側

と呼んでおります。

本事業は、平成21年10月に工事設計委託契約を行い、土木課、垂水中央中学校、設計業者及び教育総務課を交え、協議を行い、平成22年3月に全体事業完了後の予定図及び工事内容について決定いたしました。

本年度の工事につきましては、最初の着工が平成22年7月でございました。この時期の発注となった理由といたしましては、国の補助事業であるため、補助金の内定通知、もしくは県教育委員会からの許可が出てから発注するようにと県から指導がありましたので、7月からの事業開始となりました。

本年度、最初に着工した工事は、仮設校舎のリースによる設置でありました。仮設校舎の設置につきましては、B棟、C棟の西側及びトイレ棟の本格的な工事に着工することにより教室数が不足するための対策として、仮設校舎を夏休み期間中に設置いたしました。このため、本年度は、夏休み期間中に本格的な工事に着工することができませんでした。B棟、C棟の西側及びトイレ棟の工事につきましては、平成22年9月からの工事に着工し、平成23年3月に完了を予定しております。

平成23年度の第2期工事の発注時期につきましては、県教育委員会へ確認を行いましたところ、本年度と同様の発注許可になるため、現在のところ、平成23年7月になるであろうとの回答でありました。したがって、平成23年度は夏休み期間中に本格的な工事に着工できると思われま。

なお、第2期の工事箇所といたしましては、A棟、B棟の東側を予定いたしております。

○池之上 誠議員 一問一答式でお願いいたします。

まず、大規模改造事業のほうからいきたいと思います。

夏休み期間中にできるということで、そうい

う騒音とか、授業にも大して影響はないだろうと。それで、あとの工事のほうも平日にできるということで、スピーディーな工事の進捗が見られるんじゃないかと思っております。ぜひそういうふうにやっていただきたいと、そのためにも、補正のほうで出るかもしれませんが、しっかりと計画を上げていただきたいと思えます。

それで1つ、この大規模改修に伴いまして、今、中央中の教室の利用というのが毎年行われます。工事前に、その工事をするところを移動する。そして工事が終わったらそこにまた仮設校舎から持っていくというようなことを、毎回2回やっているわけです。それにつきましては、先ほども言いましたように、学校あるいは生徒、そしてPTAの奉仕作業という形で対応しております。

そういうところで、今回も図書室の移動がありまして、書庫ですね、棚を入れないといけない。それが今度、協和中だったか、牛根中だったですかね、そういうところから持ってこないといけないとなったときに、じゃどうするかという問題が発生しました。その中で、いろいろ協議をしていく中で、教育委員会に頼んだらということでそういうことをしましたけれども、そのときはこの件につきましては教育委員会のほうで善処していただきまして、本当に助かったと思えます。

そういう観点から、この大規模改修工事というのは市がしないといけない、本来であればですね、と思うんです。そういうところで、我々も、学校もPTAもできるところの奉仕作業は行いたいと思えますが、そういうところで、市がしないといけないというようなところも多分出てくるだろうという思いがあります。すべてを学校のほうでやってくださいというのが一番かもしれませんが、対応できないところもあると。そういうところで連携した、そう

いうソフト面というか、そういう大規模改修の工事じゃなくて、そういう目に見えないというようなのもいっぱい出てきますので、そういうところに対しての取り組みというか、今後の教育委員会の取り組みの姿勢を一応伺っていきたいと思えますが、どうでしょうか、教育長。

○教育長（肥後昌幸）先ほど教育総務課長のほうから、進捗状況等についてお答えいたしました。今のところ順調に作業が進んでおります。

そこで、作業が進みますと、でき上がった教室等に備品等を運ばなければならない。先ほど議員のほうから言われたとおりでございますが、それにつきましては、この大規模改造という、大規模改修というのは、校舎の建築だけじゃなくて、やはりそういうことも含んでいるだろうというふうに私も認識しております。すべてのことを学校、それから保護者にだけお願いするのもこれはどうかと思えますし、教育委員会としましてできるだけことはやりたいと、できる範囲内でございますけれども、御期待に沿うように努力をいたしたいと思えます。

○池之上 誠議員 ありがとうございます。大変うれしい答弁をいただきまして安心しております。

それでは、この中学校の大規模改修についてはそういう方向でよろしくをお願いをするということで、次に移りたいと思えます。

この行財政改革なんですけれども、今、5つの部会で、2つが推進計画ですか、できていると、できている。3つが今、準備中だということではよかったですかね。

年次ごとに計画を立てて、それを市の行政に反映させていくということが一番の推進計画のねらいじゃないかと思うんです。であれば、今、計画段階と、今、項目を圧縮して、そういう作業もあったでしょうけれども、22年度ももうあと何日もございません。あと20日もあるかないか。そういうところで、我々にもそういう

推進計画というのも出てこないし、どういうふうになっているのかなという思いもございしますが、その辺をスピーディーにしなければいけないんじゃないかなと思うんですよね、この行財政改革の中において、この第5次行財政改革大綱、そしてまたその中の推進計画、それは本当にこの行政改革については本当にスピーディーさを持って進んでいかないといけない。私はこれを見直しながら、そして次年度の予算編成とかそういうのにまた利用していかないといけないというのが、この行革の中のこの推進計画であろうと思っております。

再度聞きますけれども、おくと、いろいろ作業をちゃんとやっていらっしゃるでしょうけれども、なぜもうちょっとスピード感を持ってできなかったのかなという思いがあります。その点について、もう1回だけお願いします。

それと、財政改革プログラムですけれども、特別職460万円、職員は数が多いですから3,800万円ですね。そういうところの削減効果があったというふうに今、言われました。それで、この財政プロは、そういう人件費というものは定員適正化計画で人員が減っていきますけれども、それを見越した上で策定されているだろうと思えますけれども、あとの報酬等に関しては、平成20年度の決算を固定化して財政プログラムを策定していると私は理解しておりますけれども、そうした中で、今回の財政プロの22年から23年までは、市長職25%、ほかの役職10%カットというのがうたわれております。それも20年度からずっと続いております、16年度から続いておりますので、それをベースにした財政プロであると思っております。

そういう意味から、460万円ですか、特別職が。そういうわずかと言えばいいのか、大きいと言えばいいのかわかりませんが、そういうふうな難儀をされて、上に立つ人がそういうカ

ットを受け入れて行革が進んでいくということは、非常に評価をすべきだと思っております。

財政課長には、この特別職、こういうカットを今後も続けていくことについてはどう思われるか、お聞きしたい。行財政改革にとって必要なかそうでもないのか、その辺について、2回目聞きたいと思えます。

○企画課長（山口親志）まず、22年度からの3年間の推進計画についてであります。5つの部会は、もう先ほども申したとおり、推進体制や計画を6月に見直しましたので若干遅くなりまして、ただ、5つの部会でスタートをするということで、地域づくりの体制整備ということで共生・協働部会、それから行政サービスの拡大についてということで行政サービス部会、それから先ほども財政課長が言われておりました財革についての財政部会、それから中学校跡地利用調査研究等で民間活力部会、それから定員適正化・機構改革の実施ということで行政体制部会という5つの部会を作成して、動いております。

実際動いておりますが、この5つの部会で皆様にお示しする個票を作成して終了を、済ませているところが2つありまして、あと3つがまだ推進体制としてお示しする個票をつくっていないところであります。1回目でもお答えしましたとおり、推進体制と計画立案及び成果の検証を行うというために、各課から上がってくる108の余りにも大きな計画より、やはり絞って、すぐ計画の成果が出せるようなということで、そのあたりの項目を絞り込んだせいも、おと、先ほど言いました行政改革会議という全課長で組織しておりますこの会議も立ち上げましたので、推進計画の取り組み事項については全課長はすべて確認をしながら、22年度、途中から動いているような状況です。

そうした中で、現在、部会の活動や推進計画

担当課におきまして推進計画の個票を、あと3つの部署ですが、作成や具体的な取り組みを進めておりまして、平成23年6月ごろには22年度の取り組みの評価等を取りまとめまして、お示しできるかと思っております。ただ、先ほど言われましたとおり、22年度はもうすぐ終わることなんですが、皆様にお示しはできてはおりませんが、その個票を作成に対する、目標とする認識は全課長、全課、意識を持ちながら作成しているところであります。23年6月ごろ皆様に推進計画をお示しできると思っております。

以上です。

○財政課長（北迫睦男） 財政改革プログラムの御質問にお答えいたします。

第2次の財政改革プログラムに掲げております歳出削減方策では、1番目に人件費の抑制、2番目に義務的経費の徹底した削減、3番目に負担金及び補助金等の見直し、その他に事業や投資的経費の見直し、公債費の縮減等掲げております。

その中で、人件費の抑制につきましては、各種委員等の報酬の見直し、特別職等の給与の削減、職員給与費等の削減を掲げております。

特別職の給与の削減につきましては、議員発言のとおり、現在の削減額は23年3月までとなっております。

また、職員給与費等の削減については、定員適正化計画に基づく職員数の縮減や給与制度の改善による適正化、管理職手当の削減に努めることを掲げておりますので、今後も継続は必要ではないかと思っております。ただ、財政状況に勘案しながら、削減額等については検討してまいりたいと考えております。

○池之上 誠議員 23年度の6月ごろには、その推進計画も我々の目に触れるということでしょうか。または、今の推進計画は今、我々には目に触れておりませんが、各課長、

全庁舎でそういうことの認識は統一されているということでしょうか。庁舎内だけのそういうのであれば、やっぱり外から見て、今どういうことをやっているのかなというのがなかなか判断がつかんという思いもあります。本当に、去年始まったばかりじゃないです、第5次ですから、もうその手法はずっと前からやっている手法であって、圧縮しようが何しようが、やろうと思えばできるというふうに思っているんです。

それは本当に水迫市政の行財政改革というのは、水迫市政の一番の大きな課題だったわけですね。それを一生懸命やって、公債費、あと借金なんかも減らしてきたというのもございますので、やはりスピーディー感を持って市民に公表するというのを考えていただきたいというふうに思っております。

そして、特別職の給与カットですね、これも総合的に勘案しながらと、そういう削減案を考えていくということでしたが、23年度までは載っておりましたけれども、その後が載っていないということで、早く我々にもそのカットをどれぐらいするのかというのを示してもらわないといけないというふうに思っております。

次からは尾脇市長に聞きますけれども、そういう行財政改革については、水迫前市長からいろいろな懸案事項とかそういう問題を引き継がれていると思います。そういう中で、選挙戦も水迫前市長の後継者ということを目指されて選挙を戦ってまいられました。そういうところで、この垂水市の厳しい財政状況というのも、水迫市長からもちろんとした引き継ぎがあっただろうと思います。

また、垂水市一般会計及び特別会計予算説明の中で触れられておりますけれども、これはもう尾脇市長の言葉というふうに思いますが、歳入増は見込めない状況であると、「本市の厳し

い財政状況を認識し、第2次財政改革プログラムの財政改革の視点で示した聖域を設けない徹底した財政構造の改革、事務事業の優先度による峻別・重点化などを予算編成方針として、歳入・歳出両面から徹底した見直しを進め、効率的な財源配分を行い、予算を編成したところがあります」というふうに言われております。本市の厳しい財政状況は認識をされていると思っております。

そういうところから、水迫前市長から引き継ぎをされたそういう行財政改革について、今、尾脇市長はどのようなふうに思っておられるのか。そしてまた、どのようにその行財政改革を実行されていかれるのか、聞きたいと思えます。

特に今、私が問題にしている、みずから歳出削減の大なたを振るうというところで、市長25%の給与削減を水迫市長は首長としてやってこられたわけですが、そういうところの給与の削減等についてはどのようにお考えになっているのか、お聞きをいたします。

○市長（尾脇雅弥） 池之上議員の質問にお答えをいたします。

私は、水迫市長の志をしっかりと継承して頑張っていくということで選挙戦を戦ってまいりました。今、御質問がありました行財政改革の特別職及びそういった職員給与の削減についてということでございますけれども、現状、財政状況は改善をしてきているとはいうものの、今後も厳しい状況は続くものと考えております。そのために給与の減額は必要だと考えておりました。平成23年度の特別職の給与削減を検討しているところでございます。また、職員につきましても、給与減額の協力を現在お願いしているところでございます。

以上でございます。

○池之上 誠議員 今、23年度以降も給与の削減を考えているというお言葉をいただきました。

先ほども言いましたけれども、第2次の財政

プロは、平成20年度の報酬を固定化して考えているという前提のもとでこれが策定されているというふうに思います。水迫市政が続くのであれば、財政が改革、回復していても、まだまだ厳しいという状況は変わらんと、だから、首長である私が先頭に立って一番の大きい削減率をするんだと、そういうところであとの職員の人たちにも削減をお願いするという気持ちでやってこられたらと思うます。

そういうところで、言いたいのは、水迫市政の、水迫順一市長の心持ち、そういう心を引き継がれるということでございますので、ぜひそういうことを考えていただきまして、削減のほうもこの財革プランに沿ったところで、何年間かは25%、「もう市長、よかど」と我々の声上がるまではそういう方向でいっていただければと思います。それが、選挙戦を戦った市長の言葉を実行するところではないかと思っております。

市長後継ということで、その1点についてしか今言っておりませんが、その1点がすべてに通じていくわけでございますので、よろしくお願いをしたいと。市のリーダーでございます。そういうわずかな、わずかというか、大きな削減率でございますが、それが垂水市民にも返っていき、市役所にも返っていくというふうに思っておりますので、そういうところは市長、苦しいでしょうが、苦しいことだと思いますが、その辺のことをお含みいただきまして、今後やっていただきたいと思えます。そういう姿が見られれば、我々議会のほうも、「もうえやねな」という言葉が出てくるかもしれません。6月以降、ここにいるかどうかはわかりませんが、私はそういうふうに思っております。

そういうところで今回、本来であれば、この3月31日までの期限つきの条例でございますので、出ないといけないと思っておりましたけれども、今回、議案のほうに出されておられません。

そういうところで、これについては出すのか出されないのか。多分、副市長人事とともに出てくるでしょうが、その1点だけ、いつ出されるか、その1点だけをお聞きいたしまして、終わります。

○市長（尾脇雅弥） 今の御質問にお答えをいたします。

初日に、最終日に上程をさせていただくということをお話をさせていただいておりますので、そのような方向で今、考えております。

この特別職の給与は、報酬審議会の審議を踏まえて、議会の議決を得て、適正な額が定められておりますので、そのためにも、減額につきましても、財政状況を考慮して、原則、特別職も職員もみずからの了解のもと、協力という形で行うものだと考えおりますので、今後そのようなことも勘案しながら、職員の皆さんにも今お願いをしているところでございました。

以上でございます。

○池之上 誠議員 もう質問をすべて終わりましたので、最後、最終日にそういう条例が提出されるということですが、後継ということで我々は思っております。そういうところがもし違った場合は十分な審議時間を、議長、とっていただくようお願いをして、私の質問を終わります。

○議長（川尻達志） 次に、6番田平輝也議員の質疑及び質問を許可します。

[田平輝也議員登壇]

○田平輝也議員 皆さん、お疲れさまでございます。

農家にとりましては春の収穫時期になってきましたが、いまだに寒い日が続いております。早く春らしい日になることを願っております。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、さきの通告に従い、一般質問させていただきます。

まず、道の駅についてですが、道の駅の指定

管理について伺います。

今回の指定管理をするに当たっての経緯については、議案の提案理由の説明や全員協議会での説明などもありましたが、私なりに十分に理解できたとは言えませんので、もう一度、なぜ今回は公募になったのか、また、現状の問題点は何なのかを伺います。

次に、生活弱者についてですが、日本の経済が低迷する中で、働きたくても仕事がない、また体に障害が少しあるために仕事ができないなど、生活をするのに大変な方々がおられます。そこで、まずお聞きしますが、本市において生活保護を受給されている方々が何名ぐらいいらっしゃるのか、20年前、10年前、5年前、そしてここ数年間の推移を伺います。

次に、中学校跡地についてですが、4校の中学校が統合されて垂水中央中学校となり、1年になります。そして、廃校になった学校の跡地利用については、今までもいろいろの意見などを聞かされたりします。特に南中学校の跡地利用については、平成22年9月議会において、住民の意向を把握することの必要性について質問した折に、アンケート調査の実施を予定しているとのことでしたが、そのアンケート調査の結果はどうであったのか、また、当初、物産館での整備計画を言われておられましたが、それらの計画はどうなっているのか伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 道の駅の指定管理についての御質問にお答えいたします。

公の施設の指定管理の指定は、条例による公募を原則としておりますが、1期目であった平成17年度から平成19年度の3年間は、開設当初で運営に関するノウハウや収支の見込みなどの基礎的資料がなく、また、当初の設置目的をスムーズに遂行させるための試行的な考えもあり、任意団体の垂水市長を長とする道の駅交流施設管理組合を設立し、公募によらない方法で指定

管理者として指定しております。

次の2期目の平成20年度から平成22年度においては、選定委員会で公募にする必要はないかとの意見も一部にありましたが、3年間の収益、管理体制ともに特段に問題もなく管理を続けてきたこと、3年間に蓄積したノウハウを今後の管理においても引き続き活用できることなどを理由に、公募によらない方法で、引き続き同管理組合を指定管理者に指定しております。

なお、2期目の指定管理者の指定については、議案の提案説明をいたしました際に、組織を充実させるために今後の2年間をめどに法人化を目指せるよう指導いたしたいと御説明いたしました。

そこで、3期目に当たる今後の指定管理の選定に関しましては、この6年間で運営の方法や収支の目安などもつくようになりました。また、2期目の公募によらない指定管理の理由としておりました収益は、努力はしてもらったものと見ておりますが、2年続けて赤字になるようであります。法人化も検討は進められましたが、結果的に実現いたしませんでした。

このようなことで、同管理組合を引き続いて、前回のような公募によらない方法で指定管理者として指定することは難しい状況となりました。また、少子高齢化や燃料高騰の兆しなど、今後の経営環境は厳しさが続きそうであり、温浴施設の収支問題や、温浴施設を初め、施設の経過年数がたつことによる維持管理が今後もっともふえるであろうと見込まれることなど考慮いたしまして、今回は、公募により、幅広い提案の中から指定管理者を選定する方法をとったところでございます。

○保健福祉課長（城ノ下 剛）田平議員の生活保護受給者の推移についてお答えします。

数字でございますが、20年前が188世帯、244人、10年前が124世帯、161名、5年前が135世帯、167、2年前が134世帯、174名、現在132世帯、

169人となっております。

以上でございます。

○商工観光課長（倉岡孝昌）中学校跡地利用についてお答えいたします。

宮脇地区の物販施設に関するマーケティング調査を平成22年10月に、中央地区及び柗原、新城地区住民の1,500人と垂水フェリー利用者949人を対象に実施いたしました。

中央、柗原、新城地区住民を対象にしたアンケート調査は、回収率36.7%で、買い物行動の実態、買い物場所を選ぶ基準、日常的な買い物での新たな物販施設の利用意向、新たな物販施設に欲しいサービス、出荷者としての参加動向など、調査しております。また、フェリー利用者調査では、移動の状況、目的、物販施設の利用実態、新たな物販施設に対する利用意向、新たな物販施設に求めることなど、調査しております。

調査結果は、「買い物場所を選ぶ際に重視すること」という項目については、1番目に、商品の鮮度、品質がよい。以下、値段が安い、品ぞろえが豊富の順でありました。

物販施設ができた場合の利用意向につきましては、柗原、新城地区はぜひ利用したいとの回答の割合が高く、時々利用したいとの回答を合わせると、6から8割の人が利用したいとの意向で、中央地区につきましては、ぜひ利用したいと、時々利用したいとの回答を合わせると5割の人が利用したいと回答しております。

物販施設に併設してほしいサービス機能については、飲食店・レストランが47.8%で最も高く、次いで、地域住民の介護、医療、健康増進のための設備が40%、ドライバーの休憩場所が33.1%の順となっております。今後は、今回のアンケート調査結果も参考にしながら事業計画を進めたいと考えております。

今後の物販施設等の事業計画については、平成23年度当初予算において事業実施のための設

計調査委託料を計上いたしております。

なお、まだ調査中で詳細に申し上げられる段階ではないようにありますが、平成22年12月末に民間法人から用地取得の申し出がありまして、今後、これまでの事業計画との整合など検討していくことになろうと思います。

○田平輝也議員 一問一答でお願いします。

道の駅につきましては、私ども垂水市にとっては観光のかなめとして、すばらしい施設だと思っております。今まで私どもも、道の駅の経営は十分黒字だと思っておりました。

そこで、道の駅などの公の施設の管理は、直営と指定管理による方法との二通りだと思っておりますが、指定管理を導入することの優位な点はどんなところにあるのか。また、今回の公募を市内外から募ったのはなぜなのか、そこをお聞きいたします。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 道の駅の指定管理についての2回目の御質問にお答えします。

議員の御質問にありましたように、公の施設の管理は、直営か指定管理者制度によるものかになります。指定管理者制度によって、医療関係、生活、文化、スポーツ、観光関係など幅広い公の施設の運営がなされております。

指定管理者制度により期待される効果は、一般的に、公の施設のサービスの向上、住民ニーズへの効果的対応、公の施設の効率化、経費削減が図れると言われております。特に、道の駅交流施設のような施設においては、民間の有するノウハウを活用することでサービスの向上、管理の効率化、経費の削減効果を期待できると思います。

次に、市内外からの公募についてでございますが、道の駅交流施設は本市の観光の拠点施設であり、大きな支出・収入を伴う施設でありますことから、しっかりと安定した施設管理が求められます。道の駅交流施設での運営の状況や、特に温浴施設の収支に問題がありますこ

となどを考慮しましても、なるべく幅広く多様な候補者の中から最も適切な団体を選定することが大事であると思われ、公募に当たっての原則的な考え方に基きまして、市内外から提案を受けることにしたものでございます。

○田平輝也議員 指定管理者を選定されるまでにはいろいろと委員会で審議されたと思っておりますが、その委員の方々はどのような方々で構成されているのか伺います。

また、道の駅が開業してから現在までの経営内容、特に、入場者、売り上げ、そして収支などはどうなのか、それらの推移をお伺いいたします。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 選定委員会の委員は、指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の第8条に規定がございまして、委員長は副市長、副委員長は企画課長、委員として総務課長、財政課長、教育総務課長と主管課長の商工観光課長の私でございまして、今回は副市長が在職しておりませんので、5名の委員になります。

また、今回は道の駅交流施設の選定ということで、その他に必要と認める者を出席させることが規定でできるようになってございまして、より広い角度から審議いただくために、市長の委嘱で、道の駅交流施設は農水産物の取り扱いなどいたしておりますので、その取り扱いの関係から農林課長、水産課長を、また、今回提案のありました企業の企業経営の状況を見るという必要がございましたことから、金融機関から鹿児島銀行の垂水支店長、そして、市民の意見の反映という立場から市議会の議長、産業厚生委員長、振興会連絡協議会の会長さんに委員をお願いし、合計11名の委員で審議をしていただいたところでございます。

次に、道の駅の来館者数でございますが、平成17年度は78万4,000人、18年度は84万3,000人、19年度は90万3,000人でございます。これをピー

くに、20年度は86万7,000人、21年度は84万3,000人と推移いたしております、21年度はピーク時の93%に減っているところでございます。

次に、売り上げにつきましては、平成17年度が4億600万円、18年度は4億6,800万円、19年度は4億7,300万円、20年度は4億5,500万円、21年度が4億3,200万円となっております、21年度とピーク時を対比いたしますと4,100万円ほど減少しているところでございます。

なお、収支に関しましては、長期リース契約等ありますので、単純に比較はできないところでございますが、平成17年度から19年度の間は1,200万円から200万円ほどの黒字でございました。20年度までは100万円ほどの黒字でありましたが、21年度は500万円を越す赤字となっております、本年22年度の見込みにつきましても400万円ほどの赤字が見込まれると報告を受けているところでございます。

なお、先ほどもお答えいたしました、温浴施設の20年度から22年度における収支は3,000万円から2,100万円、平均いたしまして2,600万円ほどの赤字が続いている状況でございます。

以上でございます。

○田平輝也議員 入場者や売り上げの減少、また収益も最近マイナス、赤字とのことでありますが、応募者の方々はこの収支をどのように見込んでおられるのか。

また、指定管理者が提案のとおり、本市との契約のとおり履行できなかった場合は、その対応はどうされるのか。

それから、地元の方々が現在、農産物や水産物など、そしてまた雇用など、いろいろありますが、それらの保護と今後の育成は大丈夫なのか、あわせて伺います。

最後に、市長はこの道の駅の今後の管理についてどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○商工観光課長（倉岡孝昌）収支の見込みは

それぞれでございまして、道の駅交流施設の過去の収支を示しておりましたので、それをベースに皆さん、収支計画を組んでおられたようでございます。先般の全員協議会の席でも簡単に御説明しましたが、平成23年度の収入を4億4,900万円ほどから5億7,200万円までの範囲で見込んでおられまして、その中で、今回提案いたしました芙蓉商事さんにおかれましては、ピーク時に近い4億8,000万円の収入を見込んでおられます。

次に、収支はすべてプラスに皆さん、見込んでおられまして、範囲で申し上げますと、非常に高い収支を見込んでおられたところは6,300万円ほどから450万円ほどの範囲で想定されております。なお、芙蓉商事さんにおかれましては、760万円ほどの収支を見込んでおられます。なお、1団体において多目の収入、収支を見込まれているものがありましたが、ほかの団体のものについてはそんなに大きな差はございませんでした。

次に、提案書が守れるかという御趣旨の御質問だと思っておりますが、今後は、提案書に基づき、協定書の策定に入ることになります。提案された基本的な事項や、特に注意をするような事項を協定項目として明記いたすこととなります。

この協定書が、市と芙蓉商事さんのいわば約束事、契約事項となりますので、もし協定事項が履行されなかった場合は不履行となりますので、協定書の破棄、つまり指定を取り消すということになるかと思っております。また、指定を取り消すということになった場合は、今後の公の施設の管理者にはなれないというようなことも条例に規定されているところでございます。

次に、もう1点の質問でございました、出荷者の皆さんとのことでございますが、芙蓉商事さんの提案書には、販売商品や食材等については地元の農水産物及び特産品を優先的に取り扱

い、出荷者協議会とは、施設内の商品の販売、自主事業の共催、イベントへの協賛などによる連携を図っていくと考え方を示されておりまして、出荷者協議会や地域との連携したイベントの開催など計画されているところがございます。
○市長（尾脇雅弥） 田平議員の質問にお答えをいたします。

道の駅は、本市にとって北部の観光拠点であるとともに、大隅半島単位で見ても、本市自慢の交流人口の多い場所であります。道の駅には、今後、九州一の道の駅に発展してほしいと思っておりますし、その可能性は十分にあると考えています。そのような位置づけを考えたときに、今後の道の駅には、より安定した管理状況が望まれるところであります。

今回の指定管理の経緯は先ほど担当課長の説明にあったとおりでございますが、市内の団体という声があることは承知しておりますが、今回の選定の経緯から、市内の団体という思いはありますものの、選考の結果は尊重いたしたいと思っておりますので、芙蓉商事さんには、もし議会の議決をいただければ、地域や市民の声を大事にしてもらい、道の駅のサービス向上に努めてもらいたいと思っております。

○田平輝也議員 それでは、次に入ります。

生活弱者への対応についてでございますが、日本の経済が低迷する中で、働きたくても仕事がない、また、体に障害が少しあるために仕事もできないとなると、生活するのに大変な方がおられます。先ほど、受給者の方々が現在169名とのことでしたが、受給者の年齢構成を伺います。

私も生活保護の申請の手続などについていろいろ相談を受けたりしますが、まず、そして民生委員の方々に相談いたしますが、本市で近年どれぐらいの方々が相談されてくるのか、そしてまたその中の何名ぐらいの方々が適用されているのか、あわせてお伺いしたいと思います。

以上です。

○保健福祉課長（城ノ下 剛） それでは、169名の受給者の年齢構成でございますが、3月1日現在、ゼロ歳から10歳が4名、11歳から20歳が10名、21歳から30歳が2人、31歳から40歳が4名、41歳から50歳が11名、51歳から60歳が30名、61歳から70歳が36名、71歳から80歳が38名、81歳から90歳が31名、91歳から100歳が2名、100歳以上が1名でございます。

近年、どれくらいの方が相談され、何人の方が受給開始されたかについてでございますが、ここ数年を言いますと、平成19年度が23件、12世帯されまして、人員が22名でございます。平成20年度が37件のうち13世帯、平成21年度が39件で17世帯、24名、平成22年度が49件、8世帯、9人ということでございます。

今年度は、相談件数は多いものの保護開始決定が少ない状況でございます。開始決定が少ない理由は、入院をされたりすると入院代を心配して相談に来られるケースが多くあり、障害年金があることや預貯金、生命保険があり、該当しない内容のものが多く、開始決定に至らないということでございます。

以上でございます。

○田平輝也議員 以前、民生委員の方々にお願いしまして、校区の方々が生活保護の受給申請に相談に行ったということでございます。ところが、本人名義の原野が少し、1反近くありまして、その資産を処分してからだという指導のようであったようでございます。いろいろ私どもも相談を受けますが、現在、その資産を処分するところではありますが、買い手もない、またもらい手もないというのが現状でございます。このようなケースは非常に多いと思っておりますが、本市はどのような対応、指導をされておられるのか、このことはまた全国統一なのか、そこをお聞きしたいと思います。

○保健福祉課長（城ノ下 剛） 生活保護申請

についての対応、指導等についてお答えします。

資産活用につきましては、生活保護での資産には、保護決定において保有や利用を容認する資産と、容認しない資産等がございます。質問の趣旨から判断しますと、保有を容認しない資産についての福祉事務所の対応を問われていると考えます。原則として、処分の上、最低限度の生活の維持のために活用させるということになっております。

なお、御質問のような場合は、保護開始決定後に法第27条により売却指示をして、売却した際に、法第63条により費用返還させるようにしております。この対応等につきましては全国統一ということがございます。

○田平輝也議員 以前、ひとり暮らしの方が都会から帰られ、そして資産の処分を一部をいたしまして、生活をされておられた。その方も、お金を使い果たし、生活に困り、自分の山林の少しある山のところだったんですが、自殺をされておられたということがありましたようです。恐らくだれにも相談ができなかったんだろうとみんなが話をされておられました。

本当に生活するのに困っている方への生活保護だと思いますが、一方では、生活保護を受けながらも一般市民から批判を招くような行為をしたりしている人もいます。よく聞いたりします。本当に困っている人のため、市の調査は十分だと思っておられますか。また、今後の対応について伺います。

以上でございます。

○保健福祉課長（城ノ下 剛） 市の対応等についてお答えいたします。

市の調査は今のところ、平成22年度がそういう件数がやはり2件ほど、市民の方、匿名で情報がございましたので、そのときの対応をお答えします。

保護開始時と毎回の訪問時に、法第60条の生活上の義務について説明を行っております。ま

た、法第61条では届け出の義務、法第62条では指示等に従う義務がございます。保護者が一般市民から批判を招くような行為をしているという苦情が来たり、民生委員から情報の提供があった際には、本人から聞き取りを行い、事実を認めた際には口頭指示を行うようにしております。それでも指導指示に従わない場合は、法第27条の文書指示を行うこととなります。さらに文書指示にも違反したときは、聴聞を行い、事実確認の後、保護の停止または廃止を行うことになっております。これからにつきましても、批判のないように指導を徹底してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田平輝也議員 それでは、中学校跡地について伺います。

アンケート調査の結果を聞きますと、内容は地元で聞くような要望と同じようでございます。当初、物産館などの計画には反映されているのか。また、物産館計画については進捗が非常におくれているように思いますが、いかがでしょうか。

また、垂水南中学校跡地については、その後どうなっているのかとよく聞かれたりすることがあります。今後、地元説明会などの開催をしてほしいと思いますが、それらの計画はないのか、伺います。

そして、先ほどの答弁で企業誘致のような話をちょこっとされたようですが、もう少し詳しく内容は話せないのか、お伺いいたします。

以上です。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 中学校跡地利用についての2回目の御質問にお答えいたします。

宮脇地区の物販施設に関するマーケティング調査の結果は先ほどお答えしたとおりでございますが、現在の物産館の計画には、物販施設、飲食施設、運動施設などが計画されているところでございます。

事業の進捗につきましては、中学校全体の跡地利用の検討が、閉校行事の取り組みに集中したことの影響によりまして事務がおくれています。その後、行政改革会議の中での協議が進められているところでございます。

もう1点の今後の事業計画を進めるに当たって、住民説明会などするかとのこととございましてけれども、地域住民の方にはこの事業について十分御承知いただきたいと思っておりますので、住民説明会など計画いたしまして進めてまいりたいというふうに思っております。

○保健福祉課長（城ノ下 剛） 今、御質問の件につきましては、私どものほうに出されております鹿屋のクリニック院長から、介護老人福祉施設整備要望書というのが来ております。昨年8月24日、要望書という形で出されております。

内容につきましては、特養80床、ショートステイ、在宅型有料老人ホーム20名、デイサービス20名、その他温泉施設、物産館ということで出されております。

要望につきましては、今出しております第4期介護保険事業計画の中でということとございましたので、今の段階では保険料等含めまして、今、計画が載っておりませんので、8月24日付で出された分につきましては不可能ということでお断りしております。

その後、昨年12月3日、要望書の手直しがございました。中身につきましては、特養、特別養護老人ホーム、これを80床から、50から60床にしたいということとございます。跡地につきましては賃貸ということとございました。それも含めまして、前市長に報告をしております。その中でも、第5期の介護保険計画の中、平成22年から23年に計画を予定しておりますその中の具体的な計画、案の提示を實際される分であればということと、求めております。

結果としまして、12月24日付「南中学校跡地

の有効利用についてとの提案」ということで、3回目の要望書が提案をされております。これは、社会福祉法人の設立と、法人による跡地買収をはっきりと明示されております。融資についても、銀行等の内諾を得ているということとございます。

全体計画としましては、垂水・新城・柁原地区に地域包括ケアシステムの構築ということとございます。住宅、介護、生活支援等を含めた複合的な高齢者の医療、福祉等に対する施設とございます。中身としましては、特別養護老人ホーム、先ほど申しました50床から60床、住宅型老人ホームの整備、それと在宅療養支援診療所と訪問介護事業所の設立、それと物産館と、ケアマネとか社会福祉の配置事業の施設、もろもろということとございます。

学校の施設を利用して大まかに計画はありますので、ちょっと説明したいと思います。

教室を利用して診療所をつくるということとございます。デイサービス施設、町内会のスペースとして会議場とか、それもつくりまします。給食室もつくりまします。屋内運動場、体育館を利用してデイサービスを行いたいと。それと、地区の災害避難所としても利用してくださいと、利用可能ということでした。校庭のプールにつきましては、整備してリハビリ関係に使いたいということとございます。屋外の運動場につきましては、在宅型老人ホームの建設を予定しているということとございます。それと、物産館をつくり、駐車場をつくり、残った部分に芝を敷き詰め、パークゴルフ、グラウンドゴルフ場を整備したいということとございます。

大體概略としては今のところこういう形で、フリーハンドですけど、図面が出ております。

以上でございます。

○田平輝也議員 今、先ほど回答いただきましたけど、私の考えでは、本当にすばらしい企業のあれがあるんだなとびっくりしております。

垂水南中学校跡地利用につきましては、特に
柘原、新城ですけれども、地区住民にとりま
しても非常に感心事の多い1つの問題でござい
ます。先ほどお話を聞きました。そういう話もあ
るようでございますので、ぜひ住民説明会など
を開催して周知に努めていただきたいと思っ
ております。

特に、私ども新城校区におきましては、もう
高齢化率が50%ぐらいということで年寄りが多
くて、何か「新城だけやっどな、そういう介護
の医療関係がないのは」というので、そういう
話がよく出ます。ぜひそういう、先ほどのお話
を十分に検討していただきたいと思っております。

最後に、垂水南中学校跡地利用について、市
長の考えを簡単をお願いします。

○市長（尾脇雅弥）中学校跡地利用について
の3回目の御質問にお答えをいたします。

南中学校跡地及び宮脇公園の利活用につつま
しては、県下でも珍しいアコウの巨木並木や錦
江湾を目の前にしての夕日の沈む景観などは大
変にすばらしく、議員時代にもたびたびこのこ
とについても質問をさせていただいたこともご
ざいます。特に思い入れがあります。

鹿児島県の御尽力で宮脇公園が整備をされ、
アコウ並木が一層映えて、地元の方々が朝夕に
散歩される姿もよく見受けられます。宮脇公園
は、道の駅たるみずや高峠公園、猿ヶ城溪谷、
森の駅たるみずと並んで、本市南部の観光の拠
点施設として位置づけております。

南中学校跡地につきましては、地域住民の皆
さんの御期待にこたえられるような土地利用を
進めたいと思っておりますので、さきに担当課
長がお答えしましたように、住民説明会を開催
するなどして周知に努めながら、よりよい活用
を総合的に考慮しながら今後は取り組んでまい
りたいと思います。

○田平輝也議員 ありがとうございます。

○議長（川尻達志）ここで、暫時休憩します。
次は、2時45分から再開します。

午後2時34分休憩

午後2時45分開議

○議長（川尻達志）休憩前に引き続き会議を
開きます。

次に、7番北方貞明議員の質疑及び質問を許
可します。

[北方貞明議員登壇]

○北方貞明議員 それでは、早速質問をいたし
ます。

尾脇新市長の公約についてお尋ねいたします。

まず、安心・安全な垂水のまちづくりの継続
について。

市民の生命、身体、財産を守るため、自主防
災体制の強化、災害現場を検証し、確実な不安
の解消と災害対策のさらなる実現を目指すこと
とされておりますが、どのようなことかお聞かせ
ください。

2番目に、垂水市ブランド販売拡大への挑戦。

垂水市のトップセールスマンとして、地元の
質の高い農・畜・水産の環境資源をブランド化
し、攻めの姿勢で国内、アジアを中心とした国
際的な販路拡大とはどのような方策か。

3番目に、医療、介護、教育、福祉の充実へ
の挑戦。この中で、教育についてお尋ねいたし
ます。

子育て世代の住みよい環境づくりを強化し、
教育の充実をめるとされておりますが、教育の
充実について、市長の考えをお聞かせください。

4番目に、行財政改革断行の継続。

尾脇市長は、前水迫市長の行財政改革を立派
な業績と大変評価されております。そして、無駄
にしない、引き継ぐ責任感と、やり遂げる使命
感があると述べられております。みずからの給
与を一部カットされると公約されております。ど
のような考えのもとカットされるのか、また、

現在25%カットを4年間、任期中は継続されるのか、お聞かせください。

次に、桜島道路実現への挑戦について。

薩摩・大隅両半島を結ぶ錦江湾横断交通ネットワークについて、鹿児島県では、鹿児島・桜島ルート案をトンネル方式で検討することが適当と、建設の可否の判断は、時期については明らかにできない、段階ではないとしながら、総合的に勘案し、必要性を判断したいとしております。市長の人口3万人まちづくりは、桜島道路実現での数字であると思っておりますが、何年後を目指しているのか、お聞かせください。

観光事業について。

まず、誘致支援補助金の創設について。

九州新幹線の全線開通に伴い、他の市町村も観光事業に力を入れて交流人口増に努力されているようです。本年度は、垂水市で観光誘致支援補助金制度を創設されましたが、誘致支援補助金の趣旨、内容と事業計画をお聞かせください。

次に、錦江湾しおかぜ街道事業について。

本年度鹿児島県では、九州新幹線開通に伴い、観光事業で大隅地域レンタカー無料プラン事業など力を注いでおられます。私は以前、垂水新港の駐輪場が強風で自転車、単車等が倒れ、景観が悪く、屋根つきの整備はできないかと質問した経緯があります。そのときの答弁は、県のほうは港湾整備では鹿児島港、桜島港とも事例がないとのことで、できないとのことでした。港湾事業ではできないのであれば、県が観光事業として、錦江湾しおかぜ街道事業での垂水新港の現駐輪場に屋根つきのサイクリングステーションの設置はできないのか、お聞かせください。

次に、図書館の祝日開館について。

さきの12月議会でも図書館のことに対して質問いたしました。これまでに、年末年始の休館の短縮や時間延長など前向きに取り組んでいた

だき、感謝しているところでございます。前回の祝日開館については質問いたしました。答弁は、本市では市民、学校側から要望がない。また、他の市町村の状況、推移を見守りたいとの答弁でした。

垂水市が教育のまち、文化のまちとまちを誇るならば、市民、学校側から要望がなくても、本市独自で前向きに祝日開館は考えられないのか、教育委員会の考え方をお聞かせください。

これで、1回目の質問を終わります。

○市長（尾脇雅弥） 北方議員の1番目の、自主防災体制の安心・安全さらなる実現を目指すとはどのようなことなのかという御質問にお答えいたします。

本市での災害は、これまでに主に台風や大雨による土砂災害の発生であります。このことにつきましては、市内全域、県の土砂災害警戒区域の指定を受け、それに基づきまして、被害想定区域などを表示しましたハザードマップの作成、配布をしまして、地域の皆さんには危険区域の認識をしてもらっているところであります。

また、本市で災害が心配されますのが、桜島火山爆発による災害であります。本市では毎年、大正3年の大爆発の日に合わせまして、災害発生に際しての防災体制の確立と防災意識を高めってもらうために、小浜地区、牛根麓地区の住民の皆さんの参加をもらいまして、爆発に備えての桜島火山爆発防災訓練を実施してきているところであります。

平成23年度は、牛根麓、海潟地区の住民を対象にしまして、桜島の火山活動の状況や今後の見通しなどについて、京都大学火山研究所の専門の講師による講演会の開催や、火口から10キロメートル以内の住民の皆様に、桜島火山ハザードマップを策定し、配布を予定しているところであります。

災害はいつ起こるかわかりません。災害時の

情報伝達や、また被災したところへ駆けつけ、救助や応急対策ができるのは、やはり地域の方々の協力、共助によってできるものと思っています。そのことから、これまでの自主防災組織の結成促進に努めてきているところでもあります。

本市の自主防災組織であります。平成17年の5名の犠牲者を出したとき、わずか10%の設立状況でありました。その後、災害を教訓としまして、市では市民の皆様に対し、市内の至るところで同時に災害が発生したときは市役所で十分な対応ができなくなることや、災害発生が予想されるときに、早期避難する際の声かけや安全避難支援を地域ぐるみで行うことで人的被害を防ぐことができることなど、共助の部分について理解をもらいながら、設立のお願いをいたしました。その結果、現在84.6%まで設立ができたところでもあります。

しかしながら、組織内の役員の高齢化等もありまして、各組織での思うような活動、訓練も厳しい状況が出てきておりますことから、昨年の秋に市内全体での自主防災組織連合会が設立されたところでありました。連合会組織が設立されたことで、各自主防災組織同士の連携や、また市との連携ができるようになりますことから、これまで以上の組織活動の充実が図っていただけるものと期待しているところでございます。

これからも、垂水市のさらなる安心・安全のためにも、ハード面の整備はもちろんのこと、ソフト面について、これまで同様、さらに市民の皆様には防災意識の高揚を図っていただくために、市総合防災訓練への参加のお願いや、リーダー育成のためのスキルアップ研修会も継続して開催してまいります。また、既に設立されているところにつきましてはかねてからの訓練実施のお願いや、また未設置の地域につきましては設立のお願いをしながら、そして自主防災組織連合会との連携をしながら、自主防災組織の充実・強化に努めてまいりたいと考えておりま

す。

2番目の、地元の水産物を加工し、アジアを中心とした国際的な販路拡大につきましては、けさほど池山議員御質問で答弁した内容のとおりですが、かいつまんで述べたいと思います。

まず、国内での販売では、各種イベントや量販店などでのブリ・カンパチのPR販売を初め、機会があればトップセールスマンとして地元のブランド魚のPRに努めたいと考えています。国外への販売では、現在、牛根麓にある水産加工会社が、特殊な加工によるぶり大将の加工販売がアメリカへの輸出用として順調に進んでいるため、今後、輸出拡大が図れるように支援してまいりたいと考えております。

また、経済発展の著しい中国を初めとするアジアを主なターゲットとして、昨年鹿児島県が開設しました上海事務所などの情報を大いに活用し、中国市場の情報収集を行い、水産商社等の協力をいただきながら、両漁協のブリ・カンパチの販売支援をしていきたいと考えています。

また、農畜産物につきましては、高品質な農畜産物の安定生産を図りながら、銘柄確立に努め、地産地消の推進とともに販路拡大にも取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3点目の教育の充実についての御質問にお答えをいたします。

本市では、生涯学習の観点に立ち、知育・徳育・体育に食育を加え、調和のとれた教育を充実するとともに、垂水市の海・山・川など恵まれた自然や、伝統・文化・歴史を生かした特色ある学校づくりを進め、感性豊かでたくましく、ふるさと垂水を愛し、誇りにする子供の育成を目指しております。

さて、本年度、4中学校が統合し、垂水中央中学校が開校いたしました。本市の唯一の中学校として現在、新しい伝統づくりに努力しております。また、本市には県立垂水高等学校があり、本市の教育の充実に大きな貢献をしてい

ただいております。

そこで、今後とも、8小学校、1中学校、1県立高等学校という恵まれた環境を生かしていくことが大切だと考えております。現在、小・中・高連携の面では、授業をお互いに参観する機会を設けております。さらに、中・高の連携では、6月に垂水中央中学校の3年生が垂水高校を訪問したり、7月には垂水高校で1日体験入学を実施し、各学科の魅力ある教育活動や高等学校の授業を体験する機会を設定し、中学生が参加したりしています。9月には垂水高校が中学校において高校説明会を行っております。今後とも、小・中・高の連携を充実し、本市の教育の充実を目指してまいりたいと考えております。

次に、4点目、桜島道路と人口3万人の考え方につきましては、池山議員にも質問にお答えをしたとおりであります。何年後を目指しているかということについては、垂水市にとって非常にチャンスでありますので、大隅地域の近隣市町村、そして鹿児島市や鹿児島県、そして国や関係者の皆様方と協力をして、早期の実現に向けて精いっぱい努力してまいりたいと思っております。

次に、5番目の市長の給与カットは4年間かという御質問にお答えをいたします。

前水迫市長につきましては、毎年市の財政状況や職員の給与減額状況等を考慮した上で、単年度の減額として毎年3月議会に諮り、減額を実施してきておられまして、その結果、8年間続けて減額をしてきたこととなっております。私も前市長と同様に、市の財政状況はもちろんのことですが、職員の給与減額等を考慮の上、減額については、毎年3月議会に諮り、決めたいと考えております。現在、市長、副市長、教育長の特別職分について、減額することで準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○商工観光課長（倉岡孝昌）御質問の2点目の観光事業についての、まず1点目の誘致支援補助金の創設についての御質問にお答えいたします。

教育旅行の誘致につきましては、平成22年度は垂水市漁業協同組合が取り組まれているえさやり体験に、関西方面の中学校3校が日帰りで訪れております。また、漁家、農家等での民泊と農・漁業体験等による教育旅行では、広島市の中学校1校が訪れており、この取り組みは予定より1年早い取り組みになったところでございます。

教育旅行の誘致活動は、垂水市漁業協同組合や県観光連盟、先進地のNPO法人などと連携しながらPR活動など行ってきておりますが、現在の鹿児島県における教育旅行は、先進地であります薩摩半島が主な旅行先となっており、大隅半島へ導くには新たな旅費負担が発生することになります。まだ民泊や教育旅行への取り組みに日の浅い本市にとっては、まず垂水市に一度来てもらい、取り組みを体験してもらうことが大事でございます。

そこで、教育旅行を本市へ誘致するには、鹿児島市から垂水市への旅費補助という手段が効果のある説得力になりますことから、民泊を伴う教育旅行に対して、フェリー代相当額を垂水市ふるさと応援基金を活用して補助しようとするものでございまして、事業費は160万円でございます。このような誘致活動により、平成23年度は関西方面を中心に中学校3校、高校2校の計5校の垂水市への誘致を目指しております。

教育旅行による波及効果は、地域への経済効果もさることながら、子供たちとの新たな出会いは受け入れ家庭に感動を与えたり、交流人口の拡大による地域の活性化にもつながるものと思っております。

次に、2点目の錦江湾しおかぜ街道事業についてでございますが、県におかれましては、九

州新幹線全線開業効果が大隅半島へも導くために、大隅地域レンタカー無料プラン事業などを注いでいただいているところであります。

垂水新港へのサイクリングステーションの設置は、垂水しおかぜ街道構想にも設置を盛り込んでおります。今後、道の駅たるみずや海潟漁港、宮脇公園にもサイクリングステーションを設置して、自転車での周遊を楽しんでもらうことを計画いたしております。

また、サイクリングステーションには貸し出し自転車を置くことも想定しておりまして、例えば車なしで鹿児島市からフェリーでお越しいただき、サイクリングステーションに置いてある貸し出し自転車を使用して市内の観光施設や史跡、文化財めぐりなどを楽しんでいただくなど、交通アクセスに課題のあります中、身軽に垂水市へおいでいただけるような環境を整えたいと考えているところでございます。

垂水新港へのサイクリングステーションの設置につきましては、垂水しおかぜ街道構想にも計画していることでありますので、議員御指摘にありましたように、屋根付きのサイクリングステーションができないものか、県へも要望いたしてみたいと思います。

○社会教育課長（瀬角龍平） 北方議員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、垂水市立図書館は、市民の方々に気持ちよく利用していただくために、現在、長年の懸案でありました雨漏り防止工事と内装工事のために休館中であります。ただ、33日間にわたる工事期間中、市民の皆様には多大な御迷惑をおかけすることになりましたが、御理解と御協力をお願いしたいと存じます。あわせて、休館に際しては、工事着工日がなかなか決まらなかったために、市民の方々への周知がおくれましたことをまことに申しわけなく思っております。工事期間が終了予定日より早く終了いたしました場合は、早急に開館して、図書館を

利用される方々の不便をできる限り解消してまいりたいと考えております。

ただいまの北方議員の質問の祝日開館についての御質問ですけれども、今後、祝日の図書館の開館につきましては、財政課等と協議を進めるとともに、規則改正等の条件整備を行いながら、開館に向けて前向きに検討したいと考えております。

以上です。

○北方貞明議員 それでは、2回目の質問を一问一答でお願いいたします。

まず、順序は入れかわるかもしれませんが、市長の給与カットの御答弁に対して質問いたします。

先ほどの池之上議員の答弁の中に、水迫市長の功績をたたえてそれを継続していくというような趣旨の答弁があったと思いますけれども、だから、水迫市長の業績をかなり高く評価されている尾脇市長、ここは就任されてまだ1カ月余り、確かに3月31日までの期限は切れるわけなんですけれども、立派な、立派なというふうにもういろんなところで言うておられますが、これをはっきりと私は25%カットを続けていきますというような返事はいただけないものなのか。聖域なき徹底した財政改革を進めるとか、人件費の抑制を徹底すると、そのようにいつも人件費のことでは前向きに答弁されておるわけですけれども、ここで皆さんが聞いております。25%を続けますというような返事はいただけないでしょうか。

○市長（尾脇雅弥） 先ほど池之上議員の質問にもお答えをいたしましたとおり、今いろんな形で検討をしているところでございまして、水迫市長の確かに継続という立場ではございまして、基本的には、住んでよかったと思える志をしっかりと継続をしていってということでございますので、すべてを継続をしていくということではございませんので、その点は御理

解をいただきたいと思います。

○北方貞明議員 公約の中では、すべてをそういう継続するとは書いてないわけなんですけれども、いいところ、また自分なりで判断したところ、これは自分にはちょっと無理だな、実行はしかねるなというのは、これは今の言われたように、すべてはというふうな言葉になってきたと思うんですけれども、私がもう1つ、次の案件でお聞きしますけど、この給料カットのことで、私は議会が始まったその日でしたけれども、一般の方から電話が来まして、「今度の市長は給料カットを今度は10%にすつとか」というふうな一般の方からの電話をいただいて、あれっ、私たちにはまだこういう議案も何も聞いていない、見ていないということだったんですけど、こういうような一般の方から既に私たちにそういうのが耳に入るといことは、だれかが、執行部か、市長か、そういうふうなのを口走ったからこそ、そういうふう一般の方から入ってくると思うんですけど、そういうようなことはなかったのか。

だから、10%カットされたら、今現在、78万円が市長の基本的な給料と思うんですけど、垂水では。それで25%カットで58万5,000円が今現在の報酬と思います。10%になれば、10万円相当のほうアップするわけですけど、そういうふうにして一般の方々も、「今度は市長はまた水迫氏よっか余計もろたらいいね」とそういうようなのが聞こえてくるもんですから、こういうような質問するわけですけども、執行部、あるいは先ほど言いましたように、市長からそのようなのを、10%にするというふうなのはあったのか、ないのか。なぜ市民からそういうのが、声が私たちに聞こえてくるのか、その点、教えてください。

○市長（尾脇雅弥） 北方議員の質問にお答えをいたします。

どこでどういう経緯でそういったうわさがあ

っているのかは私も承知をしておりません。ただ、私が公約の中で申し上げたことは、行財政改革の断行の継続という中で、市長の一部給与のカットということは申し上げておりますので、そのことは確実に実行をしていきたいというふうに思っております。

○北方貞明議員 そうしたら、しつこいようですけれども、今、何%を考えておられるか、ひとつ。

○市長（尾脇雅弥） 今、職員給与との交渉もございまして、総合的に今、判断をして検討しているところでございます。

○北方貞明議員 そうしたら、次のほうに移ります。

先ほど、桜島架橋のことなんですけど、ベッドタウン化、確かに私も市長、桜島道路ができることは大いに賛成しておるところです。そういう早急に実現するのを望んでいる1人なんです。

そこで、3万人は、やはりどうしても開通後でないといけない問題と私は思っています。それで、市長が任期中は、まず4年間を標準にして私たちは一応こうして質問するわけなんですけれども、市長の在職中というか任期中4年間で、どれだけ目標とされているか、増なのか、減なのか。国勢調査で今回、5年前からしたら1,600名ほどですかね、減しておるわけですけども、これから4年間はまたそれぐらいの減があると思うんですけど、市長が自分の任期中はこれぐらいでは抑えたいというような目標があれば、教えてください。

○市長（尾脇雅弥） 今の桜島道路との関連もありますので、少し話をさせていただきますけれども、いろんな説がありますけれども、桜島道路、トンネルなのか橋なのかと、工法によりましては3年から5年で工事自体はすることができると、完成することができると言われております。ただ、いつの段階で着工していくのか。

県も可能性調査を2年経過をして、今年度には判断をするということですので、そういった状況を勘案して、それが前向きに大きく報道されていけば、それに付随して人口もふえていくというふうに思っております。

いつまでにどれぐらいというのは、先ほども申しましたけれども、いろんな条件が整ってということですので、はっきりと明確な数字というのは申し上げることはできにくいんだと思っています。

○北方貞明議員 そして、この道路に関して、市長はたびたび救急医療のことも述べられています。これ道路ができることによって、確かに30分以内で行ければ救急医療のほうも助かるわけなんですけれども、私は、この救急医療に対しては、鹿児島に行くというよりも、まだできていないわけですから、救急医療のことを考えるのであれば、鹿屋に立派な県の施設もあるわけですから、そっちのほうを充実するのにも力を注いでいただければなと思っていますんですけど、余りにも、桜島道路をしなくちゃ救急医療ができないような、今までの市長の公約の中でも、街頭演説の中でもたびたび聞くもんですから、その医療のことを1点だけ教えてください。鹿児島の方がどうしても必要なのか、鹿屋を充実したほうがいいんじゃないかと、私は鹿屋のほうを思っているもんですから、市長とそこがちょっと違うもんですから、ちょっと教えてください。

○市長（尾脇雅弥） 桜島道路の話で、付随してそういった話をさせていただくことはよくあります。利便性、経済効果だけではなくて、命を守る橋あるいはトンネルということで、その考え方には変わりはないんですけども、決して、だからといって鹿児島だけを向いているということではございません。

垂水市といえども、新城麓から牛根境まで大変立地条件が違ってまいりますので、場合によ

っては、牛根麓であれば霧島市を見ながら、新城であれば鹿屋を見ながらということになるかと思っておりますので、その辺もひっくるめて現実のあるさまざまな課題があることは十分承知をしておりますので、どの地域にどういった形で求めていくのがいいのか、あらゆる可能性を模索しながら、将来的な1つのよりよい方策の1つとして、桜島のトンネルが実現をすれば、さらにそういった医療体制の充実をした鹿児島市との連携ができるということになれば、結果的に全方向的に安心・安全が担保されていくんじゃないかという思いで申し上げているところでございます。

○北方貞明議員 そのことは理解いたしました。

今、鹿児島・桜島横断道路で、民間との共同事業でPFIと申しますかね、あれ。あの事業は新聞紙上でこの間見たわけですけど、僕は資料をちょっと持ち合わせなかったんですけども、そのとき料金的なほうは有料度が高くなるのかなという心配をされる人もおるんですけども、市長はどっちのほうを一応望んでおられますか。ちょっと余計なことですが、ちょっとひとつPFIのことについて。

○市長（尾脇雅弥） 桜島道路につきましてはいろんな考え方がございまして、正確さを欠くかもしれませんが、伊藤知事がおっしゃっておられるのは、国の公共的な部分とその民間のPFIを活用しながら、大体450億円程度ぐらいずつで県費も使わないでという方向性を考えておられるようでございます。基本的に、架橋というよりはトンネルという考え方であるようでございますので、そのことは先ほど申しましたように今年度に決めていくということであろうかと思っております。

また、民間の方々の中では、自分たちが全面的にそういった形でやるんだと、中には600億円程度でトンネルをというような業者さんもあるようでございますので、いずれにしても、早く

つながってほしいということが私の思いであります。

○北方貞明議員 ありがとうございます。

次は、観光事業について。

誘致支援補助金のことは十分理解いたしました。ありがとうございます。

しおかぜ街道の新港のサイクリングステーションですか、そのことをお伺いいたします、もう一遍。以前も私はこれを質問したわけですが、以前は、先ほども言いましたように、港湾分ではできないというような回答をいただいていたわけですが、今度はそのしおかぜ街道で前向きに取り組んでいただければ、かなり進むんじゃないかと思っておるところです、私自身は。だから、観光課長、このことで力を入れていただいて、ぜひ実現の方向に向けて頑張っていってほしいと思っています。

私はこの間、実はまた現場に行ってみたくです。今現在、皆さんも御存じだと思いますけれども、そこには駐輪場から屋根付きの歩道があると思うんですけれども、そこには目の不自由な方々のための点字ブロックがあるわけですよ。今現在、この間も行ったんですけれども、自転車等が倒れておまして、点字ブロックが目の不自由な方々が使えないような状態なんですよね、自転車が倒れて。そういうのは、管轄は県でしょうけれども、垂水の観光課としても、表玄関ですから、あそこは何しろ、そういうことでやはり景観が観光には大事なことです。その辺も県の施設だからというふうに任すんじゃなくして、観光課のほうもその辺を目配り、気配りをしていただければなと思っておりますので、今後、屋根ができるまではやはりこちらも努力して、受け入れ体制をやはり準備したほうがいいんじゃないかと思っております。

私になぜこのようなことを言うかといいますと、以前なんですけれども、あるところが県のほうに別なことで要望されたら、伊藤知事から

かなりしかられたということ、垂水の方々がしかられたということ聞いております。ということは、要望ばっかいせじ、我がところをみごとせえよというような言葉で突っぱねられたことがあったらしいですよ。そういうことで、伊藤知事は今こうして観光事業に大変力を入れておられます。そういうことで、こちらの垂水市みずからもそういう景観には十分気をつけていってほしいと思っていますから、その辺もひとつよろしくお伺いいたします。答弁は要りません。

図書館のことにお伺いいたします。

先ほど、財政課とまた規則などは検討するというふうに前向きな答弁をいただいて、大変ありがたいと思っておるところです。前も言ったように、以前はそこに図書館には職員が1人張りついて、そしてパートさんがおられたわけですよ。それで今現在、職員の方はおられない、パートさんだけで運営されておると思います。だから、人件費的にはかなり行財政改革がされてお金は浮いておると思います。

だから、前向きだから、恐らくしていただけたと思いますけれども、祝日が15日、大体あります。だから、15日ということは約30万円ぐらいの経費で祝日は開館できるんじゃないかなと私は思っておりますので、ぜひこれは開館へ向けていってほしいと思っております。その辺のところを、まだ教育長さんがお答えになっていないから、何か前向きな返事がいただければ大変ありがたいんですが。

○教育長（肥後昌幸）図書館の日曜開館につきましては、先ほど社会教育課長のほうでお答えいたしましたけれども、具体的なことをちょっとお話しいたします。

行革前と現在のスタッフの経費比較についてですけれども、行革前と現在の図書館業務に従事するスタッフの費用というのは、図書館費全体のもので原則変わらないわけでございますけ

れども、図書館に常駐するスタッフの経費の比較をいたしますと、正規職員が市民館へ異動したわけでございますので、その分が浮くということでございます。

祝日に開館した場合の人件費等、先ほど議員が言われましたとおり、15日あるわけですね。大体30万円程度ということになると思います。祝日開館に当たりましては、今年度、垂水市教育委員会が策定いたしました垂水市教育振興計画に、子ども読書活動の推進というのをうたっております。そして、その具体的な施策の展開の中で、子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備に努めますというふうに書いております。したがって、この基本計画の観点から、児童生徒の利用を特に推進するために、当面、こどもの日とか海の日とか秋分の日とか文化の日とか、まだこのほかにもあるだろうと思っておりますけれども、この日等を開館をしてみたいというふう考えております。

そのためには条件整備をしないといけません。今、年度末になっておりますので、先ほど課長が言いました規則の改定というのもございますし、また補正を組まなければならないということもございます。こういうのができ次第、進めてまいりたいというふうに思っております。

○北方貞明議員 大変ありがたい答弁だと思っております。どうかよろしく願いいたします。

これで終わります。

○議長（川尻達志）本日は、以上で終了します。

△日程報告

○議長（川尻達志）次は、明日午前9時30分から本会議を開き、質疑及び一般質問を続行します。

△散 会

○議長（川尻達志）本日は、これをもちまして散会します。

午後3時28分散会

平成 23 年 第 1 回 定例会

会 議 録

第 3 日 平成 23 年 3 月 9 日

本会議第3号(3月9日)(水曜)

出席議員 12名

1番	(欠員)	9番	森 正 勝
2番	大 藺 藤 幸	10番	持 留 良 一
3番	(欠員)	11番	宮 迫 泰 倫
4番	堀 添 國 尚	12番	川 尻 達 志
5番	池之上 誠	13番	(欠員)
6番	田 平 輝 也	14番	(欠員)
7番	北 方 貞 明	15番	篠 原 静 則
8番	池 山 節 夫	16番	川 畑 三 郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市 長	尾 脇 雅 弥	商工観光課長	倉 岡 孝 昌
総務課長	今 井 文 弘	土木課長	深 港 涉
企画課長	山 口 親 志	会計課長	尾 迫 逸 郎
財政課長	北 迫 睦 男	水道課長	白 木 修 文
税務課長	川井田 志 郎	監査事務局長	磯 脇 正 道
市民課長	葛 迫 隆 博	消 防 長	宮 迫 義 秀
市民相談			
サービス課長	前木場 強 也	教育総務課	
保健福祉課長	城ノ下 剛	庶務係長	港 裕 幸
生活環境課長	感王寺 八 郎	学校教育課	
農林課長	森 下 利 行	課長補佐	角 野 毅
水産課長	塚 田 光 春	社会教育課長	瀬 角 龍 平

議会事務局出席者

事務局長	松 浦 俊 秀	書記	篠 原 輝 義
		書記	有 馬 英 朗

平成23年3月9日午前9時30分開議

△開 議

○議長（川尻達志）定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

これより、議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△平成23年度各会計予算案に対する質疑・一般質問

○議長（川尻達志）日程第1、昨日に引き続き、平成23年度各会計予算案に対する質疑及び一般質問を続行します。

それでは、通告に従って、順次質疑及び質問を許可します。

最初に、10番持留良一議員の質疑及び質問を許可します。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 おはようございます。

それでは、任期最後の質問に入っていきたいと思っております。

そもそも議会の役割は、憲法や法律、条例に沿って行政の厳しいチェックを行うことと、住民の切実な要求を議会に届け、その実現のために私たちは役割を果たす、それが議会の責務だというふうに思います。そのことを改めて確認し、訴えて、私は質問に入っていきたいと思っております。

最初に、政治姿勢と憲法に関しての質問を行います。

今回、新しく尾脇市長が市長になられまして、改めて基本的な立場で自治体の長としてこの問題についてどうのお考えをお持ちなのか、そういう基本的な点をただしていきたいというふうに思います。

1点目は、憲法をどのようにとらえておられ

るのかお聞かせください。また、市政運営でどのように生かしていくのか伺います。

2点目は、憲法や法律に基づく公正な選挙のあり方について伺います。

選挙は本来、自由な言論活動を通じて公平に競うものです。主権者である市民が伸び伸びと選挙活動を行い、市民の意思が選挙結果に反映できるものでなくてはなりません。この保障が住民自治の構築になる基本でもありますが、見解をお聞かせください。

選挙管理委員会には、組織ぐるみ選挙の法的な問題について伺います。

さらに、憲法9条についてどのような見解をお持ちなのか、伺います。

次に、市政運営について伺います。

1点目は、行政運営についてです。

地方自治の本旨は、住民自治と団体自治であり、この関係が相まって地方自治は発展するものと言われております。憲法及び地方自治に基づく、住民の暮らしを守るという本来の役割と公共性の発揮をどのように具現化されていくか、方針を伺います。

次に、財政運営について伺います。

少子高齢化の中で、環境、福祉、教育などのソフトウェア需要がさらに高まり、ここ数年間、各自治体でも積極的に施策の推進が図られていて、本市でも同様の動きになってきています。これは、成長社会から成熟社会への移行に必要な施策であり、自治体の役割が発揮されつつあると考えます。当然、経常的経費は増大しますが、投資的経費については、既存のインフラ維持管理に力を入れ、長期的に活用する政策を推進し、土木・投資的経費から、環境・教育・福祉型財政へのさらなる推進が今後の財政運営の中心になっていくと考えますが、市長の見解を求めます。

3番目に、平成23年度一般会計に関する質疑に入ります。

今回の予算案は、いわゆる骨格予算ではありませんが、求められている政策の観点から、取り組み方や今後の方針のあり方について伺います。

私は、1月に市民アンケートに取り組みました。目的は、市民生活の中にどのような声や要望及び願いがあるかを調査し、どのように取り組むか。また、その結果をどのように政策化していくかということでした。その中で、暮らし向きについては、64%が大変厳しくなってきたとの回答でした。次に、不安等については、複数回答でしたが、最も多かったのは年金など老後の問題、2番目が国保税が高い、3番目は税金が高い、4番目は子供の病気や老人の病気問題、5番目は雇用となっています。これらの結果を見ても、市民生活の切実な生活実態がうかがえます。

私は、この切実な声や要望を受け、実現を求める立場から、3点について質疑をします。

1点目は、経済・雇用対策問題です。

地方の課題として、住民の暮らしと地域経済の立て直しが求められていることはもう皆さんも御承知のことだと思います。この問題については幾度となく提案しているのが、住宅リフォーム助成制度でした。この政策は、緊急景気対策及び雇用対策として全国でも大きな効果を上げていて、その結果の資料等については市長にも提出をしています。県内でも、出水市は4月から、曾於市、西之表では既にこの制度が始まっています。

この制度は、民間の潜在需要を大きく引き出し、住宅の安全性を高め、地球温暖化を初め環境対策にも有効な施策であることと、地域経済への波及効果、解体作業や塗装業など関連業種にも仕事が回っていくと評価されています。また、小規模工事登録制度は、入札資格も持たない小さな建設業者が小規模な公共事業を受注できるような仕組みです。この制度は、発注側の自治体にも安心性や緊急性などのメリットがあ

ります。

市長は、公開質問状では前向きに検討したいと回答されました。また、選挙後の談話でも景気対策を早急にやりたいと語られていましたが、見解を求めます。

2点目は、子育て支援の取り組みです。

当初予算で、子育て支援や市民の健康を守る事業など重点的に予算を配分したと説明されました。アンケートの声や要望で、他市町でも取り組んでいる医療費の窓口を無料にしてほしい、枠の拡大はあったが、実際には市町間の格差は広がっているとありました。

市長も、子育て支援では積極的に発言をしてくれましたが、安心して子育てができる環境づくりのためにも、子供の医療費の窓口負担の無料化と、相談窓口としての子育て専用サイトの開設が必要と考えますが、見解を伺います。

3点目は、高齢者対策です。

アンケートでも、医療や介護問題では切実です。特に介護においては、保険料と利用料の負担が低所得者に大きな負担になっているのは資料等でも周知の事実です。さらに、この間、高齢者をめぐっては控除等の廃止や医療での窓口負担などの負担がふえ、一方、収入は年金の削減で減少しています。アンケートにも、生活できない、何とか負担を軽減してほしい、必要なサービスも受けたいと切実な願いが届いています。

保険料や利用料についても法に基づき減免が可能ですので、高齢者の生活を守る観点や必要としているサービスが受けられるようにするためにも、改めて対策を求めますが、市長の見解を求めます。

包括支援センターは、少ないスタッフで数多くの案件を処理しています。高齢者が住みなれた地域で暮らし続けるためには、地域で安心・安全な医療、介護、福祉などの連携したサービスが受けられるまちづくりが必要であり、国や

自治体の責務が重要と考えます。体制の強化が必要と考えますが、見解をお聞かせください。

次に、国民健康保険関係について伺います。

国保運営協議会では、税制改定の議論が始まろうとしています。今でも、高い、負担が大変だと市民も声を上げています。引き上げられると、生活や健康面で大きな影響が心配されます。私は、可能な努力をして、引き上げにならないように議論していくことが議会や行政の責任と考えます。

そこで伺いますが、平成22年度補正予算では、一般会計から初めて法定外の繰り入れが実施されました。私は、国保財政を悪化させてきたのは、国庫負担が減額されてきたのが大きな要因と考えます。また、市民の命と暮らしを守る責任から、一般会計からの繰り入れは妥当と考えます。そこで、繰り入れの意味について伺います。

2点目は、平成23年度国保会計による歳入確保のための起債発行がされていますが、その目的と被保険者への影響について伺います。

3点目は、国保税の負担が重たいという意見が寄せられています。その認識について伺います。

4点目に、以上のような対策や課題から、財政危機への対策と、被保険者の生活を守るためにもこれ以上の増税は回避すべきだと考えますが、対策について伺います。

最後に、提出議案になっている道の駅交流施設指定管理者の選定について、問題点をただし、選定の再考を求めたいというふうに思います。

最初は基本的な事項で、1点目は、公募の理由として、経営改善の必要性があると認識を示されましたが、行政責任はどのように所在するのか、認識を伺います。

現在の道の駅の管理について、周りの評価は、適切な運営をしていると評価されてきていますが、どのような認識なのか伺います。

2点目は、公の施設の果たす意味、公共性や継続性及び安定性、専門性を発揮していくために、管理運営の内容と質、働く人たちの雇用、賃金及び労働条件の確保が必要と考えます。そのためには行政が公的責任を果たしていくことが基本であり、責務と考えます。官製ワーキングプアをつくらないためにも、公務員準拠などを選定の条件にすべきであると考えますが、見解をお聞かせください。

2点目は、選定問題について伺います。

1点目は、市外業者の場合のデメリットはどのように考えているか、伺います。

2つ目は、選定委員会の構成について伺います。

現在の委員の構成は、圧倒的に行政関係者が占めています。管理者の選定は、事実上は、選定委員会での審議を踏まえて市当局が決めています。委員会構成は、選定の透明性、客観性、癒着の排除などを担保する上から重要です。委員には、利用者、住民代表、専門家、会計士などを入れることがこれらの担保を確保する上で欠かせません。そこで、財政上の把握はされたのか。市民や利用者の声が反映されているのか。結果、委員の構成は問題ないか伺います。

3つ目は、地域経済、とりわけ牛根地域への影響について伺います。

これまで共存共栄をうたわれてきましたが、実際どうだったのか。これまでの結果と、どのように対応してきたか伺います。

私は、以上のような点や、施設の目的や指定管理者制度に関する運用基本方針の観点から、選定方法からも、今回の公募の方法には問題があり、再考する必要があると考えます。見解を伺います。そして簡潔な答弁を求めます。

以上で、質疑、質問を終わりますが、不十分な点や納得できない点については再質問を行います。

○選挙管理委員会事務局長（前木場強也）公

正な選挙のあり方について。選挙は本来、自由な言論活動を通じて公平に競うものであり、その保障が市民の意思が選挙結果に反映できるものである。また、住民自治の構築の基本である、どのような見解かという御質問にお答えいたします。

憲法第11条では、国民はすべての基本的人権の享有を妨げられない。第13条では、すべて国民は個人として尊重されると規定されております。また、公職選挙法におきましては、この法律の目的として、第1条で、「選挙が選挙人の自由に表明せる意思によって公明かつ適正に行われることを確保し、もって民主政治の健全な発達を期することを目的とする」と規定されております。このことから、選挙はだれにも強制されるものではなく、個人の意思が尊重されるものであり、そのことが住民自治の基本であると理解しております。

次に、組織ぐるみ選挙の法的な問題点はどこにあるのかという御質問についてお答えいたします。

公職選挙法では、地位を利用した選挙運動については公務員等のみが禁止されているだけで、一般の会社や各種団体については明確な規定はありません。しかしながら、第225条では選挙の自由妨害を規定しており、選挙人、候補者、選挙運動者、当選人等に対する債権、寄附、その他特殊の利害関係を利用して、これらの者を威迫した場合に罰則を規定しております。法的には、いわゆる組織ぐるみ選挙におきましても、利害関係を利用して脅しをかけるような行為をした場合は違反となる可能性があると考えられます。

○市長（尾脇雅弥）皆さん、おはようございます。

持留議員の質問にお答えをいたします。

まず、公正な選挙のあり方についてですけれども、今回の市長選挙におきまして立候補する

ことにつきましては、最終的に私1人で決めたものでございます。その後、私の政治理念に賛同してくださった方々が応援してくださったもので、結果的にそういった支援の輪が広がったものと考えております。支援してくださった方々が個人であったり、企業や団体であったりしただけであって、あえて組織選挙を行ったということではございません。

憲法9条の考え方についての御質問にお答えをいたします。

憲法は、国家の組織や統治の基本原理・原則を定める根本規範であることから、国民すべてが遵守すべきものであり、私個人としても憲法を遵守し、市長としての職責を全うしたいと考えております。

次に、憲法及び地方自治法に基づく、住民の暮らしを守るといふ本来の役割と公共性の発揮をどのように具現化されていく方針かという質問にお答えをいたします。

地方自治法第1条の2第1項に、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」と地方公共団体の役割が定められています。私は、憲法と地方自治法に基づき、市民参加のもと、公正の確保、透明性の向上を図りながら、住んでよかったと思えるまちづくりを進めてまいります。

次に、財政運営の御質問にお答えをいたします。

本市の財政状況につきましては、議員も十分認識していただいていると思いますが、前市長の市民と一体となった行財政改革の推進により、一時の危機的状況から脱出をし、少しずつではありますが、好転しているものと私も感じております。しかしながら、県下各市と比較しましても指標等は下位にあり、基本的な行財政改革の継続は必要であると私も認識しておりまして、皆様の御協力も改めてお願いするものでござい

ます。

御質問にありました環境・教育・福祉型財政への転換につきましては、前市長とも基本的に一致していたとのことでしたが、いずれも重要な分野であり、空調設備などの教育環境の整備や医療費の中学生までの無料化など、福祉行政にも力を入れて取り組んでこられたものと認識をしております。

私も基本的に同じ思いであり、公約にも、医療・介護・教育・福祉の充実への挑戦と掲げさせていただきました。さまざまな環境問題や教育環境の整備促進、予防医療などの福祉の充実に積極的な財政運営を図ってまいりたいと考えております。また、一方で、必要な土木事業等にも状況に応じて対処したいと考えております。

次に、介護保険料や利用料の減免関係についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、高齢者や低所得者を取り巻く環境はますます厳しくなっており、23年度の年金の受け取り額も、これまでの同額から減免へ転じているところであり、また、国民健康保険や後期高齢者の税負担や、来年度からの第5期の介護保険事業計画の保険料負担もあわせ、先行きに対する不安を駆り立てるものとなっております。月額3万円程度で暮らしている低所得者を初め、あらゆる所得階層からも不満が出てきているところでございます。

このような状況の中で、国は、自治体が低所得者対策をするに当たっては、負担と受益の関係の明確化から、収入のみに着目した一律減免は行わない、保険料の全額免除は行わない、保険料減免に対する一般財源の繰り入れは行わないという、いわゆる保険料減免の3原則の遵守を求めています。

昨年8月に厚生労働省が行った介護保険事務調査によりますと、この原則の範囲内を含めて、全国の自治体のちょうど3分の1に当たる529自治体で単独減免を実施しておりますが、本市の

場合、現行の負担割合に基づく一般会計の繰入金以外に財政的な猶予もなく、仮に減免した場合、その分を県に設置された介護保険財政安定化基金から借り入れ、その分につきましては、24年度から第5期計画の介護保険料で償還することとなり、結果的には次の介護保険料を上げざるを得なくなり、負担を軽減したことにはならないほか、そのしわ寄せは高齢者全体に及ぶこととなります。

このため、本市では従来から、独自の軽減策をとることが根本的な解決策にならないという考えのもと、全国市長会等を通じて、国の責任において、介護保険料で5割、公費、国・県・市で5割という現行財源割合を見直し、公費負担率を高めることによって高齢者の負担軽減を図るといった高齢者の負担のあり方についての検討が必要ということで、意見・要望を寄せてきたところであります。

また、利用料、保険料とも、減免措置に関しましては、台風や火事などの被災した方々などの減免には税務課等の減免措置と連動して行っているところでございますが、一部の保険者で行っているような収入等を基準にした減免策は行っておりません。

次に、地域包括支援センターの体制強化の必要性は、についての御質問にお答えをいたします。

御存じのように、地域包括支援センターは、平成18年4月1日から介護保険法の改正に伴い創設された機関で、地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、財産管理、虐待防止などさまざま課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取り組みを実施していくことをその主な業務としております。

基本的な機能としましては、地域の高齢者の実態把握や虐待への対応など、権利擁護を含む総合的な相談窓口機能を行う社会福祉士、予防

給付の予防プラン作成を含む介護予防マネジメントを担う保健師、また介護サービス以外のさまざまな生活支援など包括的・継続的なマネジメントを行う主任ケアマネージャーを配置し、業務を行っているところでございます。開設以来、介護給付費の伸びも、さまざまな施策と相まって緩やかな伸びにとどまっているなど、一定の評価が得られる状況でございます。

本市の現状を申し上げますと、地域包括支援センター職員は、開設当時から、コスモス苑の派遣職員、社会福祉士、主任介護支援専門員と嘱託職員、ケアマネで対応しており、昨年3月からは主任介護支援専門員の引き揚げ、平成23年度は社会福祉士の派遣についても、派遣があるか危惧されている状況にもあります。

このような中、介護保険事業の先行きの不透明さから、市内居宅事業所においてはケアマネージャーの雇用が思うように確保できず、予防プランを委託したくても委託できず、地域包括支援センターで抱えるケースがふえる傾向にもあります。また、高齢化の進展から、介護の問題が家族関係や地域の問題へ発展し、自分たちで解決できない処遇困難事例がふえてきており、職責の重圧から職員の負担は年々大きくなってきております。

市民のさまざまなニーズに対するためにも、また地域包括ケア体制整備の拠点として地域包括支援センターの安定した運営を行っていくためにも、処遇改善や体制強化を図っていきたいと考えております。

私のほうからは以上でございます。

○土木課長（深港 渉） 次に、住宅リフォーム制度及び小規模工事登録制度につきましてお答えいたします。

両制度につきましては、御指摘のとおり、緊急経済対策としての地元中小零細事業者の振興や地域経済の活性化など、その趣旨は重々承知しておりますものの、いまだ確立していないの

が実情でございます。

しかしながら、助成制度に類するものとしまして、今年度末までに策定します建築物耐震改修促進計画で、このうち特に一般住宅の耐震改修の実施につきましては、改修に係る費用を助成する制度を設けて推進することとなっており、本計画が27年度までとなっていますことから、この耐震改修助成制度につきましては来年度中の確立を目指しているところでございます。

次に、小規模工事事業者登録制度でございますが、国内の景気低迷の施策として、国も経済活性化のための各種臨時交付金を創設してありますとおり、各自治体におきましても地元経済浮揚の対策が求められており、本制度もまさにこの趣旨に沿った制度の1つと言えらると思っております。

この制度は、入札参加者以外の小規模事業者や個人事業者を対象に、地方公共団体が発注する限度額を設けた工事や修繕の受注に参加できるよう、あらかじめ一定の要件により登録していただく制度でございますが、既に全国で400以上の自治体を実施しているようでございます。近隣では霧島市、曾於市などが実施しておるようでございます。

この制度が確立されますと、実質論としまして、さきの耐震改修の推進にも寄与し、入札事務の軽減による早期の完成が図れるとともに、培われた卓越した技術の継承などにもつながることとなりますので、緊急経済対策の一環として資するよう、早急に確立の実現性について真の庁内調整を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○保健福祉課長（城ノ下 剛） 持留議員の子供医療費窓口負担の無料化を早急にの御質問にお答えします。

子供医療費の無料化につきましては、子育て中の親にとりましては大変魅力的な制度改正であると思っております。ただ、過去におきまして老

人医療費が無料の時代がございましたが、御承知のように、受診がしやすくなった反面、行き過ぎた受診を招く結果となり、必要以上の受診をする多受診が増加し、各医療保険財政を圧迫しました。結果としまして、現在の医療費負担につながったという経緯がございます。

子供の病気となりますと、とりわけ心配で不安なものでございます。この診療が多受診に拍車をかけ、薬の重複投与といったことにつながることも懸念されます。現行制度におきましても、3,000円の自己負担で希望する受診・医療を受けることが可能であるわけですから、子供医療費の無料化につきましては、市の財政状況ともかんがみまして、なお慎重に検討しなければならないものと考えております。

ちなみに、本年度全額無料となった場合を想定しますと、推計で450万円程度、新たに支出があるということがございます。

以上でございます。

○市民課長（葛迫隆博）平成23年度国民健康保険会計に関する御質問にお答えいたします。

平成22年度国保会計補正予算（第4号）案において、歳入財源確保として初めて一般会計からの法定外繰り入れを余儀なくされたところがありますが、この件に関して説明申し上げます。

本年度の医療費が対前年度と比較し、8月医療費分までが毎月1,000万円を超える増加が続いており、第3号補正において基金全額を繰り入れしたところでもあります。この第3号補正では、8月分の医療費分までが確定している中で編成をいたしましたが、その後も依然と保険給付費がふえ続けており、このことは全く予測していない事態でもありましたことから、歳入額を厳しく試算の上、財政課との協議により、法定外繰り入れによる財源確保を行ったところでもあります。12月医療費分を先日確認したところ、減少する傾向にありまして、また交付金等の確定通知等により最終的に繰入額が決定しますが、

厳しい試算での繰入額といたしました。

次に、23年度国保会計における起債発行に関する御質問ですが、借入先は鹿児島県国民健康保険広域化支援基金を予定しております。

23年度の予算編成に当たりましては、先ほど申しましたように、22年度で基金すべてを繰り入れしており、国保財政の運営上、歳入財源の確保が急務でございました。歳入財源確保の方策としましては、収納向上とあわせ、5通りございます。1つ目は、一般会計からの法定外繰り入れであります。2つ目は、例外的に認められております前年度繰り上げ充用でございます。3つ目は国保税改正です。4つ目は赤字決算補てんの借入金です。そして5つ目ですが、以上申しました4つをそれぞれ組み合わせる方法があります。

しかしながら、どの方策で国保財政安定化を図るかにつきましては、新市長の政策も考慮し、決定することが重要でございますので、県との事前協議によりまして、赤字補てんを借入金により財源確保するという予算編成といたしました。被保険者の方々への影響につきましては、償還額の確保も並行して行う必要がありますために、相応分の負担を求めることとなります。

次に、国保税の負担が重いとの認識はという御質問でございますが、国保会計は、被保険者の方々から医療を受けた病院に対し、毎月の支払いを要しており、その財源は、主に国、県などからの交付金、そして国保税で賄うという独立採算制方式であります。

そこで、1つの例で申しますが、収入額320万円で所得が206万円の3人世帯、そして固定資産税が3万円という設定で国保税を算定しますと、医療給付費分24万1,200円、後期高齢者支援分6万1,600円、介護納付金分3万9,600円、合計34万2,400円となります。すなわちこの世帯では収入の10.7%、所得の16.6%を納税していることとなります。特に、非課税の被保険者をカバー

する中間所得者層の方々の国保税の負担が重いということは認識しております。

次に、国保財政危機対策と国保税増税回避に関する御質問ですが、まず、国保財政安定化に向けた計画を早急に策定し、決定、実行することが重要でございます。現在、国保担当部署において、22年度から10年間の財政運営についてさまざまな角度から検討している最中でございますが、先般、国保運営協議会で23年度予算案を諮問し、あわせて国保税の改正も喫緊の課題である旨を説明してまいりまして、再度財政安定化について協議することとしております。

それから、国保税増税回避に関する御質問ですが、平成17年度の改正以来6年が経過しており、この間、20年度の後期高齢者医療制度の導入もあり、その他の制度改正等により国保運営もさま変わりしております。また、22年度の医療費の増加と今後の推移を考慮しますと、改正を行うべき時期であると考えております。ただし、歳入不足の財源確保をすべて国保税でということになりますと、大幅な増税となり、理解を得られることは不可能であると考えております。国保税だけでなく、他の市税あるいは手数料等もあり、市民の負担が重いという現実を認識のもと、改正に向けた作業を進めているところであります。

国保財政危機対策上、国保税の改正は避けて通れない案件でもありますので、検討資料を早急に策定しまして、税改正に関して国保運営協議会へ諮問することとしております。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 5点目の道の駅交流施設の指定管理者の選定問題についてお答えいたします。

まず、道の駅交流施設の指定管理者の選定問題についての基本的な問題への認識についてお答えいたします。

御質問の経営改善の必要性と、評価の適切な運営の観点に関連がございますので、あわせて

お答えいたします。

さきの田平議員の御質問に、公募の経緯と現在の問題点についてはお答えしたとおりでございます。その中で、平成21年度以降の収支が赤字でありますこと、組織形態が任意組織でありますことから、組織としての位置づけ、つまり民間組織としての形態の明確性や社会的信用性などの組織的課題がございました。このようなことには現在の管理組合もいろいろと検討、努力され、行政も運営委員会や経営委員会を通じて協議してまいったところでありますが、結果として、収支が赤字に転じたり、法人化できなかったことは、管理組合だけでなく、かかわってきた行政も含めて全体に責任があると考えられることになると思います。

また、現在の評価は、利用者や住民の評価という観点もございますが、具体的な評価としては判定しにくく、例えば足湯や景観など全体的な評価がよくても、物販の商品やレストランの評価がよくなければ収入につながらず、運営が結果としてうまくいかなくなります。このようなことで、収支がどうであるかということは大事な評価点であり、また組織運営が効率よく機能していくかという点も大事な点でございます。現状においては、経営的な面、組織的な、それぞれ課題がございます。

道の駅交流施設が、利用者の良好な休憩場所であったり、地域情報の発信、地域特産物の販売など、垂水市の観光拠点であり、大きな収入・支出を伴う複合施設でもありますことから、公募により、なるべく幅広く多様な提案の中から、最も適切な提案を持った団体を選定することが今回は必要であったと考えております。

次に、公の施設の管理運営の内容と質についての御質問でございますが、公務員準拠などという視点は、1つの指標として活用することには評価できると思いますものの、当然、賃金や労働条件を下げてもよいということではござい

せんが、一方の指定管理者には、施設管理の効率化、経費削減ということを期待し、市の負担の軽減を図ろうとする観点からしますと、公募の条件にすることは人件費に縛りを設けることになり、なじまないことではないかというふうに思われます。また、民間企業には民間企業の考え方の基準がございますので、その点も考慮する必要があると思います。

次に、選定者への問題についてお答えいたします。

まず、選定者のデメリットについてでございますが、1つには地域事情に精通していないという点があると思います。この点につきましては、芙蓉商事さんの指定管理者への申請した理由として、これまでの経験から、地域の団体、住民、利用者と一緒に運営に取り組むことが地域貢献、地域活性化につながると実感できていると強調されております。また、地域事情を精通するという点においては、業務を進める中で実情を把握することによって解消できることもあると思っております。

また、緊急時に市外業者だと対応におくれを生じないかという心配も想定されるところでございますが、提案書には、緊急時の体制、対応のマニュアル等、これまでの経験を踏まえた内容のある提案がなされているところでございます。

次に、選定委員会の委員の構成についてでございますが、このことにつきましても、さきの田平議員の御質問にお答えしたとおりでございますが、選定につきましては、公の施設に係る指定の手續等に関する条例施行規則に基づき選定したもので、1つ目には関係課長から成る委員、それともう1つは、その他、市長が委嘱する委員という構成になっておりまして、今回は道の駅交流施設ということでございまして、先ほど議員御指摘のことなども考慮の上、より広い角度から御審議いただくために今回の委員構

成を図ったところでございます。以上でございます。

もう1点、漏れました。

次に、地域経済への影響についてお答えいたします。

これまでに牛根地区の既存商店において、道の駅交流施設ができて以来、売り上げが減ったという話を聞く折はございました。一方では、道の駅の販売に積極的にいかかわっておられる商店さんがあったりとか、果樹や農産物の道の駅での販売で喜んでおられる方もございます。

道の駅交流施設では、農水産物など地域にあるものは地域のものを優先して取り扱っておりますし、例えば食事メニューにしましても、近くの飲食店と競合するものを除いたりとか、燃料を地元の店から購入したり、酒類の購入も地元店からするなど考慮してきているところでございます。

以上です。

○持留良一議員 回答が1点抜けているのは、子育て専用支援サイトの問題について。

○保健福祉課長（城ノ下 剛） 子育て支援の公式ウェブサイトの子育て支援サイトの開設で支援をとということでございますが、現在、市のホームページ上で提供しております子育て関係の情報は、乳幼児等医療費制度等の説明と子育て相談支援センター等でございます。子育て相談支援センターの活動状況やお知らせなどをタイムリーに提供できるよう、ただいま関係課と調整に入っているところでございます。

当面本市では、平成23年度の電算機更新時に市ホームページのリニューアルも検討されているようです。その際に、改めて内容について協議していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○持留良一議員 では、一問一答方式でお願いしたいと思います。

まず憲法問題、それから憲法9条、それから

市政の財政運営、市政運営等については一定の互いに共通するところがあったかなというふうに思います。今後もそういう立場でぜひ市政運営には当たっていただきたいと。特に憲法問題では、やはり憲法を暮らしに生かしていくと、もっともっと憲法を大切に生かして暮らしていけるような視点でぜひ施策には取り組んでいただきたいというふうに思います。

1点、気がかりなのが、公正な選挙のあり方の問題です。

市長は記者会見で、政争のまちから融和のまちへと、頑張りたいと抱負をされていました。そして一方では、記者が組織選挙についてということで質問したとき、みずからお願いしたことではないということで、ここでは組織選挙を認めていらっしゃるんですね。そうなってきたときに、この2つの観点から考えたときに、やはりこれをなくしていく、これがある意味では融和へ向けた大きな一歩だと私は認識をするんです。そうでないと、やはりそれがあつた意味では温床になって、今後もやっぱりこの政争というのは、組織ぐるみ選挙も含めたところで非常に問題を提起しているんじゃないかなと。

先ほど言ったとおり法律上も、ただ単に公職選挙法だけではなくて労働基準法、それからあと刑法にも抵触する点が多々あります。だから、そういう点では、やはり市民が自由な選挙、自由に選挙をしたいとなつたときに、やっぱりこの政争とかいろんな問題点で、いろいろな環境をつくり出しているこの要因をどうやっぱり脱却していくかということが、市長が言われている、政争のまちから融和のまちへの一歩のスタートだと思うんですけれども、この点について、今後、この組織ぐるみ選挙についての対応をどんなふうに考えておられるのか、お聞かせください。

○市長（尾脇雅弥） 持留議員の質問にお答えをいたします。

先ほども少し申し上げましたけれども、あくまでも今回の市長選挙の立候補に際しては私一人で決断をして、その志に対して、個人でありますとか企業さんとかが支援をしていただいたということでございますので、決して組織ぐるみの選挙を行ったということではないというふうな認識をしております。

○持留良一議員 でもやっぱり、この記者会見ではそのことを認めていらっしゃるんです、みずからお願いしたことではないと。ということは、組織選挙だったということを一方では認めていらっしゃるんですよ。そんなふうにならぬのがこれは受け取る問題だろうと思うんです。

これは議論の時間的な余裕もないので、余りないんですけれども、要はやはりこういう点で、先ほど言いましたとおり法的にもさまざまな問題があり、私もいろんな方から聞きました。票をまとめなきゃならないんだとか、名前を書いてくれとか、いろんなことを言われました。なぜかと言ったら、それはもう組織でそんなふうにならぬに命令が、指令が出ているんだということでありました。

であるならば、市長がそういう法的な認識があるならば、それはやっぱり排除していく、市民の自由な選挙を守るという立場が法的に、先ほど憲法の問題を言いましたけれども、やっぱりそうであるならば、市長がその立場に立たなければいけない。みずからがお願いしたこととかどうかという問題じゃなくて、やはり法律を守ると、条例を守ると、憲法を守るという立場であつたら、やっぱり自由な選挙をつくっていく、それが責任だろうと思うんですよ。これはもう指摘だけしておきたいというふうに思います。

2点目に移ります。平成23年度の一般会計の問題について移ります。

先ほど、住宅リフォームの問題とそれから小規模工事登録制度の問題を言われましたけど、

一定前向きな点もあったかというふうに思います。ただ、私は、今の耐震化だけは非常に限定された中身だと思うんですね。耐震化という限定された中身です。やはり経済対策としては弱いし、ほかにもバリアフリー、環境対策、エコ対策もあるわけですので、やっぱりそういうところまで含めてきちっと対応していく、これが私は大事だろうというふうに思います。

今の政治でも、新成長戦略というのがあります。財源も社会資本整備総合交付金などこういう形でもありますので、ぜひこれはそういう幅広い観点で地域の経済を活性化していくと、そしてやっぱり中小業者、零細業者に仕事おこしをやっていくと、そして結果、雇用にもつながっていく、そしてさらに税収にもアップにつながっていくと、やっぱりそういう投資をきちっとやっていくことが緊急の経済対策だというふうに思いますので、そういう観点でぜひ一度、これは議論をさせていただいて、そういう観点での施策を十分検討をさせていただくよう、これはもう要望だけにしておきたいというふうに思います。

それから、子育て支援の問題なんですけれども、あるお医者さんは、無料化することによって早期発見・早期治療につながると、逆に言うと、医療費が抑制されていくんだという論法も、考え方も持っていらっしゃいます。実際、私もそうじゃないかなというふうに思います。いつでも安心して病院にかかれる。重たくなってから病院にかかったら、当然医療費が高くなります。だから、県下でも21の市町村がもう既に実施をしています、窓口負担無料化をですね。

そういうことを考えると、やはり私はこの問題は、そういう観点に立った取り組みだと。診療がいっぱいふえるとかということじゃなくて、やっぱり医療費を抑える観点からもそのことに対して、やっぱり早期発見・早期治療の観点に立った取り組みが必要だと思うんですが、市長

は、私の公開質問状には前向きに検討していきたいと、この問題では回答していらっしゃいましたけれども、この点について、市長はどのように前向きということを言われたのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、高齢者の問題、包括支援センターの問題は理解したいと思います。

高齢者の介護保険料、利用料の軽減ですけれども、先ほど3原則の問題を言われましたけれども、これは法的な根拠はあるんでしょうか。一般会計から入れたらだめという法的な根拠はあるんでしょうか。

それで、私は、4つの項目が先ほど減免にあると言われましたけれども、特に私は、もう1点加えることが必要だと思うんですね。市長が特別に認めるときと、これはいろんな他の税の減免にもいっぱいあります。この前の議論、12月議会に議論した保育料の問題にもあります。ところが、これだけはないんですね、介護の保険料だけには市長が特別に認めるという項目がないんですよ。そうしますと、やっぱりそういう項目もきちっと設けて対応していく必要があると考えますが、その点について、この項目についての質問をします。

○市長（尾脇雅弥） 持留議員の今の子育て関係についてお答えをいたします。

私も、議員の時分にも、持留議員とともに子育て支援関係は力を入れてきたつもりでございます。昨日の池山議員の質問にもお答えしましたように、子育て関係、さらに充実をしていかなければならないと考えております。

この医療費の問題に関しましても、財源の問題もありますので、そういったことで今お話がありましたけれども、両方の可能性が考えられますので、そういったところを総合的に考えながら、どういう方向がいいのかということの前向きに検討していきたいと思っています。

○保健福祉課長（城ノ下 剛） 先ほど減免の

3原則のことにつきましては、その法的な根拠と言われましたけど、国から遵守を求める文書が来ております。

それと、減免の制度につきましては、持留議員が再三言われます横出しサービス、上乘せにつきましては、やはり財源が第1号被保険者の保険料となることを考えますと、保険料の値上げ等につながっていくものと解釈しております。その辺を考えまして今、鹿児島県内でも、鹿児島市を含めまして、横出し、上乘せはしておりませんので、その辺は理解していただきたいというふうに思います。

○持留良一議員 今の高齢者の問題は、これは法的根拠は何もないんですよね。自治事務でもありますし、自治体がどう判断するかということで、国は単なるそういう、しちゃいけないよみたいな形での抑制をしていますが、法的根拠は全くないんですよね。

だから、そういうことを考えると、自治体で、高齢者の実態を考えたときにどういうやっぱり今、対策が必要なのか、高齢者を守るためにどういう対策が必要なのかということを考えたときに、今、報告があったとおり、全国でも約33%でしたかね、自治体が取り組んでいるんだということだろうと思うんです。

このやっぱり観点は、市長が言われる、安心して住み続けられるまちづくり、本当に高齢者が安心してこれで住み続けられるのかと、今の現状の中で。安心してサービスも受けられない、保険料の負担で苦しんでいる、本当にこれで市長は安心して高齢者が住み続けられるまちになっていくと思いますか。

○市長（尾脇雅弥） 福祉全般のこととしてお答えをさせていただきたいと思います。

垂水市の現状を申し上げますと、高齢化率が県下46市町村の中で9番目という高さであります。一方の年少人口率ですね、子供の数というのも下から2番目の現状でございますので、一

体となってやっぱりこのことには取り組んでいかなければいけないと思っています。

その1つとして、子育て支援ということ打ち出しをしているわけですが、つまりは、子育て支援をするということは、子育ての世代を支援するということにつながっていくと思います。そして、子育ての世代が安心して住み続けられるまちということになれば、結果的に、高齢者の問題も含めて解決をしていけるという考え方で基本的には考えております。総合的にその辺のところも今後の問題として、私も、医療・介護・福祉の充実ということを公約で述べておりますので、いろんなことを総合的に考慮しながら、前向きに検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○持留良一議員 答弁ありがとうございます。

やはり今の現実的な問題としたら、やっぱりそういう高齢者への施策をやっていくことが、現実生きていच्छる、そして一方では苦しんでいच्छる、そういう人たちが本当に市長が言う、安心して住み続けられるとなったときに、やっぱりもっともっと現実的な問題としてそのことを提起していかなきゃいけないと思っていますので、ぜひそのあたりを検討していただきたいというふうに思います。

それから次、4番目の国民健康保険について移りたいというふうに思います。

きのう議長の許可を得て、皆さんのお手元にも資料をお配りしているかというふうに思います。この中で特に注目していただきたいのは、緑でマーカーをつけています国庫支出金と繰入金の問題です。要するに、これだけ数年間にわたって国庫負担金が減り、そして、じゃ、減った分が一般財源化されたのがありますけれども、じゃその分が繰り入れされているかどうかというのは非常に不透明な部分もありますが、実際上やはり大きく国庫支出金が減ってきている。

そのことが逆に被保険者へのしわ寄せ、いわゆる国保税の値上げにもつながっているんだということを見ていただく資料として、これは皆さんのお手元に届けさせていただきました。

そこで、1点だけ、国保の問題についてはお聞きしますけれども、今、県下でもそういう立場でやはり行政が、市民の健康、命を守るためには一般会計からの繰り入れをやっている自治体がふえてきているわけです。これはやっぱり当然私は、今の国庫負担金、それから法定内の繰り入れも含めて、法定外での一般会計からの繰り入れがなくてはならないということが言えると思います。

第一義的にはやはり国が国庫負担をもとに戻す、見直しをするということが第一だろうと思いますけれども、現実的な問題としては、やっぱり一般会計からの繰り入れをしていくということが重要だと思いますが、その点について市長の、簡単に、簡潔に見解をお願いします。

○市長（尾脇雅弥）お答えをいたします。

毎年、法定外繰り入れにより収支の均衡を図っている保険者もありますが、この法定外繰り入れに関しては、厚生労働省より自粛するようにと通達がなされております。しかしながら、少子高齢化の進展が著しい自治体では法定外繰り入れを余儀なくされているのが現実となっております。

本市の場合は、これまで、基金の一部繰り入れ、あるいは繰越金でもって何とか運営をしてきており、また、一般会計の予算編成も大変厳しい状況でありますことから、法定外繰り入れは行ってこなかったところではありますが、22年度は緊急的な対策として補正で初めて繰り入れを行ったところがあります。

法定外繰り入れについての問題点ですが、各部署での事業にも大きく影響することが懸念され、また、国保加入者以外の市民の負担について理解が得られるかも念頭に置かなければなり

ません。しかしながら、国保加入者の負担も限界がございますので、支援事業として、歳入財源について法定外繰り入れを実施する方向で考えております。第2次財政改革プログラムとの関連も考慮しつつ、対処してまいりたいと思っております。

○持留良一議員 私たちのアンケートでも、国保税値上げに反対が75%です。それは先ほどの重たい負担の認識の問題も含めてだろうと思えますけれども、可能な努力をしていただいて、国保税の値上げを避けていただくように求めておきたいというふうに思います。

最後の質問に移ります。

もう時間等も若干少なくなはってきていますけれども、非常に私は重要な問題をこれは提起しているというふうに思います。先ほど言われたとおり、行政の責任問題も言われました。それはそのはずです。みずから自分たちでこの計画書はつくって、3年前に私たちの認定を受けたわけです。そのとき、次は必ず管理者のほうでつくっていただくようにということを強く要望しました。そうでないと、やっぱりそれに耐えられない内容だったからであります。

ところが、今回こういう形で選定をされてきたわけですがけれども、私は選定の中で非常に問題を改めて発見しました。募集要項と議会への資料とは違っているんです。私たちの資料と要項には欠けている点があります。それともう1点は、市長が必要を認めるという新しい基準が新たに入ったということです。これは南大隅町にもなかったものでありますけれども、この2つの点がありまして、この点については何ら説明もありません。

それと、委員の構成の問題です。私は先ほど、委員の構成は、選定の透明性、客観性、癒着の排除などが大事だと言いましたけれども、3つの問題点があります。1つは、行政が多数を占めているという問題です。そして、利用者と言

いますけれども、議員の方々も入っていらっしやいます。これは慎重に審議をすることができます。なぜ議員が入ったのかという問題もあります。もう1つは銀行、これがもし業者と、メインバンクだったらどうするのかという問題も出てまいります。このように、私は、委員の構成上の問題からも、いわゆる選定の透明性、客観性、癒着の排除など、いわゆる担保しなきゃならない選定の委員がこういう観点から構成上問題がある、このことをやはり指摘しないと、この点について私は、非常に重要な問題を私たち自身が議論できないという点があります。

その点について何ら資料の説明もありませんでしたし、それに関する資料も出されていません。これではとてもじゃないけれども、議論に値しない、私はそのように考えます。だから、ここで改めて議論することは私はいたしません。というのは、これだけ資料がないからであります。

そういう意味では、改めてこれは差し戻して、議会にかけるということが、これは議会との関係でも重要な点だと思います。そのことを指摘をしたいというふうに思います。これはまた、委員会でも議論になろうかと思えますけれども、しかし、そこどころが私はやはり重要な視点でなければならないというふうに思えますので、その点を提言だけしておきたいというふうに思っています。

以上で私の質問を終わりますけれども、今後やはり市長は憲法の立場に立って、そして何よりも住民の暮らしを守る立場に立って、今後の財政運営に積極的に取り組んでいただきたいと思えます。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（川尻達志）ここで、暫時休憩します。
次は、10時45分から再開します。

午前10時32分休憩

午前10時45分開議

○議長（川尻達志）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番宮迫泰倫議員の質疑及び質問を許可します。

[宮迫泰倫議員登壇]

○宮迫泰倫議員 おはようございます。

平成23年第1回の定例会が私たちにとっては最後の定例会になります。また、4月に選挙でここに帰ってくることを努力して、私はきょうはここに書いてあるとおりの趣旨で質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

垂水市の首長として尾脇市長が誕生しました。市長として、行政と市民がパートナーとして、よりよいまちづくりを行う仕組みをつくり、進めることが必要でしょう。職員は、市民と一緒に、より考え、より行動するという気持ちで仕事を進めてほしいと私は考えております。

また、世論の風が吹いて、たこは舞い上がります。風がとまったらすぐ、たこは落ちます。このようにならないため、自分の所信、つまり信じるころを曲げないでしっかりやるのが大事な要素だと思います。自分の所信を曲げないでしっかりやるということは、意思の明確化、つまり言葉と心、言葉は方向性、心は意思表示です。主義主張ではないでしょうか。同じ努力を積んでも、心の意思表示のあり方によって結果は違ってきます。一般論として、みずからの利益を代弁してもらったつもりで送り出した人物が、逆に不利益を生む役割を課してしまうことは、国政、地方政治にかかわらず起こることだそうです。選ぶだけではだめなのです。選ぶ側の関心を持続し、高めていかなければ、投票日1日だけの主人になってしまいます。後は奴隷に成り下がってしまいます。このことを前提条件に質問いたします。

理想の選挙について。

新しい時代に向けて43歳の若い力で挑戦して

いき、元気な垂水をつくっていききたいという強い思いで市政を運営していききたいとあります。先ほど申しました意思の明確化、つまり言葉と心の主義主張で、水迫前市長の後継者として今現に市長の座にあります。市民に特に訴えたことで勝因は何であったかお聞かせください。

次に、新市長としての心構えについて。

議会の出身者として、市政のチェック機関として議会をどのように考えておられるのか。また、市政のチェック機関として議会に何を望んでおられるのか。また、前水迫市長は12月議会で、後継者をつくらないと申されましたが、尾脇市長は、選挙戦やきのうの同僚議員の質疑、一般質問の答弁で、後継者として発言されております。これは、前市長の答弁は議会軽視に当たると思われます。また、尾脇市長は勝手に後継者として言っているのではないのでしょうか。この2人の違いは何でしょうか、明らかにしてください。そして、後継者として何を後継されたのか、されるのか、お答えください。

以上で、1回目の質問を終わります。よろしくお願いたします。

○市長（尾脇雅弥） 宮迫議員の質問にお答えをいたします。

今、話をされました理想の選挙についてということに関しては、もう全く私も同感でございます。勝因は、先ほど持留議員の質問の中でも担当課長が御答弁申し上げましたとおり、選挙は、だれにも強制されるものではなくて、個人の意思が尊重されるものでありまして、そのことが住民自治の基本であると理解をしております。また、選挙は本来、自由な言論活動を通じて公平に競うものであると思っております。理想の選挙ということでありまして、今申し上げましたとおり、基本的には同じ考えでありますし、公職選挙法に基づきました違反のない公平に行われるものが理想の選挙であると思っております。

お尋ねの私の勝因はということでございますけれども、私は、皆様に私の思いを訴えて、そしてそのことを基準にいろんなことを総合的に判断をされて、有権者の方々が投票して下さったということでございますので、原因は何かと聞かれれば、明確にわからない部分もございますけれども、総合的な判断だったということじゃないかというふうに思っております。

それから、垂水の首長として心構えということで、議会をどのように考えているかということでございますが、まずこれに関しましては、垂水市が明るく住みよいまちであるためには、市民が話し合い、そして決められたことを実行していくことが最も望ましいことでありまして、市民全体が集まって話し合うことは大変難しいわけでありまして、そこで、市民の中から代表者が選ばれておりますのが、市議会議員と市長であります。

そして、市議会議員の皆様には、市議会を構成し、市民の要望を市政に反映させるために、市の予算や条例など、議案を初め、請願などについて細かく審議をし、どのように処理すべきか判断をしていただいているわけでありまして、市議会は大事な議決機関であると思っております。

そして、議会に何を望んでおられるかということでもありますけれども、議会で決められたことに基づきまして、実際市政を進めていきますのが私ども執行機関でありますので、市議会には、市政の方針や行政が公平かつ公正、効率的に運営されているか、執行機関が行う事務や事業などについて、市民の代表者としてましてチェックをお願いしたいと考えております。そして、市議会と執行機関は、独立した立場からお互い牽制をし合いながら、車の両輪のように市民の生活向上のために活動していかなければならないと考えております。

最後になります、水迫前市長の後継者という

ことについてであります。確かに9月9日等でも、新聞等の報道によりまして、水迫市長は後継者をつくらないということでありましたことは承知をしております。私の中で後継者といえますのは、前市長の、住んでよかったと思えるまちづくりに取り組んでこられたその志を継承していくということでございますので、昨日から申し上げているとおりでございます。

以上でございます。

○宮迫泰倫議員 では、次に行きます。

トーンがちょっと落ちたんじゃないかと、答弁がですね、きのうからすれば。元気出してやってください。

言葉、つまり方向性ですね、それから心、意思表示。それはさっきわかってもらえたですね、市長。はい。

これは、選挙のときはこれでよかったのが来年は変わることがあるんです。もうすぐ変わります。なぜかといいますと、43歳の若さで当選されて、来年はこの心が変わるわけです、心がな。44歳になります。しかし、43と44の違いはわかるんですけれども、来年も43でやるつもりでおられるということで理解していいですね、まず。はい。

それで、後継者として現市長の座にありますが、そうであれば、1票を投じた人々や財政改革プログラムの取り組みをされる御本人にとっては、報酬の25%カットは当然ではないかどうかと思いますけれども、そこら辺、どうお考えか。

結局は、水迫市長の後継者というのは私どもは全部だと思っております。行財政、そこら辺をきのうもですね、ちょっとばっかりだれかのとき、これは何と言いやったっけ。報酬審議会にかけなければいけないというのがあったんですが、それは報酬審議会というのは今の報酬を上げるか下げるかです。でなくて、今あるのを下げるのはもう何も要らんとするんですよ、自

分の意思だと思えますけど、そこら辺の違い。それから25%に、前の市長と同じであれば、もう1回そこら辺を。

それから、そういう水迫市長と同じ考えであるということ、25%で投票された方もいっぱいいらっしゃると思います。もう1回、そこら辺をはっきりしたいと思えますので、よろしくお願いします。

○市長（尾脇雅弥） 宮迫議員の2回目にお答えをいたします。

少々ニュアンスが違うのかもしれないんですけども、43歳の若さでしっかりとやっていきますということを申し上げたことは事実でございます。その段階において43歳でございましたのでそういうことで申し上げました。ただ、政策に関しましては、年齢等は関係なくて、年齢が44歳になったからといって変わるものではないと、基本的にそういう形で考えております。

そして、給与のことに关してですけれども、公約の中で私は、4番目の行財政改革断行の継続という中に、みずからの市長給与を一部カットしますということで掲げておりますので、きのうも申し上げました、今の特別職、その他職員、その辺も含めて検討しているところでございますので、そのような状況であるということをお理解いただきたいと思います。

○宮迫泰倫議員 であれば、もう言葉としての方向性というのはなくなったということによろしいんですね、25%はないということでもいいんですね。そう私たちは理解したいと思えます。そこら辺の常識が、ちょっとそちらの常識とこっちは違うと思うんですけれども、そこら辺をもう1回。

○市長（尾脇雅弥） 繰り返しになるかもしれませんが、私が公約の中で申し上げておりますのは、4番目の行財政改革断行の継続という中で、給与に関しましては、みずからの市長給与を一部カットしますということを申し上げ

げております。さまざまな状況等を考慮して、今、検討しているところでございます。

○宮迫泰倫議員 また、今度は心が変わりましたね。意思表示がないと思うんですよ。さまざまな状況、それはどういうことか。そこを言ってもらわんな、僕らも、もしそういうおたくの25%か、あるいは30%でも構いませんけれども、そういう案が出たとき、そういうのが出ると後で困りますので、もう1回、今のところを。

○市長（尾脇雅弥） 同じような形になると思いますけれども、私の所見でちょっと申し上げたいと思いますが、前回、合併が破綻をされた時期に単独運営が決まって余儀なくされた中で、行財政改革、そういった給与のカット等、職員もひっくるめて始まったものと理解をしておりますけれども、そのとき議会の皆様方にも、単年度ではございましたけれども、そういった形をお願いをしてやってきたわけでございますけれども、継続と挑戦ということでお訴えをさせていただいておりますので、基本的に、先ほども申しました水迫市長の志を、住んでよかったと思えるまちづくりの志を継承していくということでございまして、挑戦というのは、一方で新しい時代の状況に43歳の若さで挑戦をしていくという意味合いでございまして、その辺も総合的に勘案をして決めさせて、上程をさせていただくということでございます。

○宮迫泰倫議員 残念です。

次に、新市長としての心構えについて。

チェック機関として議会をどのように考えるか、それと何を望むか。そのとおりだと思います。それから、前市長が12月議会で、私は後継者をつくらないと言われたことは事実だと思いますけれども、尾脇市長がそういうことを選挙中に言えば、水迫市長は議会軽視じゃないかと思うんですよ。自分は勝手に後継者と言っておるのは、今度は詐欺行為じゃないかと思うんですが、そこら辺のちょっと心と、そういうさっ

き言いました心と言葉をもう1回整理したいと思いますので、その点、お願いします。

○市長（尾脇雅弥） 先ほども申し上げましたけれども、私は、水迫市長の志を継承していくということで申し上げているわけでございますので、そういうことで御理解をいただきたいと思います。

○宮迫泰倫議員 その点はちょっとばかり理解できませんので。

もう時間がありません、次に行きます。

市長は議員時代、議会選出の監査委員に任命されました。されましたですね。そのときの言葉と心は、平成22年4月から辞任されるまでの間、監査委員として50%の出席もなかったと、この前、さきの決算委員会でわかりました。自分で手を挙げて選任されて、この出席率です。そのときの言葉と心は、先ほどの理想の選挙についての質問やらさっきのチェック機関としての答えとは異なるということは、どういうことですか。御答弁をお願いいたします。

また、議会の選任としてこの出席率は、議会軽視、そして他の議員にも迷惑をかけていることでもあります。また、背任行為に当たるものではないでしょうか。見解を、その点について。出なかったと、理由やらいろいろともろもろ、お願いします。

○市長（尾脇雅弥） 通告にない質問でございしますが、質問でございましてお答えをいたしたいと思います。

御承知のとおり、監査業務というのは基本的に月3日程度の定期監査を基本として行っておるわけですが、出席できないことがあったのは事実でございますので、そのことに関しては率直におわびを申し上げたいというふうに思っております。

ただ、出席規定等に違反しているわけではございませんので、そのこともあわせて御理解をいただきたいと思います。

○宮迫泰倫議員 議員代表として非常に残念です、行かれて、欠席されたということは。皆さんに迷惑かかっているんですよ。代表で行かれたんです。それを自分の都合でやめられた。それは認識されますね。そのとおりですね。いやいや、もういいんだよ、答えは要らん。そのとおりですね。わかりました、はい。であれば、お願いしておきます。

次に、自分たちは与えられた仕事をしなければいけないんです。市長は昔、監査委員でそういう与えられた仕事をしなかったということを認められました、今。そういうことですね、監査委員の出席率が悪いということは。いやいや、今言った、答えはいいんだから。

であれば、皆さん、聞いてください。ここで議長にもお願いします。政治倫理条例の何かそういうつくる委員会をできないのか。まず御提案申し上げます。それから今、質問を申し上げます。

議員及び市長等は、市民の代表者として市政に携わる権能と責務を深く自覚し、その使命の達成に努めます。1つ、市民全体の利益の実現を目的として行動すること、2つ、地方自治の本旨にのっとり、本来の責務を全うすること、3、みずからの行動を厳しく律し、品位と見識を養うこと、4、公正かつ清廉な選挙運動及び政治活動を通じて、市民の支持と信頼を培うこと、5番、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、みずから進んで真摯かつ誠実にその疑惑を解明し、その責任を明らかにすること。これは、議員及び市長等の行動基準として政治倫理条例の一部です。政治倫理審査会の設置もできます。これは、地方自治法第134条の4第3項の規定にあります。垂水市でも政治倫理条例検討特別委員会をつくり、政治倫理条例の制定を考えております。市長の見解をお願いします。そうすれば、お互いクリーンな政治ができるのではないかと思います。よろしく

お願いします。

○市長（尾脇雅弥）御質問にお答えをいたします。

市議会議員のみの倫理条例のところ、また、市長や副市長、教育長まで含めたところの倫理条例の制定、全国ではさまざまなようございまして。本市は、市議会議員の倫理条例は制定済みであります。公正で開かれた民主的な市政の発展のためにも、今後、制定の必要性につきましてもう少し勉強させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（川尻達志）この際、宮迫議員にお尋ねをします。

私にも質問があったようですが、倫理条例に基づいて委員会を開催をしてくれということではよろしいのでしょうか。

○宮迫泰倫議員 政治倫理条例検討特別委員会をつくったらどうかと。

○議長（川尻達志）そのことについては、議員必携、それから条例等を精査をして検討をさせていただきます。

○宮迫泰倫議員 よろしく願いいたします。（発言する者あり）

○議長（川尻達志）わかりました。そのようにいたします。

○議長（川尻達志）以上で、平成23年度各会計予算案に対する質疑及び一般質問を終わります。

△委員会付託

○議長（川尻達志）お諮りします。

平成23年度各会計予算案を各所管常任委員会にそれぞれ付託の上、審査したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、平成23年度各会計予算案は、各所管常任委員会にそれぞれ付託することに決定しました。

△日程報告

○議長（川尻達志）本日の日程は、以上で全部終了しました。

明10日から17日までは、議事の都合により休会とします。

次の本会議は、3月18日午前10時から開きます。

△散 会

○議長（川尻達志）今日は、これもちまして散会します。

午前11時8分散会

平成 23 年 第 1 回 定例会

会 議 録

第 4 日 平成 23 年 3 月 18 日

本会議第4号(3月18日)(金曜)

出席議員 11名

1番	(欠員)	10番	持留良一
2番	大 藪 藤 幸	11番	宮 迫 泰 倫
3番	(欠員)	12番	川 尻 達 志
5番	池之上 誠	13番	(欠員)
6番	田 平 輝 也	14番	(欠員)
7番	北 方 貞 明	15番	篠 原 靜 則
8番	池 山 節 夫	16番	川 畑 三 郎
9番	森 正 勝		

欠席議員 1名

4番 堀 添 國 尚

地方自治法第121条による出席者

市 長	尾 脇 雅 弥	商工観光課長	倉 岡 孝 昌
総務課長	今 井 文 弘	土木課長	深 港 涉
企画課長	山 口 親 志	会計課長	尾 迫 逸 郎
財政課長	北 迫 睦 男	水道課長	白 木 修 文
税務課長	川井田 志 郎	監査事務局長	磯 脇 正 道
市民課長	葛 迫 隆 博	消 防 長	宮 迫 義 秀
市民相談			
サービス課長	前木場 強 也	教 育 長	肥 後 昌 幸
保健福祉課長	城ノ下 剛	教育総務課長	三 浦 敬 志
生活環境課長	感王寺 八 郎	学校教育課長	有 馬 勝 広
農 林 課 長	森 下 利 行	社会教育課長	瀬 角 龍 平
水 産 課 長	塚 田 光 春		

議会事務局出席者

事務局長	松 浦 俊 秀	書 記	篠 原 輝 義
		書 記	有 馬 英 朗

平成23年3月18日午前10時開議

△開 議

○議長（川尻達志）定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

この際、申し上げます。

去る3月11日、東北地方太平洋沖で発生した巨大地震、津波により、多くのとうとい人命と財産が失われました。

ここで、この大震災で犠牲になられた方々に謹んで哀悼の意を表し、黙禱をささげたいと思います。

御起立を願います。

○議会事務局長（松浦俊秀）黙禱。

[黙 禱]

○議会事務局長（松浦俊秀）黙禱を終わります。

○議長（川尻達志）御着席願います。

ここで、市長から発言の申し出がありますので、これを許可します。

○市長（尾脇雅弥）皆さん、おはようございます。

お許しをいただきまして、東北地方太平洋沖地震にて被災をされました方々に対しまして、垂水市の支援体制につきまして御報告をさせていただきますいと存じます。

まずは、広く市民の皆様からも支援をいただきますように、災害義援金の募金箱を3月14日から、市役所1階ロビーを初め、牛根・新城の両支所と市民館、道の駅の市内5カ所に設置いたしております。4月末をめどに日本赤十字社鹿児島県支部を通じまして被災地へ送金していただき、復興の支援に役立てていただきたいと考えております。

同じく3月14日の午後には、垂水市消防職員5名と消防車1台を被災現場に向けて派遣出動

させております。昨日17日午後には、集結指示を受けておりました宮城県遠田郡涌谷町に到着をし、本日18日朝からは、石巻消防本部周辺の搜索を開始しております。5名の消防隊員が無事に帰還してくれることを切に願っております。

本日18日午後1時から、市内の温泉水業者の方々からも御協力をいただき、温泉水20リットルパック1,200個を宮城県石巻市に向けて、垂水市からの援助物資としてお送りする出発式を予定しております。今回被災された多くの皆様の避難生活において少しでもお役に立てていただければと思います。

また、被災して避難されている方々に対しまして、昨年4月に開設いたしました「猿ヶ城溪谷森の駅たるみず」のコテージ3棟程度を一時的に、限られた人数ではございますが、近日中に御提供できるよう準備を進めているところであります。他の公共施設につきましても、環境が整い次第、順次提供を開始したいと考えております。

今後も、被災された多くの皆様への支援につきまして、市民の皆様からも御協力をいただきながら、職員一丸となって取り組んでまいります。

結びに、今回の地震、津波及びこの地震に伴う福島原発事故により避難等を余儀なくされている避難者の皆様方の一日も早い復興を心から祈念いたしまして、私からの報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（川尻達志）本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△議案第1号～議案第6号、議案第17号～議案第28号、陳情第27号・陳情第28号、請願第2号・請願第3号一括上程

○議長（川尻達志）日程第1、議案第1号から日程第6、議案第6号まで及び日程第7、議案第17号から日程第18、議案第28号までの議案

18件並びに日程第19、陳情第27号、日程第20、陳情第28号、日程第21、請願第2号及び日程第22、請願第3号を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第1号 垂水市財産の交換・譲与・無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第2号 垂水市特別会計条例の一部を改正する条例案

議案第3号 内ノ野辺地に係る総合整備計画の策定について

議案第4号 大隅広域市町村圏協議会の廃止について

議案第5号 人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めることについて

議案第6号 垂水市道の駅交流施設の指定管理者の指定について

議案第17号 平成23年度垂水市一般会計予算案

議案第18号 平成23年度垂水市国民健康保険特別会計予算案

議案第19号 平成23年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算案

議案第20号 平成23年度垂水市交通災害共済特別会計予算案

議案第21号 平成23年度垂水市介護保険特別会計予算案

議案第22号 平成23年度垂水市老人保健施設特別会計予算案

議案第23号 平成23年度垂水市病院事業会計予算案

議案第24号 平成23年度垂水市と畜場特別会計予算案

議案第25号 平成23年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計予算案

議案第26号 平成23年度垂水市地方卸売市場特別会計予算案

議案第27号 平成23年度垂水市簡易水道事業特別会計予算案

議案第28号 平成23年度垂水市水道事業会計予算案

陳情第27号 子ども・子育て新システムの基本制度案要綱に反対する意見書の採択要請について

陳情第28号 350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書採択の陳情

請願第2号 子ども医療費助成制度の窓口負担支払いの無料化を求める請願

請願第3号 国民健康保険税の大幅引き上げ計画の見直しを求める請願

○議長（川尻達志）ここで、各委員長の審査報告を求めます。

最初に、産業厚生委員長北方議員。

[産業厚生委員長北方貞明議員登壇]

○産業厚生委員長（北方貞明）皆さん、おはようございます。

去る2月24日及び3月9日の本会議において産業厚生委員会付託となりました各案件について、3月10日委員会を開き審査しましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第6号垂水市道の駅交流施設の指定管理者の指定については、審査の過程でさまざまな質疑が行われました。

主な質疑について申し上げますと、「現在、道の駅で働いている方々は再雇用されるのか」との質問に対し、「選定業者によると、現在働いている方を積極的に採用し、配置・給与に関しても現在と同様の状況を継続していくとの提案を受けている」との答弁がありました。

次に、「選定委員の構成についてはどうなっているか」との質問に対し、「条例施行規則にのっとった形で選定し、市長の委嘱という形で委員の選定を行っている」との答弁がありました。

次に、「業務の引き継ぎはできるのか」との質問に対し、「選定業者からは、期間がないので当面は今の形で継続する形で組織の配置などを行い、経営していくと聞いている」との答弁がありました。

次に、「なぜ3月議会に議案提出したのか、12月議会に提案すべきではなかったか」との質問に対し、「12月議会に対応する事例もあり、当初検討したが、年度途中で新たな選定業者が決定した後の状況などを考慮し、3月議会に議案提出した」との答弁がありました。

その他、指定管理者の選定基準や選定条件に関する質疑及び施設の維持管理についての質疑が行われ、意見も出尽くしたので質疑を終わり、議案第6号を原案のとおり決することに異議がないかと諮ったところ、異議があったため、挙手による採決を行い、挙手少数となりました。

したがって、議案第6号垂水市道の駅交流施設の指定管理者の指定については、否決されました。

次に、議案第17号平成23年度垂水市一般会計予算案中の所管費目については、原案のとおり可決されました。

議案第21号平成23年度垂水市介護保険特別会計予算案、議案第22号平成23年度垂水市老人保健施設特別会計予算案、議案第23号平成23年度垂水市病院事業会計予算案、議案第24号平成23年度垂水市と畜場特別会計予算案、議案第25号平成23年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計予算案、議案第26号平成23年度垂水市地方卸売市場特別会計予算案、議案第27号平成23年度垂水市簡易水道事業特別会計予算案及び議案第28号平成23年度垂水市水道事業会計予算案については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、陳情第28号350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書採択の陳情については、採択することに決定いたしました。

次に、請願第2号子ども医療費助成制度の窓

口負担支払いの無料化を求める請願については、採択することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査となっております陳情第27号子ども・子育て新システムの基本制度案要綱に反対する意見書の採択要請については、採択することに決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（川尻達志）次に、総務文教委員長田平議員。

[総務文教委員長田平輝也議員登壇]

○総務文教委員長（田平輝也）去る2月24日及び3月9日の本会議において総務文教委員会付託となりました各案件について、3月14日委員会を開き審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第1号垂水市財産の交換・譲与・無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第2号垂水市特別会計条例の一部を改正する条例案については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号内ノ野辺地に係る総合整備計画の策定について及び議案第4号大隅広域市町村圏協議会の廃止については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めることについては、適任とすることに決定しました。

次に、議案第17号平成23年度垂水市一般会計予算案の所管費目・歳入全款については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号平成23年度垂水市国民健康保険特別会計予算案、議案第19号平成23年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算案及び議案第20号平成23年度垂水市交通災害共済特別会計予算案については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、請願第3号国民健康保険の大幅引き上げ計画の見通しを求める請願については、採択

とすることに決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（川尻達志）これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川尻達志）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許可します。

持留良一議員。

〔持留良一議員登壇〕

○持留良一議員 おはようございます。

まず討論に入る前に、今回の東北地方太平洋沖地震に遭われた、犠牲になられた方々に心から冥福をお祈りするとともに、被災者に心からお見舞いを申し上げたいと思います。また、私たちが被災者及び被災地への支援に全力で取り組んでいく決意であります。

それでは、反対討論を行っていきたいと思います。

まず最初に、議案第6号垂水市道の駅交流施設の指定管理者の指定について、議案に反対の立場で討論をします。

以前、公共施設の管理は公的団体に限定されていましたが、規制緩和の中、2003年の法改正で一般企業やNPOにも管理者が開放されました。総務省の調査によると、全国約7万の公の施設に指定管理者が指定されています。民間業者ではコストが下げられると言われていますが、民間事業者の利益の確保が必要となり、物的経費はほとんど減らずに人件費が大きく下げられ、非正規労働者がふえているというのが現状です。要は、企業の参入で利益が優先され、安全性の低下や雇用の不安定化、労働者の低賃金化が問題になっているところです。

そこで、基本的に考えなきゃならない点が、指定管理にする場合でも、自治体の権限を活用

して地域内に経済効果が及ぶように区域内の事業者を指定したり、管理者の情報交換などを通じて実際の働き手の雇用の安定や労働条件の確保を図るなどの工夫や取り組みが必要です。それが行政の責任ではないでしょうか。

そこで、これらを前提として、以下の問題点を指摘し、議案に反対をします。

1つは、行政の責任問題です。

この3年間の事業計画は、行政が責任を持って、前回の選定のときに資料として提出をされました。運営上は管理組合が担ったとしても、その責任を求めるのは問題ではないでしょうか。あくまでも赤字経営の責任があると言われるのであれば公募になぜ参加させたのか、理解に苦しむところであります。

2つ目は、議会への説明責任が果たされていないということです。

議会に提出された資料の選定基準には、(4)に、「公の施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有している者であること」と記載されています。ところが、募集要項にはこの4が記載されていません。さらに、今回の選定基準には新たに、その他市長が必要と認める選定基準が加わっています。市長の裁量権が加わったことであり、選定の客観性を薄くするものと指摘されてもおかしくはありません。ちなみに、南大隅町の選定基準にはこの項目はありません。この点について十分な説明がなかった中、選定の結果を疑いもなく受けとめていいのか、疑問を持ちます。そして、公募が年度末ということで、議会の審査や手続に、また現場の手続に混乱を来すことです。南大隅町は昨年11月から準備を進め、1月の臨時議会で審査し、決定をしています。

3つ目は、選定に関する問題です。

選定委員会の構成は、選定の透明性、客観性及び癒着の排除などの担保上からもこれは求められています。しかし、今回の委員の構成はこ

これらの担保を欠く内容ではないでしょうか。今回の構成を見ても、行政主体であること、銀行や議員の参加と透明性、客観性の確保が担保される癒着の排除などの問題もあると考えます。

選定でもう1つの問題は、公の施設の指定管理者の選定に関する運用基本方針の中で、選定方法という項目には、「地域に密着した運営が求められる施設については、地域住民が主体となった組織であることについて、一定の運営点を付与するなどの施設の特性に応じた、よりの確な評価を行うように努めること」と記してあります。委員会でこの点は考慮されていないことが明らかになりました。これは、大きな問題です。また、回答の中で、地域密着施設ではない趣旨の発言がありましたが、道の駅の交流施設の設置目的には、「地域の活性化を促し、あわせて市民の健康増進と福利厚生を図るために道の駅交流施設を設置する」となっています。これでも地域密着施設ではないのでしょうか。昨年12月総務省は、公の施設の管理を民間業者などにゆだねる指定管理制度について適切な運用を求める通知を出しています。その中で、「選定については、地方公共団体において施設の態様等に応じて適切に選定を行うこと」と記しています。運用指針や通達の趣旨が生かされていないのは問題です。

最後の問題は、公の施設の果たす意味、公共性や継続性及び安定性、専門性を発揮していくために、管理運営の内容と質、働く人たちの雇用や賃金及び労働条件の確保が必要だということです。先ほどの通知から、今日の指定管理者制度への問題提起が片山総務大臣から出されています。その内容は、「指定管理者制度はサービスの質を上げるのが目的であったが、競争性の導入によってコストを下げるツール、いわゆる道具として使われている。その結果、低賃金や安全性が問題になっている。サービス向上が目的で、経費削減が目的ではないことを改めて

自治体に認識していただくよう意思を伝えたい」と語っています。総務省には、通知を受けて、「これまではコスト削減に力点があった。通知の指摘どおり、制度を活用したい」と声が寄せられているとの報道もありました。このようなことから極めて行政が公的責任を果たしていくことが求められています。官製ワーキングプアをつくらないためにも、公務員準拠など選定の条件にすべきであるのは当然ではないでしょうか。千葉県野田市の市長は、「通知を受けとめて、募集要項に条件をつけて最低賃金を決めている。官製ワーキングプアをつくりたくないと思っている」と答えています。このような点で行政として責任を果たさずに、公の施設が求める公共性や継続性及び安定性、専門性を発揮していくことが保障できるのでしょうか。

私は、指摘した点を考慮して選定の再考を強く求め、議案6号垂水市道の駅交流施設の指定管理者の指定については反対をいたします。

次に、議案18号平成23年度垂水市国民健康保険特別会計予算案に反対の立場で討論をいたします。

予算説明では、国民健康保険制度は、国民皆保険制度としての中核として地域医療の確保と地域住民の健康増進に、また福祉の向上に大きな役割を果たしていると、社会保障制度としての役割を担っていることを認めています。一方では、各種制度改革や内部努力にもかかわらず、少子高齢化の進展や雇用の不安定化、無職者や停職者などの増加などにより、国民健康保険制度が抱える脆弱な財政基盤の構造問題は一層深刻さを増してきていると、国民健康保険制度の根本的な問題も指摘をしています。

そして、一般会計、平成22年度の補正予算で初めて一般会計から法定外繰り入れを計上しました。さらに、23年度では、歳入不足額を借入金で確保することにより、今後の財政財源確保のための選択の1つとして国保税の税率改定を

検討していると説明がありました。要は、国保財政の危機を国保税の増税で打開するという考えです。この取り組みだけでいいのでしょうか。増税になると、質問でも明らかなように、現在でも国保税の負担が重たいという認識であり、行政もそのことを認められました。その実態は中間層だけでなく、低所得者層も同じ内容です。現在、負担が重たいということで滞納者もふえてきています。増税になると、被保険者の負担能力をさらに超えていくことは明らかです。そうすると、さらに滞納者がふえ、国保財政はさらに悪化していくことでしょう。そうすると、さらに増税になり、滞納者がさらにふえるという悪循環に陥っていくと考えます。

国保財政の危機を打開していくためには、財政の危機をつくり出してきた最大の原因となっている国庫負担の復元・見直しを国に求めていることと、市民の要望である命と暮らしを守る立場、責任から、払える国保税にしていくことです。そのためには、一般会計からの法定外の繰り入れをして市民の負担を軽減していくことではないでしょうか。

もう1つの観点は、国保財政の再建の方向が示されていないということでもあります。

全国でも来年度から国保税を引き下げる自治体があります。特徴は、保健・予防活動に力を注いでいることです。このような取り組みの結果、医療費の伸びが落ちつき、国保税引き下げの要因になっています。職員の皆さんの努力には敬意を表しますが、これまでのような取り組みは残念ながら具体化しませんでした。このような取り組みを推進していく主体は行政であり、その責任も重たいと考えます。そのような方向が示される中、国保税の値上げで現状の危機を打開するのは問題ではないでしょうか。私たちの今回のアンケートでも、75%の市民が国保税値上げ反対です。市民の必死な声に増税で回答を出されるのでしょうか。

このことを最後に訴えて、議案18号平成23年度国民健康保険特別会計予算案に反対をいたします。

○議長（川尻達志）ほかに討論はありませんか。

[川畑三郎議員登壇]

○川畑三郎議員 私は、議案第6号の指定管理者の指定について、次のような思いで賛成討論いたします。

まず現状の認識ですが、現状の運営状況が赤字であり、今後の運営についても、温浴施設の問題や今後の施設の維持管理の増加懸念、また、経済は今回の東日本大震災により一層厳しくなると思われます。少子・高齢による人口減少や類似施設がふえたことでの人の分散など、今後の運営の先行きには難しさなど、現状認識を理解する必要があると言えます。

そして今回の指定管理者の選定には、市内の団体及び市外の団体のいろいろな考えを示された中から選考されたことは、市内の団体への期待感が市民の皆さんにあることは理解いたしますが、状況の変化に対応する能力は、より広く求めることは理解しなければならないことでしょう。

先ほども申しました、現状の認識に立ち、また行政側も反省すべきは反省し、今回の条例の提案が、今後の垂水市道の駅交流施設の運営の改善、また、さらなる発展のための1つの契機になりますことを期待いたしまして、今回の提案に私は賛成いたします。

○議長（川尻達志）以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

[大園藤幸議員登壇]

○大園藤幸議員 おはようございます。

今、賛否両論に分かれております議案第6号道の駅交流施設の指定管理の指定について、私は、先ほど持留議員から反対討論がございまし

たが、さらに詳しく、そして現実的なお話をさせていたいただきたいと思います。

まず第1点ですね、この指定管理者の公募並びに決定がなぜ今の時期なのか。議会に早く手法を示して、議会の意見も取り入れるべきであったのではないか。次に、公募の案内の提示方法及び時期ですね、なぜ本当に12月議会あたりにつけられなかったのか。説明を聞いておきますと、12月議会で、仮に今の段階であるならば現在働いていらっしゃる方々がやる気を失ってしまうのじゃないかというような説明もございました。

この道の駅は広く国民から愛されておりまして、もともと大きな財源を国民にいただいて垂水市のためにできた施設なはずなんです。垂水市の活性化と健康増進、そして最大のテーマは、この垂水市における外貨の獲得、雇用の増加等が上げられると思います。垂水市にはこの道の駅を閉鎖することはできないのです。現状のままいくと、累積赤字が加算して閉鎖に追い込まれる可能性がある、もしくは一般財源から運営費を投入しなければならない、このような説明でございますが、それでは、過去の私が知っている範囲でお話をさせていただきますが、この道の駅の管理運営に関しては、一切行政側は口出しをしていないという回答を執行部はされたはずなんです。しかし、現実的には稟議書もございまして、30万円以上の決裁に関してはすべて市長、執行部と。これ口出しをしてないんでしょうか。あれはするな、これはするな、こういうふうにして指導されたのは執行部じゃないでしょうか。なのに、管理組合だけに赤字の責任があるという判断をされること自体が間違っている。一切執行部が担当課も含めて口出しをされなかったのであれば、管理組合、あなた方が自分たちの考え方で運営をして、赤字が出ないように施設の運営をしていただきたい。これは表向きなんです。実際は違いますがね。

次に、組合の職員及び臨時の従業員等さんも含めて、過去にどのような手法で採用されているのか。組合長の決裁事項の中に職員及びパートタイマーの採用、任免、懲罰及び解任。現実にはそうじゃないです。管理組合にどのような人がいるから作業につかせてもらえないか、ほとんどがそうじゃないですか。なのに、管理組合の責任なんですか。赤字を出すこと自体が、出したこと自体が。皆さん、本当にしっかり考えてみてくださいよ、自分たちのやったことが正しいのか。

まだございますよ。温泉券の配布、無料券ですね、私も相当見ております。これは、330円の温泉券をサービス券で発行して、1,000円の買い物をしていただければそれはありがたいことです。しかしながら、これが一部に出回っている。事実、私は見ております。もらった人からもはっきり聞いております。50枚、100枚という単位もございまして。食事つきの温泉券も一部に出回っております。なぜなんですか。温泉が、温泉施設が赤字で運営に支障を来す。ならば、なぜそんなにたばめな手法をとるんですか。だれですか、そういうことをされたのは。総合的に考えまして、道の駅の幹部の方々にはアピールのために少々の温泉券の配布はされていると思います。しかし、それが果たして100%アピールのためなのか、宣伝効果があるのか。無料温泉券をいただかなくても温泉に来られる方もいらっしゃるはずなんです。

この指定管理にしましても、今回の公募にしましても、インターネット及び市の掲示板等で公募されたようでございますが、後に、1月20日前後に市に広報で市内に回覧が回っております。この公募を本当に正常だと考えられるなら、なぜ早目に出されなかったのか。私も何回も申しておりますが、インターネットなどは全くわかりません。わからない人にわかれというほうがおかしい。私がおかしいのかもわかりません

が、インターネットだけで本当に垂水の道の駅を、「湯っ足り館」を垂水市民に公募をしているんだということを知らしめる手法で正しいのか。過去にも私が議席をいただいていない時期に、話は別なんです、垂水の財産を、土地を坪3万円で売られたことがございますね。そのときもインターネット及び市の掲示板。付近の住民さえ知らない。これはどういう手法なんです。私はおかしいと思います。市民がわかるように広報するのが行政の務めじゃないでしょうか。しかも、この大事な道の駅を。

以上のような理由で、この議案第6号に関しては反対の立場で討論をさせていただきました。

○議長（川尻達志）ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

最初に、議案からお諮りします。

産業厚生委員長の報告で否決とありました議案第6号、及び異議のありました議案第18号を除き、各議案は、各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、議案第6号、議案第18号を除き、各議案は、各委員長の報告のとおり決定しました。

次に、議案第6号に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決をいたします。

議案第6号は、原案のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（川尻達志）起立少数です。

よって、議案第6号は否決されました。

次に、議案第18号は、起立により採決いたします。

委員長の報告は、可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（川尻達志）起立多数です。

よって、議案第18号は委員長の報告のとおり決定しました。

次に、陳情第27号及び陳情第28号を委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、陳情第27号及び陳情第28号は採択とすることに決定しました。

次に、請願第2号及び請願第3号を委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、請願第2号及び請願第3号は採択とすることに決定しました。

△議案第29号～議案第32号一括上程

○議長（川尻達志）日程第23、議案第29号から日程第26、議案第32号までの議案4件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第29号 垂水市副市長の選任について

議案第30号 垂水市教育委員会教育長の給与に関する条例等の一部を改正する条例 案

議案第31号 垂水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第32号 平成22年度垂水市一般会計補正予算（第12号）案

○議長（川尻達志）説明を求めます。

○市長（尾脇雅弥）議案第29号の垂水市副市長の選任についてを御説明申し上げます。

前副市長の辞職に伴い、現在副市長が不在であることから、新たに寺地浩一氏を副市長とし

て選任しようとするものでございます。

選任しようとする寺地浩一氏の住所は鹿児島市中山二丁目29番41号で、生年月日は昭和35年5月22日、50歳でございます。

なお、副市長在職中は垂水市内に居住していただくこととしており、着任日は平成23年4月1日を予定しております。

この議案の上程は、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

御同意いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○総務課長（今井文弘）おはようございます。

議案第30号垂水市教育委員会教育長の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

市長、副市長及び教育長の給料月額を昨年引き続き減額しようとするもので、関係のある3条例を一括して改正しようとするものでございます。

添付してあります新旧対照表で御説明申し上げます。

まず、改正案の第1条、垂水市教育委員会教育長の給与に関する条例の一部改正でございますが、附則第25項におきまして、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間の教育長の給料月額を、本則に規定する額57万1,000円に100分の95を乗じて得た額54万2,450円とし、附則第26項におきまして、この減額は、期末手当及び退職手当の算定の基礎となる給料月額には適用しない旨を規定するものでございます。

次に、改正案の第2条、垂水市長等の給与に関する条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

附則第25項におきまして、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間の市長及び副市長の給料月額は、本則に規定する額、市長78万円、副市長59万5,000円、2、市長にあつては100

分の75を乗じて得た額58万5,000円、副市長にあつては100分の95を乗じて得た額56万5,250円とし、附則第28項におきまして、この減額は、期末手当の算定の基礎となる給料月額には適用しない旨を規定するものでございます。

次に、改正案第3条、垂水市長等の退職手当に関する条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

附則第2項におきましては、市長、副市長の給料減額は、退職手当の算定の基礎となる給料月額には適用しない旨を規定するものでございます。

なお、この条例は、平成23年4月1日から施行しようとするものでございます。

引き続きまして、議案第31号垂水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案につきまして御説明申し上げます。

本議案は、チェックオフの整備、職員の給料減額及び管理職手当の減額について一部改正しようとするものでございます。

聞きなれない言葉の「チェックオフ」についてでございますが、チェックオフとは、給与を職員本人へ支払う前に給与から天引きを行うことをいうものでございます。

それでは、添付しております新旧対照表で御説明いたします。

まず、第19条の2でございますが、給与からの控除、先ほどのチェックオフについての規定でございます。

昨年、国から、職員の給与からの控除に関する調査がございまして、それとあわせまして、「給与から差し引くべき控除については、規定にできるだけ明確に定めるべき」との通知がされたところでございます。それを受け、第3号で、生命保険や傷害保険等の給与から控除ができるように、また第4号では、職員本人が給与から控除を申し出た場合も認められるように規定しようとするものでございます。

次に、附則第30項であります、一般職員の給料月額を減額を規定するものでございます。期間は平成23年4月1日から平成23年9月30日までの半年間で、職務の級ごとに給料減額の率を定めるものでございます。

下段のほうから次のページの表をごらんください。

3級は2%の削減、4級と5級は3%の削減、6級は4%の削減をするものでございます。また、同項のただし書きでは、地方自治法に定められております各種手当等のうち、期末・勤勉手当など給料月額を基礎とする手当及び勤務1時間当たりの給与額算出の基礎給料月額には、給料減額分は反映させないこととしております。

次に、附則第31項につきましては、管理職手当の減額に関するものでございます。

現在、管理職手当は定額制で、手当額は5万1,100円となっておりますが、歳出削減策の一環としまして、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの1年間、管理職手当の額には100分の70を乗じた額、つまり30%を昨年同様にカットしようとするものでございます。

なお、この条例は、平成23年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○財政課長（北迫睦男）議案第32号平成22年度垂水市一般会計補正予算（第12号）案を御説明申し上げます。

今回の補正は、国の地域活性化交付金事業の住民生活に光をそそぐ交付金の2次配分と、市町村振興宝くじ収益金に係る市町村交付額が増額されたことから、財政調整基金への積み立てと翌年度へ繰り越す事業の繰越明許費の設定をするものでございます。

今回、歳入歳出とも6,000万円を追加しますもので、これによる補正後の歳入歳出予算総額は94億6,301万4,000円になります。

補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用する経費は、3ページの第2表繰越明許費にお示ししております。

繰り越し事業の内容といたしましては、補正第10号で計上しました地域活性化・きめ細かな交付金事業のうち環境センター修繕事業など6事業、住民生活に光をそそぐ交付金事業は特別支援学級改修事業など3事業、そのほか交付金事業以外の岳野線災害復旧事業など3事業でございます。

繰り越しに要する財源は、国庫補助金と一般財源でございます。

次に、6ページからの歳入事項別明細について説明申し上げます。

総務管理費の財産管理費、積立金は、冒頭申し上げました追加交付金等により財政調整基金へ積み立てるものでございます。

そのほか、企画費以降説明欄に「財源更正」と記載のあるものは、住民生活に光をそそぐ交付金事業として一般財源を充当していただきました分について、追加による交付金を充当したものでございます。

また、民生費分については対象外となり、一般財源を充当するものでございます。

これに対する歳入は、前に戻っていただきまして5ページの歳入事項別明細にお示ししておりますが、国庫補助金と雑入の鹿児島縣市町村振興協会市町村交付金で収支の均衡を図っております。

なお、鹿児島縣市町村振興協会の交付金は、市町村振興宝くじの収益金が市町村へ配分されるものでございます。日本で発売されている宝くじのうち、サマージャンボ宝くじとオータムジャンボ宝くじが市町村振興宝くじとされてお

りますが、これまでオータムジャンボ宝くじ分だけが配分され、サマージャンボ宝くじ分は積み立てられていたものでございます。これについても配分することが市長会等の要望により決定し、本年度に限って交付されたものでございます。

なお、本年度の特別交付税額の公表が15日、交付が16日に予定されておりました、今回の補正予算で計上する予定でありましたが、東北地方太平洋沖地震によりまして公表が延期となりまして、現在、交付額がまだわかっておりません。このことも御報告申し上げます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（川尻達志）ここで、暫時休憩します。

休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案を持って御参集願います。

午前10時49分休憩

午前11時20分開議

○議長（川尻達志）休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議題としました議案に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川尻達志）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

〔持留良一議員登壇〕

○持留良一議員 それでは、議案30号と議案31号に対して反対の立場で討論をさせていただきます。

昨年もこの関係する議案については反対の立場で討論させていただきました。基本的には、

情勢としても変わらない状況がある中、問題として、やはり今、私たちの垂水市、地域経済もそうですけれども、財政そのものが大変厳しい、回復困難な中にあるという問題、それからこの30号においては、やはり私は一時的な対策ではなくて、今日の状況を考えたときには本則の改定が必要だということが、これらの状況から見ても求められているというふうに考えます。一方、職員へは給与を引き下げる給与構造改革を実施をされています。このような対策をとるのであれば、やはり市長においても同じような対応をしていくのが本筋ではないでしょうか。このような現状を改めて、本則の私は改定が必要だというふうに思います。

よって、議案第30号垂水市教育委員会教育長の給与に関する条例等の一部改正条例案には反対をいたします。

議案第31号垂水市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案への反対の立場での討論ですが、引き続き確かに地域財政は厳しい状況にあるというのは私たちの状況の中でも明らかであります。しかし、一方では、地域経済の再生という大きな題目があります。そういう中、やはり給与の削減の影響は地域、特に本市においては大きなものがあるし、また民間企業への賃金への影響も大きいものというふうに思います。やはりそういうことを考えたときに、市民生活の生活の向上、地域再生、そういうことを願う立場からも、やはり削減は問題だというふうに思います。

よって、議案第31号垂水市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案には反対をいたします。

以上で、反対討論を終わります。

○議長（川尻達志）ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川尻達志）討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りします。

まず、議案第29号について、同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、議案第29号垂水市副市長の選任については同意することに決定しました。

次に、議案第30号を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（川尻達志）起立多数です。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（川尻達志）起立多数です。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（川尻達志）起立多数です。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

△意見書案第33号～意見書案第35号一括上程

○議長（川尻達志）日程第27、意見書案第33号から日程第29、意見書案第35号までの意見書案3件を一括議題とします。

意見書案第33号 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に反対する意見書案

意見書案第34号 350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書案

意見書案第35号 外国資本等による土地売買等に関する法整備を求める意見書案

○議長（川尻達志）案文は配付いたしておりますので、朗読を省略いたします。

「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に反対する意見書（案）

「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」の中で提示された「子ども・子育て新システム」（以下「新システム」という）は、現在の保育制度を大きく変えようとするものであるが、子どもの権利保障の観点から看過できない深刻な問題がある。

新システムは、保育制度を市場化し、営利企業の参入などを進め、公費の大幅な増額なしに安上がりにより、保育サービスの供給量の増大を図ろうとするもので、まさに介護保険と同じ仕組みである。

昨年、介護現場では、介護従事者の労働条件が急速に悪化し、人員配置基準の手薄さによる介護事故が頻繁に起こり、介護の質は著しく低下する傾向にある。

さらに、市町村の保育の実施義務をなくし、国の保育責任を放棄することになる新システム導入は、最も保育を必要としている子どもたちや家族が、今後はその支援を受けられなくなる可能性がある。

そればかりか、公的責任の後退や保育料の応益負担化は、保育の質の低下と介護保険のような深刻な保育従事者の不足をもたらすことは確実である。

また、地域主権改革の名のもと、保育所最低基準が廃止され、地方条例化されようとしているが、そうなれば、ますます自治体間格差が拡大していくことになる。

今、国が早急に取り組むべきことは、新システムの導入ではなく、現在の公的保育制度を充実させ、早急に待機児童解消のための保育所整備計画を策定し、必要な財政支援を行い、認可保育所を増やすことと考える。

憲法第25条と児童福祉法第24条にもとづく現在の公的保育制度こそ、子どもの権利、保護者や保育従事者が人間らしく働く権利を保障する制度であり、子どもの最善の利益の保障（子どもの権利条約第3条）にかなう制度である。現在の公的保育制度を変えようとする「子ども・子育て新システム」の導入に強く反対する。

以下、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成23年3月18日

鹿児島県垂水市議会 議長 川尻 達志

衆議院議長 横路 孝弘 殿
参議院議長 西岡 武夫 殿
内閣総理大臣 菅 直人 殿
総務大臣 片山 善博 殿
厚生労働大臣 細川 律夫 殿
文部科学大臣 高木 善明 殿

350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書（案）

わが国にはB型・C型肝炎感染者・患者が350万人もおり、その大半は血液製剤の投与、輸血、集団予防接種における針・筒の使い回しなどの医療行為による感染、国の責任による医原病とされる。ウイルス性肝炎は慢性肝炎から高い確率で肝硬変・肝臓がんに進行し、命が危険となる重大な病気である。肝炎患者の大半はインター

フェロン治療の助成以外は何の救済策もないままであり、病気の進行、高い治療費負担、生活困難にあえぎ、毎日120人ほどの患者が命を奪われている。感染に気付かず、治療しないまま肝炎が進行している人も少なくない。

肝炎患者のうち、フィブリノゲンなど特定血液製剤を投与して感染したことが、カルテなどで証明できた薬害C型肝炎被害者のみ、裁判手続きを経て国が給付金を支払う、「薬害肝炎救済特別措置法（以下「救済特措法）」が平成20年1月に制定された。

しかし、C型肝炎患者の多くは、感染してから長い年月を経て発症するので、気付いた時にはカルテの保存義務の5年がすぎており、ほとんどの患者はカルテ等による血液製剤投与の証明が難しく、救済特措法による対象から除外されている。救済特措法制定の際の衆参両議院の付帯決議にあるように、①手術記録、母子手帳等の書面、②医師等の投与事実の証明、③本人家族等による証言によって、特定血液製剤による感染の可能性のある患者は薬害肝炎被害者として認め、特措法を適用し広く救済する枠組みにしなければ救済されない。

また集団予防接種の際の注射器の連続使用によってB型肝炎感染被害を出した予防接種禍事件では、最終の司法判断が下され、国の責任が確定しているにもかかわらず、今なお係争が続いており、B型肝炎患者救済のために早期の解決が求められている。

以上のようなB型・C型肝炎感染の経緯をふまえて、国内最大の感染者被害をもたらしたことに対する国の責任が明記され、すべての肝炎患者を救済することを国の責務と定めた「肝炎対策基本法」が、平成21年11月に制定された。患者救済の根拠となる「基本法」はできたが、国の肝炎対策基本指針の策定、必要な個別法の制定、予算措置がなければ、患者の救済は進まない。よって、国会及び政府におかれては、こ

これらの患者を救済するため、下記の事項について速やかに必要な措置を行うよう強く要望する。

記

- 1、肝炎対策基本法をもとに、患者救済に必要な法整備、予算化をすすめ、全患者の救済策を実行すること。
- 2、「救済特措法」による救済の枠組みを広げ、カルテ以外の記録、医師らの証明、患者・遺族の記憶・証言などをもとに特定血液製剤使用可能性のあるC型肝炎患者を救済すること。
- 3、集団予防接種が原因とされるB型肝炎患者の救済策を講じること。
- 4、肝庇護薬、検査費用、通院費への助成をはじめ、肝炎治療費への支援、生活保障を行うこと。基本法が定めた肝硬変・肝がん患者への支援策をすすめること。
- 5、ウイルス性肝炎の治療体制・治療環境の整備、治療薬・治療法の開発促進、治験の迅速化などをはかること。
- 6、医原病であるウイルス性肝炎の発症者に一時金もしくは健康管理手当などを支給する法制度を確立すること。
- 7、肝炎ウイルスの未検査者、ウイルス陽性者の未治療者の実態を調査し、早期発見・早期治療につなげる施策を講じるとともに、ウイルス性肝炎への偏見差別の解消、薬害の根絶をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月18日

鹿児島県垂水市議会 川尻 達志

衆議院議長 横路 孝弘 殿
参議院議長 西岡 武夫 殿
内閣総理大臣 菅 直人 殿
財務大臣 野田 佳彦 殿
総務大臣 片山 善博 殿
厚生労働大臣 細川 律夫 殿

法務大臣 江田 五月 殿

外国資本等による土地売買等に関する法整備を求める意見書（案）

わが国においては、大切な国土資源である土地に関して、外国人及び外国法人（以下合わせて、「外国資本等」という。）が、日本人と同様に所有権を取得できるようになっている。他国においては、外国資本等による土地の所有権を認めない、または外国資本等の土地取得において事前許可制とするなど、外国資本等が土地取得することについて、様々な制限を課している事例が多い。

林野庁及び国土交通省が発表した、平成22年12月9日付「外国資本による森林買収に関する調査の結果について」によれば、国内各地において、外国資本等による土地取得の事例が数多く確認された。このまま、外国資本等による土地取得が無制限に拡大することになれば、日本国民の安全保障及び国土保全の視点から国家基盤を揺るがす問題に発展しかねないとの危惧がある。

特に、わが国にとって重要な水資源をはぐくんでいる森林については、国土の約7割を占めるにもかかわらず、民有林の売買に関する規制はなく、自由に売買することが可能である。今後、世界的な人口増加や経済発展による水需要の増加が見込まれる中で、河川の上流域などの水源地域において、地元の合意がないまま森林売買が増加していけば、森林の適切な管理が一層困難となり、水資源の保全や良好な環境づくりに大きな影響を及ぼすことが懸念される。

このようなことから、わが国における現行の土地制度については、近年急速に進行している世界規模での国土や水資源の争奪に対して無力であると言わざるを得ない。

よって、国においては、日本国民の共有の資

産である国土保全の観点から、外国資本等による土地の売買や適切な管理体制を構築するための法整備に取り組むよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成23年3月18日

鹿児島県垂水市議会 議長 川尻 達志

衆議院議長 横路 孝弘 殿
参議院議長 西岡 武夫 殿
内閣総理大臣 菅 直人 殿
内閣官房長官 枝野 幸男 殿
総務大臣 片山 善博 殿
農林水産大臣 鹿野 道彦 殿
国土交通大臣 大畠 章宏 殿
経済産業大臣 海江田 万里 殿
国家戦略担当大臣 玄葉 光一郎 殿

○議長（川尻達志）お諮りします。

ただいまの意見書案3件については、提出者の説明及び委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、いずれもそのように決定しました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川尻達志）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

意見書案第33号から意見書案第35号までの意見書案3件を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、意見書案第33号から意見書案第35号までの意見書案3件は原案のとおり可決されま

した。

△決議案第3号上程

○議長（川尻達志）日程第30、決議案第3号東北地方太平洋沖地震の救援・支援に関する決議案についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

〔篠原静則議員登壇〕

○篠原静則議員 お疲れさんです。

東北地方太平洋沖地震の救援・支援に関する決議について説明を申し上げます。

決議案第3号東北地方太平洋沖地震の救援・支援に関する決議について、会議規則第14条の規定により提出をいたします。

提案理由でございますが、去る3月11日14時46分ごろ、マグニチュード9.0という世界最大級の地震、津波が発生し、東北地方を中心に甚大な被害が出ました。犠牲者も相当な数に及び、また、消防、警察、自衛隊などにより懸命な捜索活動などが行われておりますが、いまだに多数の住民が孤立し、救助を求めています。安否不明の住民も数え切れません。

また、避難されている方々につきましても、物資の不足などによりつらい避難所生活を強いられており、早急な被害者救済及び被害地復旧のための支援が求められております。

さらには、原子力発電所の事故も発生し、被曝された方もおり、政府に対し、人命救助に全力を挙げつつ、被災者救済及び被災地復旧に積極的な措置を早急にとり、国民の不安を早急に解消するように強く要望するものであります。

なお、決議案につきましては、お手元に配付されておりますので、朗読は省略して提案とさせていただきます。

以上、議員各位の賛同を賜りますようお願い申し上げます。

よろしく申し上げます。

東北地方太平洋沖地震の救援・支援に関する

る決議案

東北地方を中心に、各地を襲った大きな地震と津波は、捜索活動が本格化するとともに、文字通り甚大な被害をもたらしたことが明らかになってきた。亡くなった人や行方不明者の数でも、自宅などが被害にあい公共施設などに避難を余儀なくされている人の数でも、かつてない規模に達する。まだ見つかっていない人たちの救出は、一刻を争うものである。同時に被災した人たちの切実な求めに応じて、避難所や食事、燃料や日用品などへの緊急の支援を直ちに実施すべきである。このようなことから政府は被災者の救出にあらゆる手だてを尽くすとともに、避難した人への支援に全力をあげることが求められている。

さらに、福島原発震災は炉心で燃料棒が溶解、建物も爆発・崩落するなど被害が拡大している。大震災と津波に痛めつけられたうえでの放射能汚染の拡大に住民の不安は限界にきている。緊急の対策を尽くし、住民の不安に伝えるのは、政府の最低限の責任である。大震災の救援とともに、原発震災での対応でも、「人命第一」が求められている。

大きな災害に際してなによりも大切にされなければならないのは、人の命である。国民の生命をまもり、安全を確保することこそ、政治の使命である。

垂水市議会は、犠牲となられた方々にご冥福をお祈りし、被災者に心からお見舞いを申し上げるとともに、被災者及び被災地への支援に全力で取り組み、関係方面からの広範な支援を願うものである。

政府は人命を最優先して取り組み、あらゆる可能な措置を取り被災者救済及び被災地支援復旧を進めるとともに、原発震災については事態を悪化させないように全力をあげ、周辺住民だけでなく広く国民に説明を尽くすべきである。

これらのことを強く要請する。

以上、決議する。

平成23年3月18日

垂水市議会

○議長（川尻達志）ここで、暫時休憩します。休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの決議案を持って御参集願います。

午前11時29分休憩

午前11時46分開議

○議長（川尻達志）休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議題としました決議案に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

決議案第3号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、決議案第3号は原案のとおり可決されました。

以上で、日程は全部終了しました。

ここで、私のほうから一言ごあいさつを申し上げたいと思いますので、副議長と交代をいたします。

[副議長、議長席に着席]

○副議長（池山節夫）しばらくの間、会議の進行を務めさせていただきます。

ここで、議長からあいさつのための発言の申し出がありましたので、これを許可します。

[議長川尻達志登壇]

○議長（川尻達志）去る2月24日から本日まで

で23日間にわたり、議員各位におかれましては、時節柄何かと御多忙中にもかかわらず、本会議、委員会を通じ、熱心に議案等の審査をしていただき、そして本日をもって平成23年度予算の成立を見ましたこと、議長として厚く御礼を申し上げたいと思います。

さて、時の流れはまことに早いもので、既に4年という月日がたってしまいました。私どもの任期は来月29日まで、あと1カ月余りを残しておりますけれども、特に緊急な案件のない限り、今任期中にお互いがこの席で顔を合わせるのは本日が最後になろうかと存じます。

この4年間、各位におかれましては、議員としての政治活動を通じ、本市発展と市民生活の向上、福祉増進のために懸命に努力、精進をされましたことに対し、改めて衷心より感謝の意を表したいと存じます。

私は未熟者の議長ではございましたけれども、大過なく職責を全うすることができましたこと、ひとえに議員各位の御支援と御協力のたまものであります。心から改めて厚く感謝を申し上げる次第であります。

ときに、来月はいよいよ私どもの選挙でございまして、市民の審判を仰がなければならないわけですが、再選を期して出馬をされる各位には、全員そろってこの席で顔を合わせられることができますように御健闘を心から御祈念を申し上げます。

次に、執行部の方々に一言申し上げます。

過去4年間、議会運営に対しまして御協力をいただいたことに対し、心から厚く感謝を申し上げます。

私どもは議員としての立場からさまざまな問題提起をし、また、相当手厳しい議論も行いました。時としては失礼な点もあったかと思いますが、これもすべて市民の福祉の向上と市の発展を願う一念からの言動でありましたこと、どうか御理解の上、御了承をお願いを申し上げた

いと思います。

今、東北地方の地震を初めとして、我が国は大変な国難の時代であります。国、県、地方とも同じ状況であります。各位におかれましては、今後とも御自重、御自愛の上、公僕精神に徹せられ、市民の幸せと本市の発展のためにお励みをいただくこと、心からお願いを申し上げます。

以上をもって私のあいさつといたします。

皆さん、本当にありがとうございました。（拍手）

○副議長（池山節夫） それでは、終わりましたので、議長と交代させていただきます。

ありがとうございました。

[議長、議長席に着席]

○議長（川尻達志） この際、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。

[市長尾脇雅弥登壇]

○市長（尾脇雅弥） 市議会の皆様も本日をもって任期最後の議会になるかと思っておりますので、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、4年間にわたる議員活動を通じ市勢発展に御尽力を賜り、衷心より敬意と感謝の意を表する次第でございます。

引き続き御出馬なされる方々におかれましては、御健闘をいただき、めでたく御当選になり、再びこの議場でお目にかかれよう、心からお待ちを申し上げます。

地方交付税の減少による財源確保や税収の減少、高齢化など、本市の抱える課題は山積いたしておりますが、これからの課題を一つ一つ解決をし、一層の市政の飛躍を果たすためには、市議会と市執行部が一丸となって取り組んでいく必要がございます。そのためには、議会運営に堪能な皆様方が必要とされております。ぜひ頑張ってお選をさせていただきたいと願う次第でございます。

私も、初当選させていただいたこれからの4年間を、行財政改革を初め、市民との協働のもと、「安心安全なまちづくり」、「住んでよかったと思えるまちづくり」、「元気で活力のあるまちづくり」を目指しまして、職員一同結集して行政の運営に当たってまいりたいと思います。

最後に、くれぐれも健康に御留意くださいますようお願いを申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。

4年間、お疲れさまでした。ありがとうございました。

△閉 会

○議長（川尻達志） これをもちまして、平成23年第1回垂水市議会定例会を閉会いたします。

午前11時55分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員